



神奈川区連合町内会自治会連絡協議会
(10月定例会)



日時：令和5年10月18日（水）午後1時30分から

1 佐藤会長あいさつ

2 日比野区長あいさつ

3 警察・消防 定例報告

- (1) 刑法犯認知状況について (神奈川警察署生活安全課)
- (2) 交通事故発生状況について (神奈川警察署交通課)
- (3) 火災・救急等の状況について (神奈川消防署)

4 議題

- (1) 横浜地区「調停手続相談会」開催のご案内およびチラシ掲出のお願いについて 【掲出依頼】(横浜地方裁判所・横浜家庭裁判所)
- (2) 令和5年度日赤神奈川区地区会費中間受入状況報告について 【中間報告】(神奈川区社会福祉協議会)
- (3) 横浜みどりアップ計画[2019-2023] 4か年[2019(令和元)-2022(令和4)年度]実績と「これからの緑の取組[2024-2028](原案)」の報告について 【情報提供】(環境創造局みどりアップ推進課)
- (4) 「住宅用火災警報器の一斉点検」実施のお願いについて 【協力依頼】(神奈川消防署総務・予防課)
- (5) 令和6年神奈川区新年賀詞交換会の案内状の発送について 【情報提供】(総務課)
- (6) 共助推進事業補助金事例チラシの送付について 【情報提供】(総務課)

- (7) GREEN×EXP0 2027 (2027年国際園芸博覧会)の機運醸成について
【情報提供】(区政推進課)
- (8) 第9期神奈川区地域づくり大学校開講報告及び交流会の開催について
【情報提供】(区政推進課地域力推進担当)
- (9) 民生委員・児童委員の活動支援策等及び年齢要件に関する検討状況に関する報告について
【事業説明】(福祉保健課)
- (10) 第9期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画素案に係るパブリックコメントの実施について
【市民意見募集】(高齢・障害支援課)
- (11) 新たな一般廃棄物処理基本計画(素案)に関するパブリックコメントについて
【市民意見募集】(資源循環局神奈川事務所)
- (12) 年末年始のごみと資源物の収集日程について
【掲出依頼(11月便)】(地域振興課資源化推進担当)
- (13) 「わが町かながわマナー違反一掃作戦」について
【お礼】(地域振興課資源化推進担当)
- (14) 令和6年度神奈川区交通安全功労者表彰候補者の推薦について
【推薦依頼】(地域振興課)
- (15) 電柱巻防犯看板の撤去について
【撤去依頼】(地域振興課)
- (16) 「神奈川区商店街麺ラリー」の開催について
【情報提供】(地域振興課)
- (17) 消費生活情報「よこはまくらしナビ」について
【掲出依頼】(地域振興課)
- (18) 第39回神奈川区ミニバスケットボール大会開催に伴う御協力について
【協賛依頼】(大会実行委員会事務局)
- (19) 神奈川区民まつりへの協力に対するお礼について
【お礼】(神奈川区民まつり実行委員会)

(3)・(7)・(9)・(10)・(11)・(12) は、市連会からの議題です。

《11 月定例スケジュール》

・ 11 月区連定例会の開催について (地域振興課)

◇日 時：令和5年11月17日(金) 13時30分～

◇場 所：神奈川区役所 本館5階大会議室

・ 11 月の配送便（白袋）について (地域振興課)

11月の配送便は25日(土)までに送付予定です。

《1 月区連定例会の開始時刻の変更》

◇日 時：令和6年1月18日(木) (地域振興課)

15時30分～ ⇒ 13時30分～

議 題

1 横浜地区「調停手続相談会」開催のご案内およびチラシ 掲出のお願いについて

掲出依頼

市民の皆様に、家庭内及び社会生活における様々な紛争解決の手段の一つである調停制度の普及を図るとともに、紛争解決に悩んでおられる方々に対する解決の一助となることを期して、「調停手続相談会」を開催いたします。

つきましては、神奈川区の自治会・町内会の皆様にご案内いただきたく、10月の配送便にて同相談会開催のチラシをお送りいたしますので、掲示板への掲出にご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

【概 要】

調停手続相談会

◇日時：令和5年11月25日（土）10：00～15：30

◇場所：かながわ労働プラザ（京浜東北線／石川町駅 徒歩3分、 関内駅 徒歩8分）

【問合せ先】

横浜地方裁判所 総務課庶務第二係 電話：045-664-8778

横浜家庭裁判所 総務課庶務係 電話：045-345-3505

2 令和5年度日赤神奈川区地区会費中間受入状況報告について

中間報告

日本赤十字社 会費募集にご協力いただきありがとうございます。
令和5年9月20日現在における日赤会費受入の状況を報告します。

【実績額】

① 受け入れた日赤会費の金額

10,824,710円（令和5年9月20日現在）

（参考 令和4年度実績額：13,044,751円）

② 納めていただいた自治会町内会の数

136自治会町内会（令和5年9月20日現在）

（参考・令和4年度実績：155自治会町内会）

なお、日赤会費は5月～7月が強化月間となっておりますが、前年度同様、年度の最終実績は12月までを目途に受付しておりますので、引き続きご協力を賜りますよう各自治会町内会への周知をお願い申し上げます。

※提供資料はありません。

【問合せ先】

神奈川区社会福祉協議会 担当：後藤・菅原 電話：311-2014 FAX：313-2420

3 横浜みどりアップ計画[2019-2023] 4 か年[2019（令和元）-2022（令和4）年度]実績と「これからの緑の取組[2024-2028]（原案）」の報告について

情報提供

「緑豊かなまち横浜」を次の世代に引き継いでいくために、「横浜みどり税」を財源の一部として活用させていただきながら「横浜みどりアップ計画」を推進しています。4 か年[2019（令和元）-2022（令和4）年度]を振り返り、取組の成果を事業報告書にまとめましたのでご報告いたします。

また、昨年12月から本年1月にかけて、「これからの緑の取組[2024-2028]」の素案に対する市民意見募集を実施し、その結果を踏まえ、原案をまとめましたのでご報告いたします。

つきましては、10月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を1部お送りいたします。

【問合せ先】

環境創造局 みどりアップ推進課 担当：堀越・溝渕 電話：671-2712 FAX：224-6627

4 「住宅用火災警報器の一斉点検」実施のお願いについて

協力依頼

住宅用火災警報器は、住宅内で発生した火災を早期に発見することを目的として正常に作動し鳴動することが重要となりますが、設置から10年以上経過したものは、電池切れや電子部品の寿命などで火災を感知しなくなる恐れがあることから、定期的に点検を行い確認することが大切です。

つきましては、地域で行う防災訓練などと併せて「住宅用火災警報器の一斉点検」を行っていただきますようお願い申し上げます。

10月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を1部お送りいたしますので、ぜひ訓練のご参考としてください。

【問合せ先】

神奈川消防署 総務・予防課 担当：長崎・青柳・皆川
電話：316-0119 FAX：316-0119

5 令和6年神奈川区新年賀詞交換会の案内状の発送について

情報提供

9月の区連会でも御周知のとおり、令和6年神奈川区新年賀詞交換会を次のとおり開催いたします。

10月の配送便にて各自治会町内会長様あてに案内状をお送りいたします。皆さまの御参加をお待ちしております。

【概要】

◇日時：令和6年1月9日（火） 15:00～16:30

◇場所：新横浜プリンスホテル（港北区新横浜3-4）

◇会費：10,000円

◇申込方法：案内状に同封の「払込取扱票」に必要事項を記入のうえ、お近くの郵便局で申込人数分の会費の払込をお願いします。

※区役所総務課での現金でのお申し込みはできませんので御注意ください。

※会費の払込をもって賀詞交換会の参加申込完了となります。

◇申込受付：令和5年11月30日（木）まで

【その他】

◇「広報よこはま11月号」に御案内を掲載いたします。

◇当日、御芳名・役職名を記載した参加者名簿をお配りいたします。

※名簿への記載は、令和5年11月30日（木）までにお申し込みいただいた方のみとさせていただきます。また、名簿への記載を希望されない方は御連絡ください。

【問合せ先】

総務課 庶務係 担当：岩田・渡部・城所 電話：411-7007 FAX：324-5904

6 共助推進事業補助金事例チラシの送付について

情報提供

町の防災組織の防災の取組を支援するため、補助金の活用事例チラシを新たに作成しました。

つきましては、10月の配送便にて各自治会町内会長様あてにチラシを一部お送りいたします。

【問合せ先】

総務課 防災担当：立川・西山 電話：411-7004 FAX：324-5904

7 GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）の機運醸成について

情報提供

この度、博覧会協会、横浜市及び横浜商工会議所では、GREEN×EXPO 2027 の目指すビジョンや共創の姿を企業・自治体・大学など関係者の方々と共有し、出展等のご参加についてご理解いただく機会として、9月26日（火）にパシフィコ横浜ノースで「共創キックオフ・ミーティング」を開催しました。

また、公式アンバサダーを決定しました。

つきましては、10月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を1部お送りいたします。

【問合せ先】

都市整備局 国際園芸博覧会推進課 担当：西野・秋葉
電話：671-4627 FAX：212-1223

8 第9期神奈川区地域づくり大学校開講報告及び交流会の開催について

情報提供

【開講・受講生の報告】

第9期地域づくり大学校は、様々な想いを持って参加されている26人の受講生とともに9月に開講を迎えました。講座の様子を区ホームページに掲載しますので、ご覧ください。

第9期神奈川区地域づくり大学校の様子はこちらをご覧ください。

(二次元コードを読み込みいただくか、
「神奈川区地域づくり大学校」で検索してください)



【交流会のご案内】

12月には「自治会町内会活動と地域活動の掛け算」をテーマに交流会を開催します。今回は初の試みで、自治会町内会の皆さまをお招きして、地域づくり大学校の受講生・卒業生との交流を通じて、これからの自治会町内会活動に若い世代を巻き込むためのアイデアを出し合い、皆で学ぶ場にできればと考えています。

是非交流会にご参加いただき、様々な地区の事例や幅広い世代の声を聞くことで今後の地域活動のヒントをお持ち帰りいただければと存じます。

つきましては、10月の配送便にて各自治会町内会長様あて資料を1部お送りします。

◇日 時：令和5年12月17日（日）13：00～16：00

◇場 所：神奈川区役所5階 大会議室

◇参加対象者：交流会にご関心のある各地区連合会長、単位町内会長及び自治会町内会役員の方

◇申 込 方 法：案内チラシ裏面の申込書にて、11月26日（日）までにメール、FAXまたは横浜市電子申請・届出システムにてお申込みください。

※詳細はチラシをご確認ください。

※申込多数の場合は早めに締め切らせていただく場合があります。



【問合せ先】

区政推進課 地域力推進担当：辻岡・宮前・後藤

電話：411-7026 FAX：314-8890

9 民生委員・児童委員の活動支援策等及び年齢要件に関する 検討状況に関する報告について

事業説明

民生委員・児童委員の年齢要件について、令和7年の一斉改選に向けて市民児協等と意見交換を行っていますので、ご報告します。また、民生委員活動に対する支援策や推薦事務の改善等について検討を進めていますので、その内容についてご報告します。

つきましては、10月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を1部お送りいたします。

【問合せ先】

健康福祉局 地域支援課 担当：村山 電話：671-4046 FAX：664-3622

10 第9期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・ 認知症施策推進計画素案に係るパブリックコメントの実施に ついて

市民意見 募 集

令和6年度から8年度の3か年を計画期間とする、第9期 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画の策定にあたり、市民の方から広く御意見・御要望等を伺うため、素案をもとにパブリックコメントを実施します。

つきましては、参考までに 10月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を1部お送りいたします。

【問合せ先】

健康福祉局 高齢健康福祉課 担当：川添・武井・清水 電話：671-3412 FAX：550-3613

11 新たな一般廃棄物処理基本計画（素案）に関するパブリックコメントについて

市民意見
募 集

今年度、ヨコハマ3R夢プランに替わる、新たな一般廃棄物処理基本計画を策定します。本計画に対し、幅広く市民の皆様のご意見を伺うため、パブリックコメントを実施しますので、ご協力をお願いします。

つきましては、参考までに 10月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を1部お送りいたします。

◇募集期間：令和5年10月12日（木）から11月10日（金）まで

◇募集方法：電子申請システム、はがき、FAX、Eメール

◇広 報：各区役所、市民情報センター等でパンフレット配付するほか、市のホームページでもお知らせします。

【問合せ先】

資源循環局 神奈川事務所 担当：麻生・長野 電話：441-0871 FAX：441-5938

12 年末年始のごみと資源物の収集日程について

掲出依頼
(11月便)

年末年始のごみと資源物の収集は、12月31日（日）から1月3日（水）まで、お休みさせていただきます。

今年度も昨年度同様チラシの班回覧については中止し、各自治会・町内会掲示板へのチラシ掲出依頼とします。

つきましては、11月の配送便にてチラシをお送りいたしますので、掲示板への掲出をお願いいたします。

そのほか、各集積場所への収集日程表の貼付や、広報よこはま12月号（市版）への掲載により、市民の皆様にお知らせしてまいります。

【問合せ先】

地域振興課 資源化推進担当：越尾・太田 電話：411-7091 FAX：323-2502

13 「わが町かながわマナー違反一掃作戦」について

お 礼

わが町かながわマナー違反一掃作戦は、皆様の御協力により無事終了いたしました。
多くの皆様の御参加をいただきありがとうございました。

9月27日（水）に実施した結果は次のとおりです。

参加者数	自治会町内会	623 人
	71 事業者（2 小学校含む）	1,160 人
	合計	1,783 人
集まったごみの量		440kg
放置自転車・バイク対策	移動台数	26 台
	警告札貼付	40 台
違法駐車対策	車両への確認標章貼付	6 件
	運転者等への口頭注意	15 件

※提供資料はありません。

【問合せ先】

地域振興課 資源化推進担当：越尾・太田 電話：411-7091 FAX：323-2502

14 令和6年度神奈川区交通安全功労者表彰候補者の推薦について

推薦依頼

標記功労者表彰を次のとおり行います。つきましては、該当する個人・団体がありましたら、御推薦くださいますようお願いいたします。

(推薦は単位自治会町内会長名ではなく、地区連合町内会長名でお願いします。)

【表彰概要・依頼内容】

- ◇表 彰 対 象：別紙「神奈川区交通安全功労者表彰要綱・選考基準」を御参照ください。
- ◇推薦依頼数：地区連合町内会ごとに 個人1名、団体1団体 以内
- ◇推 薦 期 限：令和5年12月1日(金)まで
- ◇提 出 先：地域振興課 (神奈川区交通安全対策協議会事務局)
- ◇表 彰 式：令和6年4月に神奈川区交通安全対策協議会総会の席上にて行う予定です。(詳細は別途御案内いたします。)

【添付資料】

- ◇依頼文、神奈川区交通安全功労者表彰要綱・選考基準
- ◇推薦書(個人)様式1、推薦書(団体)様式2
- ◇過去(10年)の区表彰者名簿

※連長への推薦依頼です。

【問合せ先】

地域振興課 交通安全担当：佐藤・山本 電話：411-7095 FAX：323-2502

15 電柱巻防犯看板の撤去について

撤去依頼

平成 18 年度から平成 24 年度まで自治会町内会さまへ配布した「電柱巻防犯看板」について、経年劣化により破損したまま設置されている状態にあります。設置している自治会町内会さまには、撤去していただくようお願いします。

つきましては、10 月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を 1 部お送りいたします。

【看板概要】

- 1 看板色：黄色蛍光色
- 2 大きさ：横約 20 cm×縦約 60 cm
- 3 標語
 - ① 「防犯パトロール実施中」
 - ② 「ひったくりに注意」
 - ③ 「犯罪をさせない・見逃さない街」

【問合せ先】

地域振興課 防犯担当：折笠・太田 電話：411-7095 FAX：323-2502

16 「神奈川区商店街麺ラリー」の開催について

情報提供

下記のとおり「神奈川区商店街麺ラリー」を開催します。

区内の対象店舗（計21店舗の麺を扱うお店）を利用して、スタンプを 3 つ集めて応募すると、抽選で素敵な賞品をプレゼントします。

つきましては、10 月の配送便にて各自治会町内会長様あてにチラシを 1 部お送りいたします。皆様の御参加をお願いします。

【開催期間】

令和 5 年 11 月 1 日（水）～令和 6 年 1 月 31 日（水）

【配布場所】

「神奈川区商店街麺ラリー冊子（応募用はがき付き）」は区役所ほか、区内商店街、各地区センター及び区内主要駅の PR ボックスにて配布します。

【問合せ先】

地域振興課 担当：小川・中村 電話：411-7086 FAX：323-2502

17 消費生活情報「よこはま暮らしナビ」について

掲出依頼

横浜市消費生活総合センターにおいて毎月作成している、最近の消費者被害等の事例等をわかりやすくお伝えするチラシ「よこはま暮らしナビ」11月号を10月の配送便にてお送りいたしますので、可能な範囲で掲示板への掲出をお願いいたします。

【問合せ先】

経済局 消費経済課 担当：本田・中川 電話：671-2584 FAX：664-9533

18 第39回神奈川区ミニバスケットボール大会開催に伴う御協力について

協賛依頼

青少年の健全育成及び健康と体力の増進を図ることを目的として、神奈川区内在住または在学の小学生を対象としたミニバスケットボール大会を開催します。

つきましては、各地区連合からのご協賛をお願いするとともに、地区連合町内会長の皆様にはご多用とは存じますが、よろしければ表彰式に御臨席くださいますようお願い申し上げます。

【開催日】11月26日（日）予選

12月3日（日）決勝トーナメント・表彰式

【主催】神奈川区ミニバスケットボール大会実行委員会

【会場】予選：子安小学校ほか 決勝：神奈川スポーツセンター

【依頼内容】

◇大会への協賛

地区連合町内会につき3,000円をお願いいたします。

※お手数ですが、11月区連定例会の際に現金で集めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

◇表彰式への出席

地区連合町内会長様宛に後日案内状を送付いたします。

※資料提供は連長までです。

【問合せ先】

神奈川区ミニバスケットボール大会実行委員会事務局（地域振興課）

担当：宮本・萩原 電話：411-7092 FAX：323-2502

19 神奈川区民まつりへの協力に対するお礼について

お 礼

神奈川区民まつりを10月8日（日）に開催し、おかげさまで盛況のうちに無事終えることができました。

開催にご協力くださいました皆様に改めて感謝申し上げます。

さて、分担金を納入いただきましたお礼として10月の配送便にてささやかながら記念品をお送りいたします。

◇当日来場者数

約 75,000 人

◇広報・報道

・YOU テレビ

「地域情報番組 MyYou!」内

10/23(月)～10/29(日) YOU チャンネル(地上 11ch)

10 時～/13 時～/16 時～/20 時～/23 時～

(35 回/週 毎日 5 分間ほど繰り返し放送)

・タウンニュース神奈川区版 10 月 12 日号

・市長フォトダイアリー

横浜市長 フォトダイアリー

検索

◇配送物品

・記念品（区民まつり記念タオル） 1 単会あたり 1 つ

※提供資料はありません。

【問合せ先】

神奈川区民まつり実行委員会（地域振興課） 担当：小川・沓澤

電話：411-7087 FAX：323-2502

令和5年10月18日

自治会・町内会会長 様

横浜家事調停協会

横浜民事調停協会

神奈川民事調停協会

保土ヶ谷民事調停協会

横浜地区「調停手続相談会」開催のご案内およびチラシ掲出のお願い

前略 昨年に引き続き、本年も11月に横浜家事調停協会・横浜/神奈川/保土ヶ谷の民事調停協会では、最高裁判所から委嘱を受け、4協会合同で無料の「調停手続相談会」を開催する運びとなりました。なお、同相談会は横浜市のご後援を頂いております。

家庭内及び社会生活における様々な紛争解決の手段の一つとしての調停制度は、発足後100年を経過しましたが、残念ながら市民の方々の認識度は低く、積極的に利用されていないのが現状です。従いまして、未だに紛争解決に悩んでおられる方も多いのではないかと思います。

このような状況下、県下の4調停協会では、無料の「調停手続相談会」を通じて本制度の普及を図り、紛争解決の一助としていきたいと考えております。

つきましては、貴自治会・町内会の皆様に同相談会開催についてご案内を頂きたく、開催チラシの掲示板への掲出につきまして、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

草々

開催日時：令和5年11月25日（土）10：00～15：30

開催場所：かながわ労働プラザ（京浜東北線 石川町駅 徒歩3分、関内駅 徒歩8分）

<ご参考：調停制度とは>

裁判以外での紛争解決の手段として調停があります。調停は裁判官と民間の調停委員二人で構成する調停委員会が当事者の言い分を聴き、当事者双方が納得して問題の解決を図れるよう助言や仲介を行う制度です。合意内容は、裁判の判決と同一の効力を持ちます。

また、調停は訴訟ほどには手続きが難しくなく、誰でも簡単に利用できるうえ当事者は自由に言い分を述べることができるという利点があります。

問合せ先 横浜地方裁判所 総務課庶務第二係 電話 045-664-8778
横浜家庭裁判所 総務課庶務係 電話 045-345-3505

調停手続相談会

予約不要

不動産

近隣トラブル

借金

交通事故

相続

労働問題

離婚・婚姻費用・養育費等



このようなトラブルでお困りの方に、裁判所の民事調停委員や家事調停委員が無料で手続相談をお受けします。お気軽にお越しください。(秘密は厳守します)

なお、本相談会は税務、法律の相談会ではありませんので、ご注意ください。

また、コロナ感染予防のため発熱等体調不良の方は、来場をご遠慮ください。

日時

令和5年11月25日(土)

10:00~15:30
(受付終了15:00)

場所

かながわ労働プラザ

JR京浜東北・根岸線「石川町駅」中華街口(北口)徒歩3分

JR京浜東北・根岸線「関内駅」南口から徒歩8分

横浜市営地下鉄ブルーライン「伊勢佐木長者町駅」出口2徒歩12分

横浜市営地下鉄ブルーライン「関内駅」出口1徒歩12分

申込

予約不要・当日会場で受付

主催

公益財団法人 日本調停協会連合会

横浜民事調停協会 横浜家事調停協会

神奈川民事調停協会

保土ヶ谷民事調停協会

後援

最高裁判所 横浜地方裁判所 横浜家庭裁判所

横浜市民局

問合せ先

横浜地方裁判所 総務課庶務第二係

横浜家庭裁判所 総務課庶務係

電話 045-664-8778

電話 045-345-3505



横浜みどりアップ計画[2019-2023]

4 か年（2019(令和元)～2022(令和4)年度）の実績と 「これからの緑の取組[2024-2028]（原案）」の報告について

1 横浜みどりアップ計画[2019-2023] 4 か年（2019(令和元)～2022(令和4)年度）の実績について

横浜みどりアップ計画につきましては、平成 21 年度から、横浜みどり税を財源の一部として活用させていただきながら、推進しています。令和元年度からは、5 か年計画に取り組んでおり、令和 5 年度はその最終年度となります。

このたび、令和 4 年度までの 4 か年を振り返り、取組の成果をまとめたリーフレットを作成しましたのでご報告いたします。

【配布資料】

- ・横浜みどりアップ計画[2019-2023] 4 か年の実績概要リーフレット
- ・「横浜みどり税」の説明チラシ
- ・【参考資料】 4 か年[2019(令和元)～2022(令和4)年度]の区別実績

2 「これからの緑の取組[2024-2028]（原案）」について

令和 6 年度以降、重点的に取り組む「これからの緑の取組[2024-2028]」について検討を進めています。昨年 12 月から本年 1 月にかけて、「これからの緑の取組[2024-2028]」の素案に対する市民意見募集を実施し、その結果を踏まえ、原案をまとめましたのでご報告いたします。

なお、令和 5 年度は、横浜みどり税の最終年度でもあることから、令和 6 年度以降の横浜みどり税を含む財源のあり方について、「これからの緑の取組[2024-2028]（原案）」をもとに、今後検討していきます。

【配布資料】

- ・これからの緑の取組[2024-2028]（原案）概要版

【問合せ】

- ☐横浜みどりアップ計画の実績に関すること

環境創造局みどりアップ推進課 TEL: 671-2712 FAX: 224-6627

- ☐これからの緑の取組（原案）に関すること

環境創造局政策課 TEL: 671-4214 FAX: 550-4093

- ☐横浜みどり税に関すること

財政局税務課 TEL: 671-2253 FAX: 641-2775

税制課 TEL: 671-2252 FAX: 641-2775

効果的な広報の展開

緑に関するイベントへの出展や、「広報よこほま」等への記事掲載、SNSなど様々な手法を用いて、幅広い年齢層にみどりアップ計画の取組を知っていただけるよう広報を展開しています。



マスコットキャラクターを活用した広報



広報よこほま 令和4年10月号

計画の事業費と横浜みどり税（4か年の累計）

緑の減少に歯止めをかけ、「緑豊かなまち横浜」を次世代に継承するため、2019(令和元)年度からの4か年の事業費365億円のうち、横浜みどり税を114億円充当し、市内の樹林地の買取り・維持管理等をはじめとした緑の保全・創出・育成に取り組んでいます。

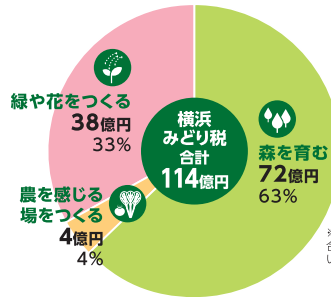
横浜みどり税の課税方式

【個人】市民税の均等割に年間900円を上乗せ

※所得が一定金額以下で市民税均等割が課税されない方を除く

【法人】市民税の年間均等割額の9%相当額を上乗せ

計画の柱ごと の活用額



「みどりアップを楽しもう!」 イベント・体験のスポットをご紹介します

詳しくはHPをご覧ください



ほかにも、18区役所で様々な取組を行っています



森にふれる

散策など森にふれるイベントやスポット
ウェルカムセンター (5か所)
市民の森／ふれあいの樹林
市民の森ガイドマップ／森づくり体験会



トンボ塾 / 戸塚区

農にふれる

農畜産物の直売など農にふれるイベントやスポット
収穫体験農園／市民農園
直売所／マルシェ
よこほま地産地消サポート店



市内産農畜産物の直売 / 中区

緑や花にふれる

まち歩きなど緑や花にふれるイベントやスポット
花の見どころカレンダー
ガーデンネックレス横浜／里山ガーデンフェスタ／都心臨海部等の緑花



里山ガーデンフェスタ / 旭区

横浜みどりアップ計画市民推進会議の活動

横浜みどりアップ計画市民推進会議は、公募市民や学識経験者などから構成されている附属機関です。横浜みどりアップ計画の取組の検証や、現地調査を行い、評価・提案を報告書にまとめているほか、広報誌「YokohamaみどりアップAction」を発行しています。



詳しくはHPをご覧ください



「YokohamaみどりアップAction」

お問合せ

「横浜みどりアップ計画」について
環境創造局政策課 TEL.045-671-4214 FAX.045-550-4093

「横浜みどりアップ計画」の各事業について
環境創造局みどりアップ推進課 TEL.045-671-2712 FAX.045-224-6627

「横浜みどり税」について

【個人市民税】各区役所税務課または財政局税務課 TEL.045-671-2253 FAX.045-641-2775
【法人市民税】財政局法人課税課 TEL.045-671-4481 FAX.045-210-0481

実績報告書はHPをご覧ください
区ごとの実績もご覧いただけます

横浜みどりアップ計画



横浜みどりアップ計画 [2019-2023]

4か年 の実績 概要 [2019(令和元)～2022(令和4)年度の実績]



緑の減少に歯止めをかけ、「緑豊かなまち横浜」を次世代に継承するため、「横浜みどり税」を財源の一部として活用しながら、「横浜みどりアップ計画[2019-2023]」を進めています。このリーフレットは、2019(令和元)～2022(令和4)年度に実施した事業の実績を概要としてまとめています。



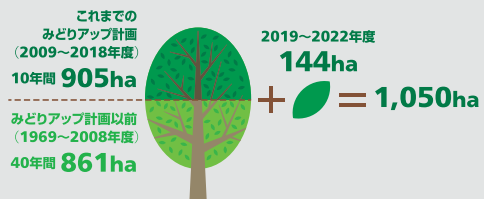
計画の柱1

横浜みどりアップ計画 4か年 の実績 概要 [2019(令和元)～2022(令和4)年度の実績]

市民とともに次世代につなぐ 森を育む

樹林地の保全の進展

4か年で144haの樹林地を新たに緑地保全制度により指定しました。



▶ 緑地保全制度による
新規指定

144.8ha

▶ 市による買取り

67.0ha



富岡東三丁目特別緑地保全地区 / 金沢区

保全した樹林地の良好な維持管理や 安全の確保を市民協働で推進

市が管理する樹林地の安全を確保しながら、緑の機能が発揮されるような森づくりを進めました。

▶ 森の維持管理

樹林地636か所、公園150か所

▶ 維持管理の助成

525件

▶ 保全した樹林地の整備 312か所



整備した園路
今井・境木市民の森 / 保土ケ谷区



整備した柵など
東寺尾ふれあいの樹林 / 鶴見区



森づくり体験会
池辺市民の森 / 都筑区



土地所有者による維持管理への支援
作業前後 / 戸塚区



計画の柱2

市民が身近に 農を感じる場をつくる

良好な農景観の保全の推進

市内の水田面積の約9割を保全し、農地縁辺部の植栽等により良好な農景観を維持・形成しました。

▶ 水田保全面積 111.9ha



保全された水田 / 栄区



農地縁辺部への植栽 / 都筑区

農とふれあう場や機会の増加

気軽に農体験ができる収穫体験農園や、自分で考え自由に耕作できる農園付公園など、市民ニーズに合わせた農園の開設を進めるとともに、市民が農について学ぶイベントや講座を実施しました。

▶ 様々なニーズに合わせた農園の開設 17.5ha



収穫体験農園の開設 / 泉区



市民農業大学講座 / 保土ケ谷区

地産地消の拡大

市民が身近なところで地産地消を実感できるよう、直売所・青空市等の支援を行ったほか、野菜を購入できる自動販売機の設置などを支援しました。

▶ 直売所・青空市等の支援 196件



みなとみらい農家朝市 / 西区



杉田野菜直売所 / 磯子区



計画の柱3

市民が実感できる 緑や花をつくる

市民が実感できる緑と花の空間づくりの推進

公共施設や公園、保育園など、市民の身近な場所で実感できる緑を創出しました。

▶ 公共施設・公有地での緑の創出

34か所

▶ 保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出

168か所



中本牧コミュニティハウス敷地内
こどもの遊び場 / 中区



六角橋四丁目公園 / 神奈川区

緑や花による街の賑わいづくりの推進

多くの市民が集まる都心臨海部の公共空間などで、緑や花による空間演出を集中的に展開し、街の魅力の向上、賑わいづくりを進めています。

▶ 都心臨海部等の緑花による魅力ある空間づくりと維持管理

58か所



新横浜駅周辺 / 港北区



日本大通り / 中区

全区での市民や企業との協働による 緑と花の取組の展開

地域緑のまちづくりで、その地区ならではの緑のまちづくりを推進しました。オープンガーデンなどの市民が緑や花に親しむ取組を各区で推進しました。

▶ 緑や花を身近に感じる各区の取組 18区で推進



ひまわり栽培交流 / 港南区



オープンガーデン / 瀬谷区



参加者の声

森に関わるきっかけや環境を学ぶ機会として、市内大学と連携した「よこはま森の楽校」や、市内7館の図書館と連携した「森の中のプレイパーク」などのイベントを開催しました。

森を探索し、ふしぎなことをたくさん調べることができて、いい経験になったと思う。



よこはま森の楽校
東洋英和女学院大学 / 緑区



森の中のプレイパーク
南図書館 / 南区



参加者の声

横浜ふるさと村や恵みの里において、農家団体が実施する農体験教室等のイベントの開催を支援しました。

横浜でもこういった農体験ができる場所があるのはうれしい。



田植え体験
田奈恵みの里 / 青葉区



じゃがいも掘り体験
舞岡ふるさと村 / 戸塚区



参加者の声

保育園・幼稚園・小中学校において園庭・校庭の芝生化や生き物とふれあい学べるビオトープの整備、花壇づくり、屋上や壁面の緑化など、多様な緑を創出する取組を推進しました。

学校にビオトープを導入することで、生き物に興味・関心を持つ生徒が増えました。



芝生化した園庭
幼稚園 / 旭区



ビオトープの整備
保育園 / 港北区



横浜みどり税

「横浜みどり税」は
「横浜みどりアップ計画」を進めていくために
ご負担いただいています。

緑豊かなまち横浜を次世代に継承することは重要な課題です。また、緑は一度失われると取り戻すことが困難です。

横浜市では、緑を守り、つくり、育む取組を進める「横浜みどりアップ計画」の重要な財源の一部として、平成21年度から市民の皆様にご負担いただいています。

いただいた「横浜みどり税」は、樹林地・農地の確実な担保、身近な緑化の推進などに活用しています。

横浜みどり税の
税額

個人市民税均等割に年間 **900 円** を上乗せ

※法人の場合は、年間均等割額の9%相当額を上乗せ

※課税年度は、令和5年度までです。

横浜みどり税の
使いみち

- 1 樹林地・農地の確実な担保
- 2 身近な緑化の推進
- 3 維持管理の充実によるみどりの質の向上
- 4 ボランティアなど市民参画の促進につながる事業



横浜みどりアップ 葉っぱー

横浜みどりアップ計画 [2019-2023]

横浜みどりアップ計画



計画の理念

みんなで育む みどり豊かな美しい街 横浜



5か年の目標

- ・緑の減少に歯止めをかけ、総量の維持を目指します
- ・地域特性に応じた緑の保全・創出・維持管理の充実により緑の質を高めます
- ・市民と緑との関わりを増やし、緑とともにある豊かな暮らしを実現します

計画の柱1

市民とともに

次世代につなぐ森を育む

5か年の主な取組

- 300haの樹林地を新規指定
- 指定した樹林地における維持管理の支援
- 森に関わるきっかけとなるイベントや広報を実施



保全した市民の森

計画の柱2

市民が身近に

農を感じる場をつくる

5か年の主な取組

- 水田の継続的な保全を支援
- 様々な農園を開設するなど、農とふれあう機会を提供
- 市民や企業と連携した地産地消の推進



保全した水田

計画の柱3

市民が実感できる

緑や花をつくる

5か年の主な取組

- 地域で愛されている並木を再生
- 地域緑のまちづくりや地域に根差した各区での取組を推進
- 緑や花による魅力ある空間づくりを推進



魅力ある空間づくり

この3つの計画の柱と合わせ、効果的な広報の展開に取り組みます



森林環境税（国税）と横浜みどり税



国の森林環境税と横浜みどり税はどう違うの？



目的と使いみちが異なります。

森林環境税は、林業が成り立たない地方の山間部の森林整備や、国産木材の利用促進を主な目的として創設されました。横浜市では、木材利用の推進を図るほか、今後本格化する学校建替事業の財源として活用していきます。

横浜みどり税は、市内の緑の保全・創造を目的としたものであり、樹林地の買い取りや、まちなかでの緑の創出などに活用しています。森林環境税と横浜みどり税は、目的と使いみちが異なります。

●森林環境税（国税）・森林環境譲与税について

趣旨(目的)	わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保するため
課税手法・税率	年間 1,000 円を個人住民税と併せて賦課徴収
課税期間	令和 6 年度から
市町村への譲与	国が令和元年度から一定の基準で譲与（令和 6 年度までは、地方公共団体金融機構の準備金を活用）
使いみち	間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用

※このほか、神奈川県では、水源環境保全・再生のために、個人県民税に対する超過課税を実施しています。

【お問い合わせ】

●「横浜みどり税」について

▶ 財政局税務課

電話：045-671-2253

FAX：045-641-2775

●「横浜みどりアップ計画 [2019-2023]」について

▶ 環境創造局政策課

電話：045-671-4214

FAX：045-550-4093

●「横浜みどりアップ計画 [2019-2023]」の各事業について

▶ 環境創造局みどりアップ推進課

電話：045-671-2712

FAX：045-224-6627

※端数処理により、合計値は一致しないことがあります。

図：「これからの緑の取組 [2024-2028]」策定の流れ

■ 地域が主体となって取り組む地域緑のまちづくりをはじめ、地域での緑や花の取組を推進

柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む <本編P.16—P.23> 約302億円

施策1 まとまりのある樹林地の保全・活用

事業① 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り 約252億円

- (1) 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り

-主な取組内容-

- ・緑地保全制度による新規指定:180ha
(市による買取りの想定面積:100ha)
- ・保全した樹林地の整備:推進

事業② 良好な森の育成 約46億円

- (1) 森の多様な機能に着目した森づくりの推進
(2) 指定した樹林地における維持管理の支援

-主な取組内容-

- ・森の維持管理:推進
- ・維持管理の助成:750件

事業③ 森に関わる多様な機会の創出 約5億円

- (1) 森づくりを担う人材の育成
(2) 森づくり活動団体への支援
(3) 森に関わるきっかけづくり
(4) 森の多様な楽しみづくり

-主な取組内容-

- ・森づくり活動団体への支援:175団体
- ・地域における多様な森の利活用:推進



柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる <本編P.24—P.34> 約34億円

施策1 農に親しむ取組の推進

事業① 良好な農景観の保全 約11億円

- (1) 水田の保全
(2) 特定農業用施設保全契約の締結
(3) 農景観を良好に維持する活動の支援
(4) 多様な主体による農地の利用促進

-主な取組内容-

- ・水田保全面積:115ha
- ・遊休農地の復元支援:3.0ha



事業② 農とふれあう場づくり 約20億円

- (1) 様々な市民ニーズに合わせた農園の開設
(2) 市民が農を楽しむ支援する取組の推進

-主な取組内容-

- ・様々なニーズに合わせた農園の開設:19.5ha
- ・横浜ふるさと村、恵みの里で農体験教室などの実施:450回



施策2 「横浜農場」の展開による地産地消の推進

事業③ 身近に農を感じる地産地消の推進 約2億円

- (1) 地産地消にふれる機会の拡大

-主な取組内容-

- ・直売所・青空市等の支援:285件
- ・情報発信・PR:情報誌などの発行35回



事業④ 市民や企業と連携した地産地消の展開 約0.7億円

- (1) 地産地消を広げる人材の育成・支援
(2) 市民や企業等との連携

-主な取組内容-

- ・はまふうどコンシェルジュ・よこはま地産地消サポート店の活動支援:150件
- ・市民や企業等との連携:75件

柱3 市民が実感できる緑や花をつくる <本編P.35—P.43> 約77億円

施策1 市民が実感できる緑や花の創出・育成

事業① まちなかでの緑の創出・育成 約33億円

- (1) シンボリックな緑の創出・育成
(2) 街路樹による良好な景観づくり
(3) 公開性のある緑空間の創出支援
(4) 建築物緑化保全契約の締結
(5) 名木古木の保存

-主な取組内容-

- ・シンボリックな緑の創出:5か所
- ・街路樹による良好な景観づくり:18区で推進



施策2 ガーデンシティ横浜の更なる推進

事業② 緑や花があふれる地域づくり 約12億円

- (1) 地域緑のまちづくり
(2) 地域に根差した緑や花の楽しみづくり
(3) 人生記念樹の配布

-主な取組内容-

- ・地域緑のまちづくり:35地区
- ・緑や花を身近に感じる各区の取組:18区で推進

事業③ 子どもを育む空間での緑の創出・育成 約4億円

- (1) 保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出・育成

-主な取組内容-

- ・緑の創出:100か所

事業④ 緑や花による魅力・賑わいの創出・育成 約27億円

- (1) 都心臨海部等の緑花による魅力ある空間づくり

-主な取組内容-

- ・緑花による魅力づくり:推進



効果的な広報の展開 <本編P.44> 約0.8億円

取組の内容や実績について、より多くの市民・事業者理解されとともに、緑を楽しみ、緑に関わる活動に参加していただけるよう、広報媒体の特性を生かし、効果的な情報発信を進めていきます。

事業① 市民の理解を広げる広報の展開 約0.8億円

「緑の取組の認知を高め参画につなげていく広報」

- ・ イベント・体験スポットの紹介
- ・ 市民が活用できる制度のご案内
- ・ 美しい横浜の緑や花、アニメーションによる動画配信



森にふれる



農にふれる



緑や花にふれる

「住宅用火災警報器の一斉点検」実施のお願い

住宅用火災警報器は、住宅内で発生した火災を早期に発見することを目的として設置が義務化されてから、本年で12年が経過します。

火災を早期に発見するには、正常に作動し鳴動することが重要となりますが、設置から10年以上経過した住宅用火災警報器は、電池切れや電子部品の寿命などで火災を感知しなくなる恐れがあることから、定期的に点検を行い確認することが大切です。

つきましては、地域で行う防災訓練などと併せて「住宅用火災警報器の一斉点検」を行っていただけますようお願い申し上げます。

1 「住宅用火災警報器の一斉点検」とは

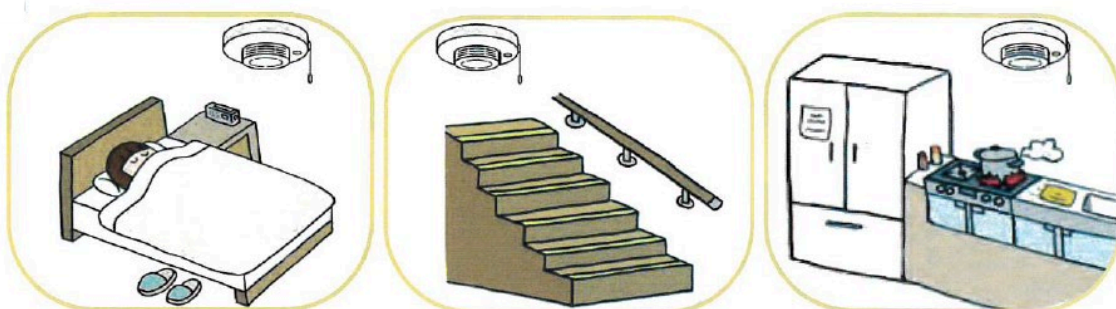
住宅用火災警報器の点検が進まない理由の一つとして、「近所に火事と勘違いされそうで鳴らすのは不安」という声をお聞きます。そこで、地域内で住宅用火災警報器の点検を行う日時を決めることで、不安なく一斉に点検していただくといったものです。

2 消防署の支援

- (1) 実施方法等につきましては、近くの消防署所へお気軽にご相談ください。
点検方法の説明や、実施に関わるサポートをさせていただきます。
- (2) 住宅用火災警報器に関するチラシの提供や住宅用火災警報器デモ機等の貸出しを行っておりますので、御用立てください。
- (3) 訓練実施前や訓練結果を受けて、希望する高齢者世帯等に対して住宅用火災警報器の交換・取り付けのお手伝いや、防火・防災に関する相談をお受けいたします。

<参考>

設置場所：横浜市火災予防条例により、次の場所への設置が必要となります。



寝室

階段

台所

(2階建て以上の住居)

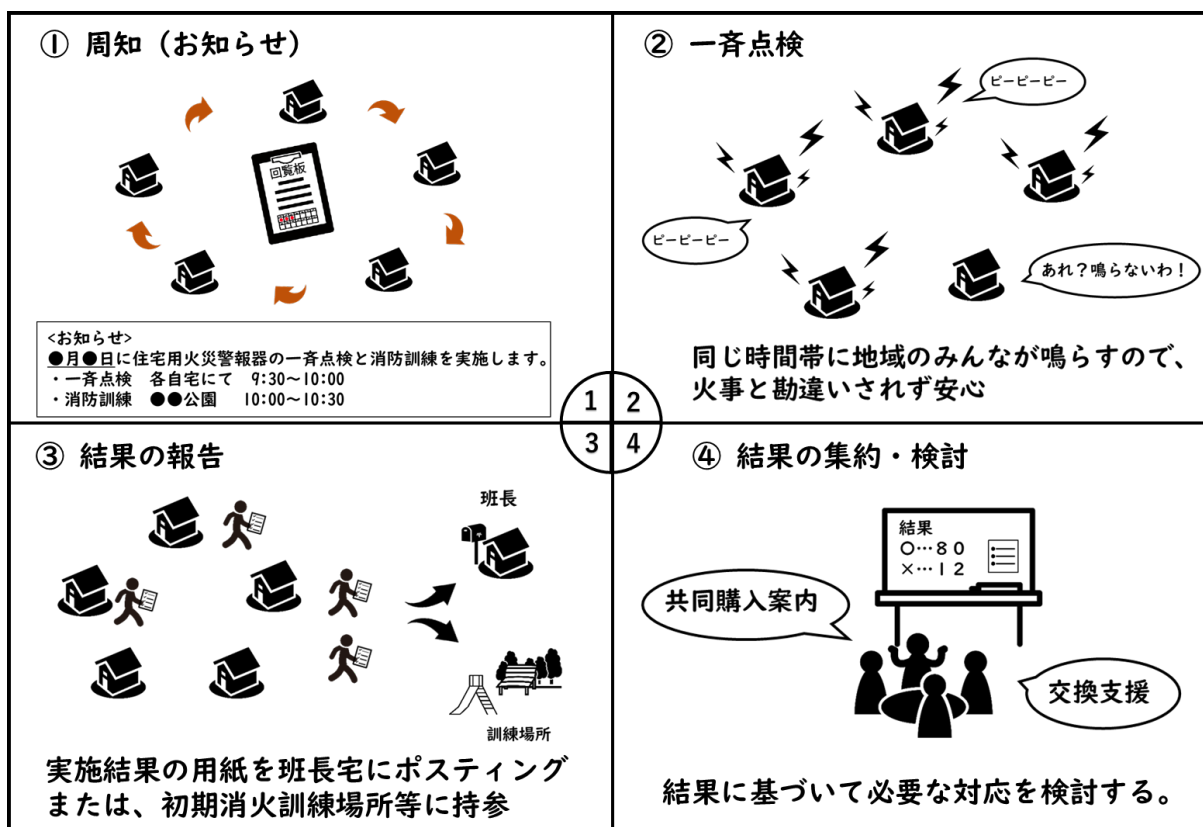
※本件及び、火災予防、消防訓練等に関するご相談等がございましたら、最寄りの消防署所にお気軽にお問い合わせください。

<一斉点検の実施例>

- ① 点検日時を決定し、回覧板、掲示板等により周知します。(別添 1、2 参照)
- ② 点検日時が決定したら、消防署・消防出張所に連絡してください。
- ③ 当日、各家庭において住宅用火災警報器の点検（鳴動）を実施します。
- ④ 点検結果を班長等に報告するのと併せて、初期消火訓練などを実施します。
- ⑤ 後日、防災担当や会長を中心に、集約結果を基に地域の防火体制等についての対応を検討します（高齢者世帯等への設置支援や交換・設置が必要な住宅用火災警報器の共同購入等）。
- ⑥ 消防署所へ実施結果（別添 3）を提出します（状況把握に御協力ください）。

※地域の回覧・掲示用チラシ（別添 1、2、3）のデータ（Word 版）が必要な場合は、担当まで電話かメールでお申しつけください。

<住宅用火災警報器の一斉点検イメージ>



<神奈川区内の消防署・消防出張所連絡先>

- | | | |
|----------|--------------|-----------------|
| ・神奈川消防署 | 316-0119 (代) | 神奈川区広台太田町 3-8 |
| ・浦島消防出張所 | 461-0119 (代) | 神奈川区浦島町 363 |
| ・菅田消防出張所 | 474-0119 (代) | 神奈川区菅田町 2364-1 |
| ・片倉消防出張所 | 413-0119 (代) | 神奈川区片倉 1-3-1 |
| ・松見消防出張所 | 402-0119 (代) | 神奈川区松見町 1-40-40 |

【担当】

神奈川消防署総務・予防課 予防係
 長崎、青柳、皆川

電話：045 - 316-0119

メールアドレス：sy-kanagawa-sy@city.yokohama.jp

にお住いの皆さまへ

住宅用火災警報器の一斉点検をみんなでしましょう

■実施日時 月 日 () 時 分から 時 分の間

※近所の皆さんも同じ時間帯で実施しますので近隣のお宅から音が聞こえてくる場合があります。

■実施（点検）方法（ご自身で点検していただきます。）

住宅用火災警報器本体の「テストボタンを押す」か「点検ひもを引く」ことで住宅用火災報知器からブザー音や音声が鳴ることを確認します（1～2回程度鳴って止まります）。
どちらかの操作を行っても何も鳴らない（無音）場合は、電池切れか故障していると考えられますので、住宅用火災警報器本体の交換が必要となります。

『ボタンを押す』または『ひもを引く』



正常を知らせる音声や警報音が鳴ればOK！



「電池切れ」や「故障」のアナウンスが鳴る、または全く反応しない場合は、**新しいものに交換しましょう！**



テストは1～2回程度鳴ったら自動的に止まります。

※横浜市火災予防条例により、『キッチン』、『寝室』、『寝室がある階の階段（2階建て以上の住居）』にそれぞれに住宅用火災警報器を設置することとなっています。

■点検するうえでの注意事項

- ・高い場所に設置している警報器は、椅子などに上がって点検すると転倒や転落する危険があります。
- ・必要に応じて「長い棒」や「傘」などを使用して点検ボタンを押すなど、安全に注意して点検を行いましょう。



■点検・交換の支援

高齢者（65歳以上）世帯などで、点検や交換することが難しい場合は、神奈川消防署職員に、お手伝いをいただくことができます。

お手伝いの必用がある方は、最寄りの消防署所までお問い合わせください。

・神奈川消防署	316-0119（代）	神奈川区広台太田町3-8
・浦島消防出張所	461-0119（代）	神奈川区浦島町363
・菅田消防出張所	474-0119（代）	神奈川区菅田町2364-1
・片倉消防出張所	413-0119（代）	神奈川区片倉1-3-1
・松見消防出張所	402-0119（代）	神奈川区松見町1-40-40

神奈川消防署 総務・予防課 045-316-0119（代）

住宅用火災警報器の一斉点検をみんなでしましょう

住宅用火災警報器の義務設置から今年で12年になります。

各警報器の電池の寿命は約10年となり、気が付かないうちに電池が切れているかもしれないため、点検を行うことは重要なこととなります。

つきましては、自治会（町内会）全体での一斉点検を、次の日時で行いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

■実施日時 月 日（ ） 時 分から 時 分の間

※近所の皆さんも同じ時間帯で実施しますので近隣のお宅から音が聞こえてくる場合があります。

※横浜市火災予防条例により、『キッチン』、『寝室』、『寝室がある階の階段（2階建て以上の住居）』それぞれに住宅用火災警報器を設置することとなっています。

■実施（点検）方法（ご自身で点検していただきます。）

住宅用火災警報器本体の「テストボタンを押す」か「点検ひもを引く」ことで住宅用火災報知器からブザー音や音声を確認します。

どちらかの操作を行っても何も鳴らない（無音）場合は、電池切れか故障していると考えられますので、住宅用火災警報器本体の交換が必要となります。

『ボタンを押す』または『ひもを引く』



※テストは1～2回程度鳴ったら自動的に止まります。

■点検するうえでの注意事項

- ・高い場所に設置している警報器は、椅子などに上がって点検すると転倒や転落する危険があります。

必要に応じて「長い棒」や「傘」などを使用して点検ボタンを押すなど、安全に注意して点検を行きましょう。

※（神奈川消防署より）点検することが難しい高齢者世帯などは、事前にお近くの消防署までご連絡いただければ、お手伝いいたします（045-316-0119）。



点検の結果を下記の用紙に記載し、（班長）宅のポストに投函してください。



切りとり

「住宅用火災警報器一斉点検」結果

お名前（ ）班 ※無記名でも結構です。

次のいずれかに○をつけてください。

- ・条例で定められている場所（キッチン、寝室、階段）すべてに設置されている。（はい ・ いいえ）
- ・全ての警報器が正常だった。（はい ・ いいえ）
- ・電池切れ・故障している警報器があった。（はい ・ いいえ）
- ・実施できなかった、しなかった。（はい ・ いいえ）※よろしければ理由をお書きください。

住警器一斉点検実施結果報告書（自治会・町内会 → 消防署）

実施日時	月 日（ ） : から : まで
自治会・町内会名	
担当者のお名前	
ご連絡先	TEL（携帯）： メールアドレス：

実施結果

質 問	世帯数	
	はい	いいえ
条例で定められている場所（キッチン、 寝室、階段）すべてに設置されている。		
全ての警報器が正常だった。		
電池切れ・故障している警報器があった。		
実施できなかった、しなかった。		
小 計		
合 計		

結果を踏まえ検討した対応等がありましたら、お書きください（消防署所に相談したいことでも構いません）。

--

※消防職員による訪問（防火防災の相談、警報器点検・交換支援など）を希望される高齢者（65 歳以上）世帯等がございましたら、神奈川消防署までご連絡いただけるよう、ご案内ください。

神奈川消防署 総務・予防課 045-316-0119（代）

（FAX）316-0119 （メールアドレス） sy-kanagawa-sy@city.yokohama.jp

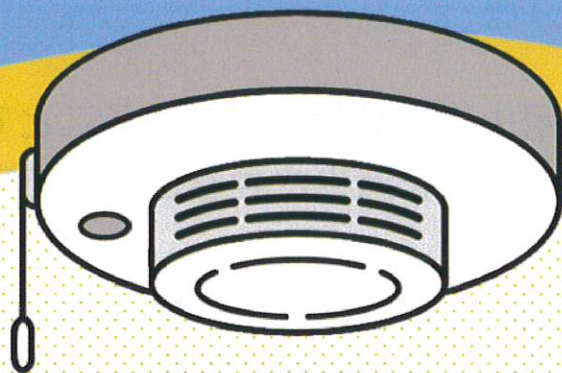
ご協力ありがとうございました。



横浜市消防局
YOKOHAMA FIRE BUREAU



神奈川県民のための
火災共済



住宅用火災警報器の **設置 点検** していますか？

住宅用火災警報器は、古くなると、部品の劣化や、電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあります。

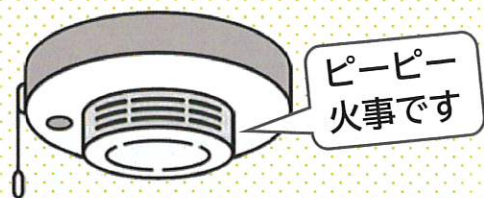
本体交換の目安は約**10**年です。
定期的な点検と交換をお願いします。

点検方法

ボタンを押す 又は ひもを引く



正常を知らせる音声や
警報音が鳴ればOK！



ほこりが付くと火災を感知しにくくなります。
点検時に乾いた布でふき取るなどし、いざというときに備えましょう。

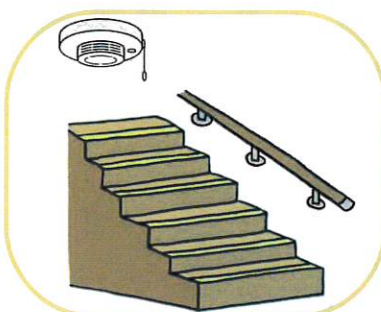
住宅用火災警報器を設置することで、火災発生時の死亡リスクや損失の拡大リスクを減少させることができます。

設置 場所

横浜市火災予防条例により、寝室、階段（寝室が2階以上の場合）及び台所に設置が必要です。



寝室



階段



台所

取付けが困難な方を対象に、支援を行っています。詳しくはお近くの消防署までお問い合わせください！



【ご相談窓口（電話・FAX共通）】

鶴見消防署	503-0119	保土ヶ谷消防署	342-0119	青葉消防署	974-0119
神奈川消防署	316-0119	旭消防署	951-0119	都筑消防署	945-0119
西消防署	313-0119	磯子消防署	753-0119	戸塚消防署	881-0119
中消防署	251-0119	金沢消防署	781-0119	栄消防署	892-0119
南消防署	253-0119	港北消防署	546-0119	泉消防署	801-0119
港南消防署	844-0119	緑消防署	932-0119	瀬谷消防署	362-0119

～消防局からのお知らせ～

よこはま防災
e-パーク

火事やけがの予防対策、地震・風水害への備えについて、さらに詳しく学びたい方はこちらをチェック！

「よこはま防災e-パーク」で検索していただくか、右の二次元コードからアクセスできます。

二次元コード



神奈川県民のための 火災共済

組合員の皆さまが火災等に遭った時、互いに助け合う制度です。

横浜市民共済生活協同組合
横浜市中区日本大通58 日本大通ビル8階

・ 0120-073-203

詳しい資料請求はこちら！

WEBから見積シミュレーション&申込み



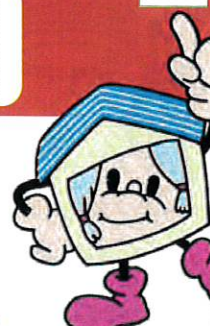
広告

戸建て等非耐火専用住宅の場合 建物1,000万円の保障で

年額

8,000円

※上記は掛金の一例です。詳細はお問合せください。※新規加入の際、出資金100円をお預かりいたします。



こうなる前に!



防災訪問

を受けてみませんか?

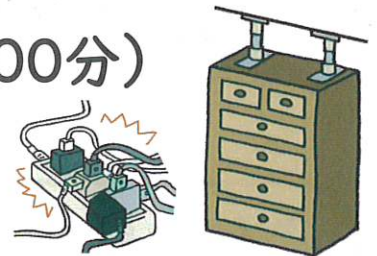
住宅火災で亡くなる方の多くは高齢者です。
自分ではなかなか気づけない火災危険等について、
消防職員が直接お宅に訪問し、お伝えします。



対 象 本人・ご家族が訪問を希望する高齢者を中心とした世帯

期 間 通年(原則平日の9時00分~17時00分)

時 間 15分~30分程度



申込方法 お住いの区にある消防署へ電話等でお申込み
ください。

申込先一覧 (電話・FAX共通)

鶴見消防署	503-0119	金沢消防署	781-0119
神奈川消防署	316-0119	港北消防署	546-0119
西消防署	313-0119	緑消防署	932-0119
中消防署	251-0119	青葉消防署	974-0119
南消防署	253-0119	都筑消防署	945-0119
港南消防署	844-0119	戸塚消防署	881-0119
保土ヶ谷消防署	342-0119	栄消防署	892-0119
旭消防署	951-0119	泉消防署	801-0119
磯子消防署	753-0119	瀬谷消防署	362-0119

その他、ご不明な点がございましたら、消防局予防課(045-334-6406)まで
お問い合わせください。

知って防ごう！

住宅で起こる**火事**&ケガ

こんな**火事**が多く発生しています！



調理中にその場を
離れて出火



ほこりがたまった
コンセントがショート



たばこの火の
不始末



こんな**事故**が多く発生しています！



ものにつまずき転倒



食べ物が
のどにつまる



浴槽で溺れる



火事やけがの予防対策、地震・風水害への備えについて、詳しく学びたい方は **よこはま防災e-パーク** をチェック！

〈よこはま防災e-パーク〉で検索していただくか、二次元コード
右の二次元コードからアクセスできます。



消防職員の訪問により、具体的なアドバイスを希望される方は裏面をご覧ください

御 案 内

令和6年新年賀詞交換会案内状文面
(10月配送便でお送りします)

各 位

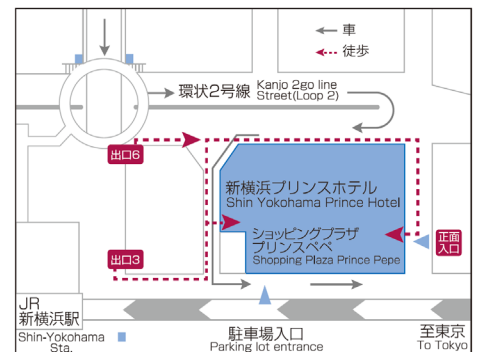
日ごろから、区政の運営につきまして格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、令和6年の門出を祝して、新年賀詞交換会を次のとおり開催いたしますので、御参会くださいますよう御案内申し上げます。

令和5年10月

神奈川県連合町内会自治会連絡協議会会長 佐藤 潮
(新年賀詞交換会運営委員会委員長)
神奈川県長 日比野 政芳

1 日時
令和6年1月9日(火) 午後3時から4時30分まで

2 会場
新横浜プリンスホテル(港北区新横浜3-4)
5階シンフォニア
○JR横浜線、市営地下鉄(出口3)、相鉄・東急新横浜線
(出口6)の新横浜駅から徒歩2分
○特段の事情のある方を除き、公共交通機関を御利用ください。



3 会費
お一人様 10,000円
(なお、賀詞交換会の会費については、地域活動推進費補助金の対象経費とはなりません)

4 申込方法
○申 込 方 法 : 同封の「払込取扱票」に必要事項を記入のうえ(裏面参照)、お近くの郵便局で申込人数分の会費の払込をお願いします。
*区役所総務課での現金でのお申し込みはできませんので、御注意ください。
*会費の払込をもって賀詞交換会の参加申込完了となります。
※車椅子でお越しの方や手話通訳が必要な方は、「払込取扱票」にその旨を御記入いただくか、担当まで11月30日(木)までにお電話でお知らせください。

○申込受付期間: 令和5年11月30日(木)まで

※会費の払込には下表のとおり別途手数料がかかります。複数名でのお申し込みの場合は、まとめてATMでお支払いいただくと、手数料の御負担が少なくなります。

	払込金額			
	通帳・カード扱い		現金扱い	
	5万円未満	5万円以上	5万円未満	5万円以上
窓口払	203円	417円	313円	527円
ATM払	152円	366円	262円	476円

5 参加者名簿
御芳名・役職名を記載した参加者名簿を当日お配りします。

※申込書に御記入の役職名はおひとりにつき一件とさせていただきます。
※名簿への記載は、令和5年11月30日(木)までにお申し込みいただいた方のみとさせていただきます。
(名簿への記載を希望されない方は、御連絡ください。)(裏面あり)

～ 会費の支払い方法 ～

同封の「払込取扱票」の通信欄に、参加者全員のお名前・役職名、お住まいの町名等を御記入のうえ、お近くの郵便局で払込をお願いします。

通信欄に必要な事項が書ききれないときは、別紙「令和6年新年賀詞交換会申込書」に参加者全員のお名前・役職名、団体名等を御記入の上、FAX又は郵送してください。

【払込取扱票記入例】

※3名様の場合

払 込 取 扱 票										郵便振替払込請求書兼受領証											
00		口座記号								口座番号(右詰めで記入)								金 額		千 百 十 万 千 百 十 円	
00		0 0 2 9 0 4								1 1 1 8 6 2								¥ 3 0 0 0 0			
加入者名 神奈川県連合町内会自治会連絡協議会 新年賀詞交換会運営委員会										料 金		特 殊		取 扱							
役職名		お名前				ふりがな															
会長		神奈川 太郎				かながわ たろう															
副会長		浦島 亀代				うらしま かめよ															
会計		横浜 花子				よこはま はなこ															
団体名		神奈川県内会																			
〒 221-0824		神奈川区広台太田町3-8																			
おとこ		神奈川 太郎																			
おなまえ		(電話番号 045 - 411 - 7007)																			
裏面の注意事項をお読みください。																					
これより下部には何も記入しないでください。																					
受付局日附印										様											
記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。										切取らないで郵便局にお出ください。											
加入者名		神奈川県連合町内会自治会連絡協議会 新年賀詞交換会運営委員会								金 額		千 百 十 万 千 百 十 円		¥ 3 0 0 0 0							
おなまえ		神奈川区広台太田町3-8 神奈川 太郎																			
料 金		(消費税込み) 受付局日附印																			
特 殊		取 扱																			

※これらの記載内容を元に参加者名簿を作成しますので、正確な御記入をお願いいたします。

【お問い合わせ】

神奈川県新年賀詞交換会運営委員会事務局
神奈川県総務課庶務係

〒221-0824 神奈川県広台太田町3-8

Tel:045-411-7007 Fax:045-324-5904

FAX 045-324-5904（神奈川区総務課庶務係行）

※「払込取扱票」の通信欄に参加者全員のお名前等が書ききれない場合は、こちらに御記入のうえ、FAX又は郵送してください

令和6年 新年賀詞交換会 申込書

団 体 名

連 絡 責 任 者

連絡先電話番号

会 費 振 込 日

	「役職名」 (役職名はお一つのみお書きください)	ふ り が な
		お 名 前
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		

※ 申込書の記載事項の確認及び緊急に連絡の必要が生じた場合、連絡責任者様の電話番号に御連絡させていただくことがあります。

払込取扱票

00	口座記号・番号はお間違えのないよう記入してください。														
口座記号				口座番号（右詰めで記入）								金額		千 百 十 万 千 百 十 円	
※0	0	2	9	0	※4	※1	1	1	8	6	2	※			
加入者名 ※ 神奈川県連合町内会自治会連絡協議会 新年賀詞交換会運営委員会												料金		備考	
役職名		お名前				ふりがな									
団体名															
〒※															
おところ															
おなまえ															
(ご連絡先電話番号															
ご依頼人欄に、おところ・おなまえをご記入ください。															
これより下部には何も記入しないでください。															

各票の※印欄は、ご依頼人様においてご記入ください。

加入者名
通信欄
ご依頼人

様

日 附 印

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	※0	0	2	9	0	※4		
加入者名	神奈川県連合町内会自治会連絡協議会 新年賀詞交換会運営委員会							
金額	千	百	十	万	千	百	十	円
※								
ご依頼人	おなまえ						様	
料金	(消費税込み)						日 附 印	
備考	円							

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

切り取らないでお出しください。

この受領証は、大切に保管してください。

自治会・町内会の 共助の取組進んでいますか？



神奈川区共助推進事業補助金を活用して、防災の取組を進めましょう！

【申請対象】

今年度「町の防災組織活動費補助金」を申請した自治会・町内会等

【補助内容】

防災施設見学の際のバスの借上げ、防災マップ作成費、防災啓発を目的とした講演会又は防災資機材等の購入にかかる費用の2/3(過去3年間で本補助金を使用したことのある団体は上限15万円、それ以外の団体は上限25万円)

補助対象についてご不明な点などがあれば、
裏面の担当までご相談ください！
共助推進事業補助金の詳細は[HP](#)にも掲載しております。



HP二次元コード

◆①バスの借上げ◆



自治会でバスの借上げをして自治会員みんなで
防災体験施設に行ってみませんか？

【実施例】

10時00分 自治会館集合 ⇒ 10時30分 横浜市民防災センター着
⇒12時00分 横浜市民防災センター発⇒12時30分 自治会館解散

- ①東京臨海広域防災公園「そなエリア東京」(江東区)
- ②神奈川県防災センター(厚木市)
- ③東京都北区防災センター等もあります！

借上げバスの利用を行った町内会の声！



浦島町内会 飯田さん

Q:バスの借上げを行った経緯について教えてください。

飯田さん:防災センターに行ってみたいというリクエストが住民の方からありました。高齢者が多い現状と、コロナ禍の影響で、みんなで集まって何かをするということができていなかったのので、それを行いたいという声があり、バスの借上げを行いました。

Q:防災センターへ行って住民の方の反応はいかがでしたか？

飯田さん:以前はスタンドパイプ取扱訓練を頻繁に実施しておりました。借上げバスを通じて新しい訓練を実施することで、町内会の防災意識向上につながりました。

◆②防災マップ作成費◆

今ある地域の防災マップが古くなっていませんか？
新しく防災マップを更新して、地域の防災力向上に！



◆③講演会等の費用◆

気象知識と防災知識をみんなで学びたい！



防災の専門家に講演会を依頼することで、住民の防災意識啓発に！

- ①横浜市建築士事務所協会(建築士等)や
- ②日本気象学会(気象予報士等)なども防災講演会を行っています！

◆④防災資機材等の購入◆

発電機やポータブル電源、無線機などが
補助金の対象に！



七島東自治会 内田会長

防災資機材の購入を行った自治会の声！

Q:購入後はどのように活用していますか？

会長:自治会員に防災訓練等で現物を見てもらい、実際に動かしてもらっています。
操作方法を知ってもらうことで、発災時に誰でも使えるような状況を目指しています。

Q:地域の防災に対する意識は変わりましたか？

会長:自治会の防災の取組がきっかけとなって、個人でも防災資機材を購入するなど
自助にもつながっています。

Q:自治会でどのような周知を行ったのでしょうか？

会長:共助推進事業補助金を利用して、防災資機材を購入したことをLINEや総会資
料で報告しています。自治会がしっかり活動していると知ってもらうことで、会員の
満足度向上・新規の会員の加入につながっています。

**講演会や防災マップ作製などの企画・立案のご相談も可能です！
お困りの点があれば次の担当までご連絡ください！**



【お問合せ・申請先】

神奈川区役所総務課(防災担当)

〒221-0824 神奈川区広台太田町3-8 本館5階501窓口

電話:045-411-7004 FAX:045-324-5904

GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）の機運醸成について

1 共創キックオフ・ミーティングの開催について（【別紙1】9/27 博覧会協会記者発表）

博覧会協会、横浜市及び横浜商工会議所では、GREEN×EXPO 2027 の目指すビジョンや共創の姿を企業・自治体・大学など関係者の方々と共有し、出展等のご参加についてご理解いただく機会として、9月26日（火）にパシフィコ横浜ノースで「共創キックオフ・ミーティング」を開催しました。

当日は、650名を超える企業・団体等の方々にお集まりいただき、博覧会への参画を呼びかけました。今後、出展や協賛等に向けた対話や準備を本格的に進めていきます。

■博覧会協会公式ホームページ

<https://expo2027yokohama.or.jp/sponsorship/>

当日の資料やアーカイブ動画を公開しています。

2 公式アンバサダーの就任について（【別紙2】9/19 博覧会協会記者発表）

■博覧会協会公式ホームページ

<https://expo2027yokohama.or.jp/about/ambassador/>

公式アンバサダーのプロフィールのほか、ビデオメッセージが掲載されています。

担 当：都市整備局国際園芸博覧会推進課
連絡先：Tel 671-4627
メール：tb-engeihaku@city.yokohama.jp

2023年 9 月27日

公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会

GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）

「共創キックオフ・ミーティング」を開催

～出展・協賛等に関する参加メニューを発表～

公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会（会長：十倉雅和）は、横浜市及び横浜商工会議所と共催で「GREEN×EXPO 2027 共創キックオフ・ミーティング」を、9月26日（火）にパシフィコ横浜ノースにて開催しました。本イベントには、企業、自治体、大学、花・みどり団体等、650名を超える多くの皆様にご参加いただきました。

第1部では、GREEN×EXPO ラボの涌井 史郎チェアパーソンと隈 研吾マスターアーキテクトのキックオフトーク、河村 正人事務総長によるプレゼンテーションを通して、GREEN×EXPO 2027の目指すビジョンや共創の姿を共有しました。

第2部では、GREEN×EXPO 2027における出展・協賛等に関する参加メニューについての説明を行い、企業・団体等の皆様への参画を呼びかけました。

●当日の様子

◇キックオフトーク：「幸せを創る明日の風景」とは



隈 マスターアーキテクト × 涌井 チェアパーソン



◇プレゼンテーション：「GREEN×EXPO 2027が目指すもの」



河村 正人 事務総長

GREEN×EXPO 2027では、上瀬谷に残された貴重な自然資本と、自然特性を生かす「**Nature-based Design＝ありのままの自然環境を活用したデザイン**」という考え方に基づいて会場の基盤を造り、国産木材を出来るだけ使用しながら、環境負荷低減、資材有効活用を目指した**GREENサーキュラー建築**を導入していきます。

また、会場内には、独自の取り組みとなる**テーマ共創事業としてGXを実現する5つの「Village」**を設けます。

多くの企業・団体等の皆様にGREEN×EXPOのテーマへ賛同いただき、「幸せを創る明日の風景」を共に創りたいと考えています。

●当日資料

「共創キックオフ・ミーティング」の資料、アーカイブ動画につきましては、2023年**10月2日**以降HPに公開予定です。

<https://expo2027yokohama.or.jp/sponsorship/>

次頁あり

●当日の様子

◇主催者挨拶（敬称略 登壇順）



横浜市長 山中 竹春



横浜商工会議所 会頭 上野 孝



2027年国際園芸博覧会協会
会長 十倉 雅和

◇関係機関挨拶（敬称略 登壇順）



国土交通副大臣 堂故 茂



農林水産大臣政務官 舞立 昇治



経済産業大臣政務官 石井 拓



神奈川県知事 黒岩 祐治

◇会場の様子



参加メニュー、今後のスケジュール

出展		その他の参加		
花・緑出展	Village出展	営業参加	催事参加	海外出展 協力
園芸品種や庭園など 花き園芸や造園技術 を表現	Villageテーマに沿って 各企業等のビジョンや テクノロジーを表現	テーマ営業出店	一般催事 参加	
		一般営業出店	テーマ催事 参加	
		案内誘導 モバイルアプリ運営		
		観覧施設運営		

協賛			寄附金・人材支援	
展示や出展への 協賛	施設協賛・運営協賛	広報協賛	寄附金	人材支援
協会展示協賛 (テーマ館・展示館)	社会実験	タイアップ		
Village協賛	建物・現物・役務等の提供	媒体枠等の 提供		
	催事協賛 協会主催催事協賛			

各参加メニューの詳細は、2023年12月頃より、順次ホームページ等でお知らせする予定です。

《本件に関するお問合せ先》

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 企画調整部調整課（担当：古木）

Tel：045-307-2068

ホームページ： <https://expo2027yokohama.or.jp/>

大阪花の万博以来37年ぶりに国内で開催されるA1クラスの国際園芸博覧会「GREEN×EXPO 2027」
持続可能な地域・経済の創造や社会的な課題解決に貢献する「新しいグリーン万博」

【開催概要】

名称	2027年国際園芸博覧会 (International Horticultural Expo 2027, Yokohama, Japan)
正式略称	GREEN×EXPO 2027 (グリーンエクスポニーゼロニーナ)
開催場所	神奈川県横浜市
開催期間	2027年3月19日(金)～2027年9月26日(日)
博覧会区域	約100ha (内、会場区域80ha)
クラス	A1 (最上位) クラス (AIPH承認+BIE認定)
参加者数	1500万人・地域連携やICT(情報通信技術)活用などの多様な参加形態を含む ・有料来場者数: 1,000万人以上
テーマ	幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～
公式サイト	https://expo2027yokohama.or.jp/

GREEN×EXPO 2027 会場

Nature-based Design

3つのゾーン

GREEN×EXPO 2027の骨格となる
3つのゾーンを設けます。

国際出展ゾーン

世界各国や国際的な花き園芸・造園企業による出展。世界の園芸文化、食農文化の多様性に出会う国際色豊かなゾーンです。

シンボルゾーン

GREEN×EXPO 2027のテーマを発信するテーマ館のほか、花き品種、ガーデンデザインなどの多彩なコンペティションが展開される屋内出展施設を設けます。

日本ゾーン

日本政府による庭園及び屋内出展のほか、主催者による園芸文化展示、自治体等による出展が集結。日本の園芸文化の奥行きに触れることができます。



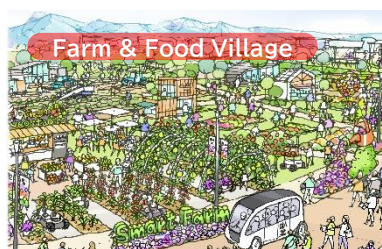
5つのVillage

GREEN×EXPO 2027独自の取り組みとなるテーマ共創事業としてGXを実現する5つの「Village」を設けます。主催者と参加者がテーマを共有しながら、「幸せを創る明日の風景」の創出に取り組みます。



GXが実現する未来都市の風景を提案します。カーボンニュートラルを中心に、自然の力を社会課題解決に活かす技術(NbS)を世界に発信します。

GX分野 | 暮らし/まちづくり・建築・交通/技術・産業/再生可能エネルギー



食と農が連携し、共存する「さと」の風景を提案します。心身が満たされ、健康であること。その豊かさを実感できるコンテンツを集積します。

GX分野 | 健康・食と農



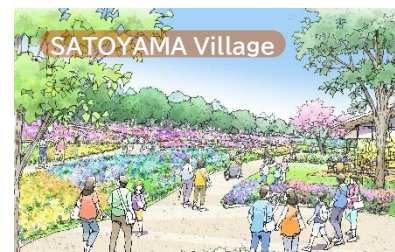
土地に寄り添いながら多様な生業を生み出してきた日本の叡智を継承。自然と共存しつつ、新たな産業を生み出す未来の田園風景を提案します。

GX分野 | 暮らし/健康・食と農/生態系・自然環境



次代を担う子どもたちが自然と親しみ、楽しみながら学ぶことができるコンテンツを集積、誰もが笑顔になれる風景を提案します。

GX分野 | 暮らし



市民の森と美しい花を背景に、生物多様性や都市と農村の連携をテーマにした学びのプログラムを提供する、新たな里山の風景を提案します。

GX分野 | 暮らし/生態系・自然環境

※2023年9月現在の予定。
今後の調整状況により変更になる可能性があります。

2023年9月19日

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）公式アンバサダー

俳優 芦田愛菜さんが就任。

「一人でも多くの人の心に希望ある未来が描けるように」

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（会長：十倉雅和）は、2027年国際園芸博覧会の公式アンバサダーに俳優 芦田愛菜（あしだ まな）さんが就任することを発表しました。

芦田さんは、これからの未来を生きる世代の代表として幅広い世代から支持されており、「幸せを創る明日の風景」をテーマとした本博覧会のアンバサダーに相応しい方として、これから一緒に博覧会の魅力を発信していきます。

●2027年国際園芸博覧会 公式アンバサダー就任発表



公式アンバサダーに就任した芦田 愛菜さん

【就任コメント】

今回開催される国際園芸博覧会は、国や業種、世代を超えた方々がー丸となって地球の未来のために植物や自然の力を最大限に考え、その技術や美を世界に発信していきます。

この博覧会を通して、全ての生命は植物を中心につながっていること、そしてその植物の計り知れない能力と生命力を私たちが理解していくことが、メインテーマである「幸せを創る明日の風景」になるのだと私も感じています。

私も皆さんと一緒に楽しみながら学び、一人でも多くの人の心に希望ある未来が描けるよう、アンバサダーとしてGREEN EXPOの魅力を発信していきたいと思っています。



任命書贈呈（十倉会長、芦田愛菜さん）

登壇者一覧 ※敬称略・写真左から

- GREEN×EXPOラボ チェアパーソン 涌井 史郎
- 会長・一般社団法人日本経済団体連合会 会長 十倉 雅和
- 公式アンバサダー 俳優 芦田 愛菜
- 副会長・横浜市長 山中 竹春



花咲くカード贈呈（涌井CP、芦田愛菜さん）



次頁あり

●登壇者コメント

【十倉会長コメント】

これからの未来を生きる次世代の代表である芦田さんに博覧会の理念や魅力を広く伝えていただきたい。

本博覧会とともにこれからの未来の社会を学び、考え、発信していただけるよう、今後の活躍を大いに期待しています。

また、国民の皆様に愛され、親しまれるキャラクターの誕生を楽しみにしてもらいたい。

【山中市長コメント】

GREEN×EXPOは、「花や緑の自然環境」と「我々の生活や経済活動」との2つが共存し、持続可能な社会を提案する「新しいグリーン万博」。自然環境に負荷をかけるライフスタイルから、多くの方々が意識や行動を変えるきっかけとしたい。

芦田さんとともにこれらの理念を広く発信し、若い方々をはじめ、幅広い世代の皆様と共に感じていただくことで、機運を盛り上げたい。

【涌井CPコメント】

今日は、芦田さんに私たちの仲間に加わってもらった大変幸せな日です。記念品であるこのカードは種がすぎ込んであり、土に埋めると発芽し花が咲くカード。私たちの生活は、植物・自然の恵みによって支えられている。地球を守るために一人ひとりが立ち上がる必要があります。花咲くカードのように、地球の、明日の未来の風景が幸せになるような種をアンバサダーとして蒔いてもらいたい。

GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）公式アンバサダー プロフィール



芦田 愛菜（あしだまな）

生年月日 2004/06/23
年齢 満19才

5歳で出演したドラマ「Mother」（日本テレビ/2010）で脚光を浴び、「大河ドラマ 江～姫たちの戦国～」(NHK/2011)に出演、「マルモのおきて」(フジテレビ/2011)では連続ドラマ初主演。主題歌を歌い、第53回日本レコード大賞特別賞を受賞。

映画「ゴースト もういちど抱きしめたい」(2010)で第34回日本アカデミー賞新人俳優賞を受賞、映画「うさぎドロップ」(2011)と映画「阪急電車 片道15分の奇跡」(2011)で第54回ブルーリボン賞 新人賞を史上最年少で受賞、ほか第28回浅草芸能大賞新人賞など多数の賞を受賞。

映画「パシフィック・リム」(2013)ではハリウッドデビューも果たす。

また、「連続テレビ小説 まんぷく」(NHK/2018)では史上最年少で語りをつとめる。

バラエティー番組「サンドイッチマン&芦田愛菜の博士ちゃん」

(テレビ朝日)にてMCとしてレギュラー出演、「大河ドラマ 麒麟がくる」(NHK/2020)で明智光秀の娘たま役で出演、映画「星の子」(2020)など数々の映画、ドラマ、CMなどで活躍。近年では映画「メタモルフォーゼの縁側」(2022)で第47回エランドール賞 新人賞を受賞。ドラマ「最高の教師」(日本テレビ/2023)に鶴久森叶役で出演し、話題を呼んだ。

〈今後の活動予定〉

- ・2024年3月 公式マスコット発表・愛称募集記者会見
- ・2024年6月 公式マスコット愛称発表・1000日前イベント

《本件に関するお問合せ先》

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 広報部広報課 電話番号：045-307-2031（担当：野村）
<<公式アンバサダーオフィシャルページURL>> <https://expo2027yokohama.or.jp/about/ambassador>

神奈川区 地域づくり大学校 大交流会



神奈川区の事例から学ぶ 自治会町内会活動×地域活動が つながるヒント

1期から8期までの卒業生+9期受講生と
地域に関わる人達が集い、学び&対話を深め、
元気の源を互いにチャージする時間です♪

テーマは「自治会町内会活動と地域活動の掛け算」。
担い手不足に悩む自治会町内会と、テーマごとに地域活動の
一歩を広げる人たちによる対話タイムです。
直ぐには解決しないこの問題だからこそ、
こうした対話の積み重ねが大切！
ご参加お待ちしております！！

これからつながる
ヒントがほしい♪

何かを
つかみたい♪



1. あらいきよてる氏が語る！地域づくり×自治会町内会をつなぐツボ

★ゲストスピーカー 第2期卒業生・しえあひるずヨコハマ（※1）・高島台町内会 荒井 聖輝さん
第6期卒業生・高島台町内会 森 雄治 会長

※しえあひるずヨコハマとは…横浜駅徒歩圏の丘の上に立つ、シェア型複合施設。共同住宅には、オープンダイニング、展望台、畑などが備わっている。

2. 「私の経験やチャレンジが誰かの活動のヒントになる」実践報告

★ゲストスピーカー インスタグラムで町内会の魅力発信+父親講座企画に挑戦
第8期卒業生・西神奈川三丁目通り町内会 民生委員児童委員 平原 亜紀子さん
西神奈川三丁目通り町内会 長谷川 賢三 会長

3. 情報交換会（対話タイム）



■日時：2023年12月17日（日） 13時～16時

■会場：神奈川区役所5階大会議室

■保育：保育を希望の場合は、お子様の年齢をお知らせください。＊6カ月～未就学児（若干名）

■申込方法：自治会町内会名・参加者・連絡担当者を記載し、メール・FAX・電子申請システムで。
保育希望の場合は、お子様の年齢を記載してお申込みください。
（詳細は裏面をご参照ください）

主催：神奈川区役所区政推進課

共催：NPO法人 親がめ

連絡先

電話：045-411-7026

FAX：045-314-8890

メール：kg-tiiki@city.yokohama.jp

申込〆切：11月26日（日）



神奈川区区政推進課宛て
FAX：045-314-8890

電子申請二次元コード

◆下記のいずれかでお申し込みください。

電子申請：右にある申込フォーム二次元コードからお申し込みください。

E-mail：kg-tiiki@city.yokohama.jp

FAX：045-314-8890



①自治会町内会名			
②参加者	①	氏名	
		役職	
	②	氏名	
		役職	
	③	氏名	
		役職	
③連絡担当者	氏名		
	電話番号		
	メールアドレス		
④保育希望の有無	・ 有 （ 歳 ヶ月） （ 歳 ヶ月） 計 人 ・ 無		

◆当日の区役所内への入り方

区役所へは夜間通用口（反町公園側）からお入りください。

通用口の受付に名簿がありますのでご確認の上、受付にあります「来庁者バッジ」を着用し5階大会議室へ。

【区役所館内図】



◆問合せ先

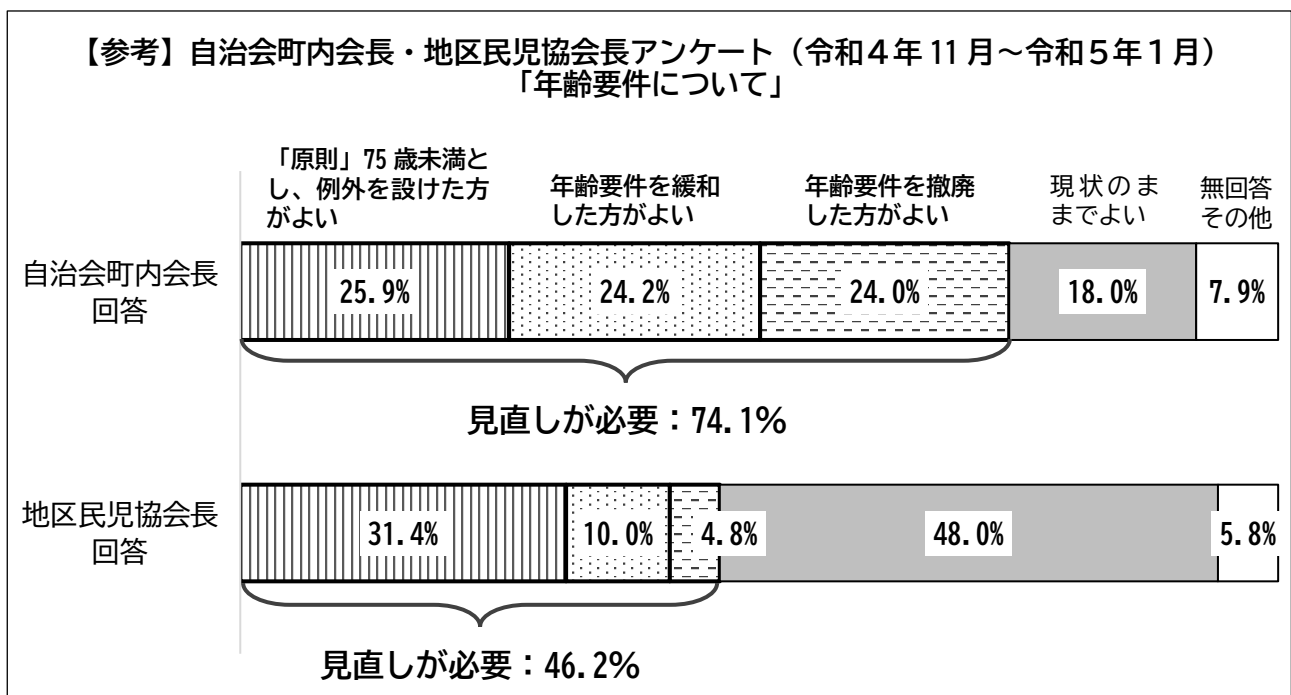
神奈川区役所区政推進課 電話：045-411-7026

民生委員・児童委員の活動支援策等及び年齢要件に関する検討状況に関する報告について

1 趣旨

少子高齢化の加速や生活スタイルの変化等により、民生委員・児童委員の担い手確保が課題となっており、年齢要件に関して、自治会町内会アンケートでは 74.1%、地区民児協会長アンケートでは 46.2%が「見直しが必要」というご意見をいただいています。さらに、次期一斉改選時（令和 7 年 12 月）には、団塊世代が 75 歳以上となることから、一層担い手の確保は厳しくなると予想されています。これらの状況を踏まえて、次期一斉改選に向けて、現在、市民児協等と年齢要件について意見交換を行っていますので、ご報告します。

また、今年度からモデル区（都筑・戸塚・栄）と健康福祉局によるプロジェクトを中心に、民生委員・児童委員の活動支援策や推薦事務の改善等について検討を進めていますので、検討状況について報告します。



2 年齢要件の検討にあたっての考え方

- （1）自治会町内会長アンケート及び地区民児協会長アンケートの結果を踏まえて、市民児協等と意見交換を進めていますが、年齢要件に関する検討は、民生委員・児童委員の皆さまのご理解をいただきながら進めていきます。
- （2）単に年齢要件の見直しだけでは、担い手確保に向けた根本的な解決には至らないと考えており、民生委員・児童委員の活動支援強化や負担軽減を進めていく必要があります。このため、モデル区と健康福祉局によるプロジェクトを中心に検討を進めており、年齢要件の見直しの有無に関わらず、次期一斉改選に向けて活動しやすい環境づくりを推進していきます（可能な取組から速やかに実施します）。
- （3）推薦手続きの改善についても、年齢要件の見直しの有無に関わらず、次期一斉改選時に反映できるよう検討を進めます。

3 年齢要件に関する検討のたたき台

次期一斉改選時において年齢要件を変更する場合、次の表を案として、民生委員・児童委員の皆さまと意見交換を行っています。この案は、自治会町内会長・地区民児協会長アンケート結果において、「年齢要件の見直しが必要」とする回答の中で最も多かった『**「原則」75歳未満とし、例外を設けた方がよい**』を基本としたものです。

現行	案
新任 原則 69 歳未満。ただし、選出が困難な場合に限り、75 歳未満とすることができる。	新任 原則 69 歳未満。ただし、選出が困難な場合に限り、75 歳未満とすることができる。
再任 75 歳未満	再任 原則 75 歳未満。ただし、選出が困難な場合は 1 期（3 年間）のみを再任期間として推薦をすることができる。（条件あり） 【条件】 下記 3 つの条件を満たしたときのみ、推薦ができるものとする。 ①本人の同意があり、健康状態も良好 ②自治会町内会の代表（会長）の同意がある ③地区民児協の代表（会長）の同意がある ※ただし、特例的な扱いであることから、引き続き後任者の選出に努める。

4 今後のスケジュール（予定）

9 月の市・区民児協に本案をたたき台として説明を行い、12 月にかけて民生委員・児童委員の皆さまと意見交換を進めます。意見交換結果を踏まえて、行政として次期一斉改選時における年齢要件に関する結論を出していきます。

年	R5				R6							R7	
月	9	10	11	12	1	2	3	4		12	1	2	
市・区 民児協	→ 意見交換				検討結果 報告								
市連会		●				●						●	
	報告				報告					一斉改選に向けた 推薦依頼			

5 民生委員・児童委員活動支援と推薦事務の改善等に関する検討状況について

今年度から、局・モデル区を中心に、民生委員・児童委員の活動支援策等について検討を進めています。

(1) 委員活動の負担軽減及び活動支援策について

民生委員の活動及び付帯する業務について、「業務量の軽減の観点から取り組むもの」、「負担感の軽減の観点から取り組むもの」などに分類・可視化し、それぞれの負担軽減策や活動支援策を検討しています。また、モデル区では、民生委員との懇談会や退任した民生委員へのアンケートを実施し、大変だったことや負担に感じていることなどを把握・整理したうえで、今年度下半期から活動のスリム化や支援策に関するモデル実施を予定しています。

(2) 推薦手続きの簡素化について

推薦手続きに必要な書類の様式の簡素化や、再任として推薦いただく場合の手続きの簡素化などを検討しています。

(3) ターゲット・目的別広報の充実

毎年5月の「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」にあわせて、パネル展示やラジオ放送、広報よこはまへの記事掲載等を行うなど活動PRを実施しています。

今後も、認知度向上や現任委員の意欲向上を図るための広報の充実を進めていきます。

担	当：健康福祉局地域支援課 村山
電	話：045-671-4046
電子メール	：kf-chiikishien@city.yokohama.jp

第9期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画 (よこはまポジティブエイジング計画) 素案及びパブリックコメント実施について

1 趣旨

令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「第9期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（以下「第9期計画」という。）」の策定に向け、素案をまとめましたので、その内容及びパブリックコメントの実施について、御説明します。

2 第9期計画素案

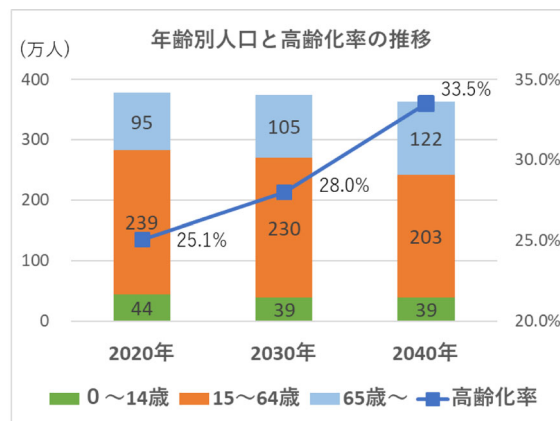
別紙1：市民向けリーフレット

別紙2：素案冊子

3 高齢者を取り巻く状況

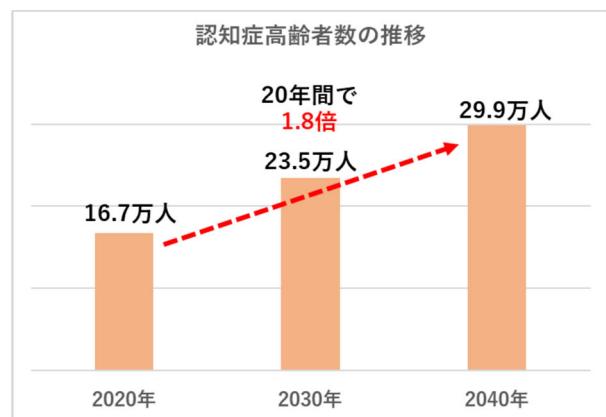
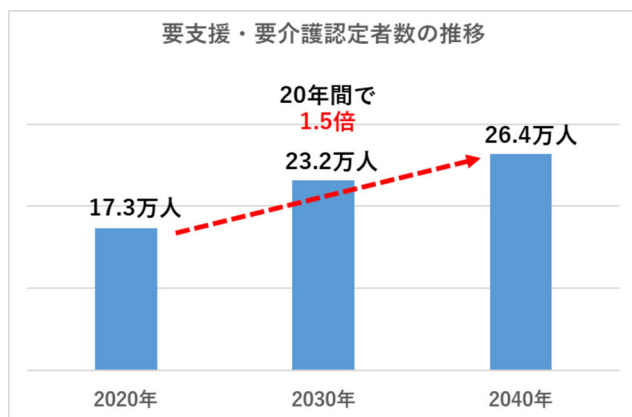
(1) 高齢者人口の増加

横浜市の高齢者人口は引き続き増加傾向であり、2040年には市内人口の3人に1人が高齢者になると推計されています。



(2) 要支援・要介護認定者数、認知症高齢者数の増加

高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者数、認知症高齢者数ともに増加が予想され、2040年にかけて介護・医療ニーズの急増が見込まれることから、介護サービスのさらなる充実が必要になります。



4 素案の概要

(1) 基本目標

第8期計画から引き続き、「ポジティブ エイジング」としました。

(2) 主な取組

ア 活き活きと暮らせる地域づくり

データに基づく高齢者ごとの健康課題に着目した支援、高齢者と地域活動等とのマッチング支援、高齢者の社会参加に対するインセンティブ付与を新たに行います。

イ 施設・住まいの整備

特別養護老人ホームについて、第8期計画期間は3年間で、1,350人分程度の新規整備を進めましたが、第9期計画期間の3年間では、700人分程度の新規整備とします。一方で、待機者数の縮小に向けて、医療的ケアが必要な方を積極的に受け入れた施設への助成を拡充するなどの取組を進めます。

ウ 介護人材の確保

介護の魅力発信に向けた広報の充実や、介護事業所におけるICT・介護ロボット等の導入支援、手続等のデジタル化、タスクシフティング(介護助手の活用)など、介護現場の生産性向上に向けた取組を推進します。

エ 認知症施策の一層の推進

市民の認知症に関するさらなる理解の促進や、認知症の方の社会参加促進、認知症バリアフリーの推進などに重点を置き、施策を進めていきます。

オ 介護保険料の設定

第9期計画においては、介護サービス利用者数の増加等により介護給付費が増え、保険料が大幅に上昇する見込みですが、介護給付費準備基金を活用することで上昇を抑制します。

この結果、現時点では保険料基準月額を6,600円～6,700円程度と見込んでいますが、最終的には介護報酬の改定や各種制度改正の影響等を踏まえ、令和6年度予算案とあわせて公表します。

第8期（R3～R5）
保険料基準月額
6,500円



第9期（R6～R8）
保険料基準月額
6,600円～
6,700円程度

5 計画の愛称

本計画を、市民の皆様にとって、覚えやすく親しみやすいものとするため、「よこはまポジティブエイジング計画」という愛称を新たに付けました。

6 パブリックコメントの実施

(1) 意見募集期間

令和5年11月1日（水）から12月1日（金）まで

(2) 意見募集及び周知方法

ア 素案の公表・意見提出方法

計画素案・素案説明動画をホームページで公表するとともに、窓口(※)で素案冊子・市民向けリーフレットを配布します。ご意見は、電子申請、郵便、FAX、電子メールで受け付けます。

※市役所・区役所、地域ケアプラザ、老人福祉センター、地区センター等

イ 関係団体等への説明

市・区町内会連合会、市・区民生委員・児童委員協議会、市社会福祉協議会、市医師会、市病院協会、市老人クラブ連合会等に対して説明を行い、ご意見を伺います。

ウ 市民説明会

(ア) 開催日時

11月10日（金）14時から15時15分まで（13時30分受付開始）

(イ) 開催場所

横浜市役所1階 横浜市市民協働推進センター スペースA・B

(ウ) 説明会への申込（要事前申込）

10月23日（月）から申込受付開始。先着60人まで。

7 策定スケジュール（予定）

令和5年	10月23日（月）	計画素案公表
	11月～12月	パブリックコメントの実施、市民説明会の開催
令和6年	1月～2月	計画原案のとりまとめ、介護保険料の推計
	3月	計画策定、介護保険条例の改正
	4月	介護保険料の改定

担当
健康福祉局高齢健康福祉課
川添、武井、清水
電話：045-671-3412
メール：kf-keikaku@city.yokohama.jp

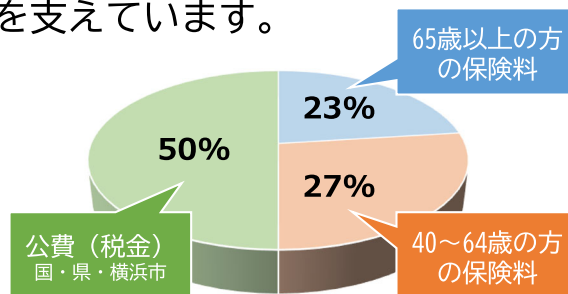
介護保険料

社会全体で「介護保険」を支えています。

介護保険は、「公費」と、40歳以上の方が納める「保険料」を財源として運営しています。

介護保険料は、介護が必要な方の介護保険サービス費用などをまかなうために使われます。

金額は、3年間のサービスの給付額等の見込みに基づいて算定します。



令和6年度～8年度の保険料基準額

第8期（令和3～5年度）
保険料基準月額
6,500円



第9期（令和6～8年度）
保険料基準月額
6,600円～6,700円程度

ご意見の提出方法

次のいずれかの方法でご意見・ご提案をお寄せください。

なお、よこはまポジティブエイジング計画(素案)の詳細については、横浜市役所・各区役所・地域ケアプラザ・老人福祉センター・地区センターで素案冊子を配布している他、市のホームページでも公開しています。

パブリックコメント実施期間
< 11月1日（水）～12月1日（金） >

郵便

⇒ 市役所・区役所・地域ケアプラザ等で配布している「素案冊子」に付属のハガキをご使用ください。

FAX

⇒ 045-550-3613

電子メール

⇒ kf-keikaku@city.yokohama.jp

携帯電話
スマートフォン
パソコン

⇒ ホームページの素案をご覧ください。
(二次元バーコードまたは下記のキーワードで検索)

横浜市 ポジティブ

検索



※いただいたご意見の概要と、それに対する本市の考え方をまとめ、後日、ホームページで公表します。ご意見への個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。なお、第三者の利益を害する恐れのあるものなど内容により公表しない場合があります。

※ご意見を正確に把握するため、電話によるご意見は受け付けておりません。

※ご意見の提出に伴い取得した個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」の規定に従い適正に管理し、本案に対する市民意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。

問合せ先
横浜市 健康福祉局 高齢健康福祉課 計画調整係
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10(横浜市庁舎16階)
☎045-671-3412 fax045-550-3613 ✉kf-keikaku@city.yokohama.jp

市民意見 (パブリックコメント) 募集

高齢者に関する保健福祉事業・介護保険制度・認知症施策に関する総合的な計画を策定します。皆様のご意見・ご提案をお寄せください。

<募集期間>

令和5年11月1日（水）～12月1日（金）

計画期間2024年度-2026年度

よこはま ポジティブエイジング計画 ～歳を重ねても自分らしく暮らせるまちを目指して～ (素案)

第9期 横浜市 高齢者保健福祉計画
介護保険事業計画
認知症施策推進計画

ポジティブ エイジング
POSITIVE AGING とは？

横浜市は、次のような思いを
「ポジティブ エイジング」に込めています。

誰もが歳を重ねる中で、

▶積極的に活力ある高齢社会を作りたい

▶人生経験が豊かであることを積極的に捉え、高齢者を尊重し、
その人らしい尊厳をいつまでも保つことができる地域を目指したい

心身の状態が変化したとしても、

▶高齢者が自らの意思で自分らしく生きることができるよう、
一人ひとりの「生活の質（QOL）の向上」につなげていきたい

「自分らしい高齢期の暮らし」を支える主な取組

健康で自立した生活のために



介護予防・健康づくりと自立支援

○フレイル※の予防・改善に向け、民間企業等と連携した幅広い普及啓発と、高齢者一人ひとりに合った介護予防の支援を行います。

※高齢期にからだどころの機能が低下し、将来介護が必要になる危険性が高い状態。

▶ 素案11、15ページ

○通いの場等への参加者に、インセンティブを付与する「高齢者社会参加推進ポイント事業（仮称）」を実施し、通いの場等への参加を促進します。

▶ 素案17ページ

知識や経験を生かした社会貢献活動の推進

高齢者一人ひとりのニーズと、地域活動や企業等での有償・無償ボランティア活動のマッチングを行う「シニア×生きがいマッチング事業」を実施します。

▶ 素案19ページ

地域活動・サービス情報の充実

ウェブサイト「ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ」で、身近な地域活動を紹介します。

▶ 素案20～21ページ

将来に備えるための支援

○元気なうちからこれからの人生をどう歩んでいきたいか、自分の思いを記す「エンディングノート」を配布し、活用講座を実施します。

▶ 素案12ページ

○もしものときにどのような医療やケアを望むかを話し合うきっかけになる「もしも手帳」の配布を進めます。

▶ 素案12～13ページ

○認知症をはじめ、自分ひとりで判断することが難しい方が安心して生活できるよう、成年後見制度の利用を支援します。

▶ 素案25～26ページ

心や体に変化を感じた時



相談先の充実

○かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局・薬剤師の普及を促進します。

▶ 素案24ページ

○地域ケアプラザの業務の質の向上に取り組みます。

▶ 素案22、25ページ

認知症の早期発見・早期対応

身近な医療機関で受けられる、「もの忘れ検診」（認知症の簡易検査）を広く周知します。

▶ 素案44ページ

地域での支え合いの推進・多様なサービスの提供

地域住民やボランティア、NPO法人、民間企業等と連携し、居場所づくり、掃除、買い物、配食、見守り等の生活支援を充実します。

▶ 素案17、21ページ

医療や介護が必要になった時



介護保険サービス等の充実

○住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう介護保険サービス等を充実します。

▶ 素案23ページ

○特別養護老人ホーム等、ニーズに応じた施設・住まいの選択を支援します。

▶ 素案28～32ページ

在宅医療・介護の連携推進

必要な時に適切な医療・介護サービスが受けられ、疾病の重症化や介護の重度化が予防できるよう、医療と介護の連携を進めます。

▶ 素案24ページ

認知症の人や家族の居場所の充実

○認知症の本人、家族、関係者が気軽に参加できる身近な居場所を充実します。

○認知症の方が自身の希望等を語り合える「本人ミーティング」の開催や、本人・家族・地域住民等がお互いを理解しあう場である「認知症カフェ」の支援を行います。

▶ 素案42ページ

身近な相談窓口・役立つ情報のご案内

地域ケアプラザ

「地域の身近な福祉保健の拠点」です。（おおむね中学校区に1か所あります）

誰でも利用でき、専門職や地域活動などに詳しいコーディネーターが、高齢者等の地域での生活の困りごと等に関する相談受付や支援を行っています。

▶ 素案22、25ページ

高齢期に必要な情報

○ふくしらべ
高齢者福祉の情報をまとめたサイトです。

▶ 素案10ページ

○ハートページ
介護保険の総合案内パンフレットです。

▶ 素案13ページ

高齢者施設・住まいの相談センター

高齢者の施設や住まい※に関する相談窓口として、専門の相談員が、窓口や電話、オンラインでの個別・具体的な相談や、施設の基本情報・入所待ち状況などの情報を提供します。

※特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホームなど

▶ 素案32ページ



計画期間 2024 年度-2026 年度

よこはま ポジティブエイジング計画 ～歳を重ねても自分らしく暮らせるまちを目指して～ (素 案)

第9期 横浜市 高齢者保健福祉計画
介護保険事業計画
認知症施策推進計画

目 次

1. 計画の目的	P.2
2. 横浜市の高齢者を取り巻く状況	P.2
3. 横浜型地域包括ケアシステム～中長期的な将来像～	P.4
4. 第8期計画の評価	P.6
5. 第9期計画の基本目標と施策体系	P.8
6. 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策の展開	P.10
7. 認知症施策推進計画の施策の展開	P.39
8. 第9期計画の介護サービス量の見込み・保険料の設定	P.49
9. 計画策定の趣旨	P.51

1. 計画の目的

横浜市では、これまで増加傾向にあった総人口の減少が始まる中、65 歳以上の高齢者人口は、今後とも増加が続く見込みです。2040 年にかけては、85 歳以上人口が急速に増加することが見込まれ、医療・介護・生活支援などが必要になる市民が増大することが予想されます。

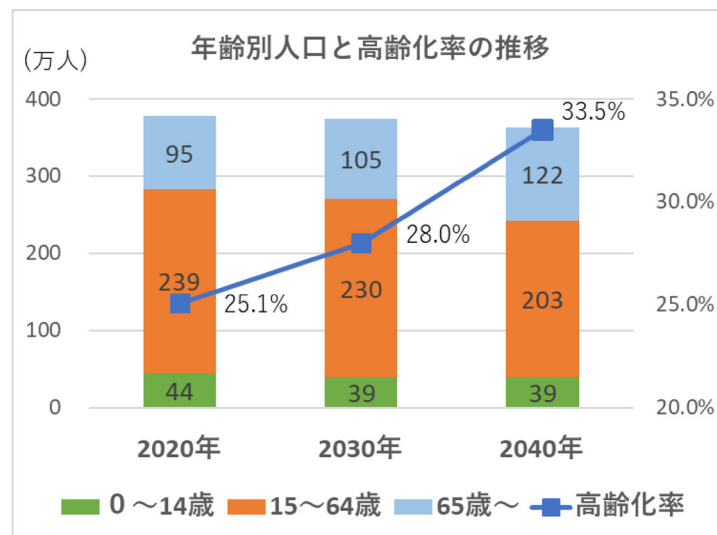
横浜市では、これらの課題に対して『ポジティブ エイジング』を基本目標とし、歳を重ねることをポジティブに捉え、高齢者の皆様がいつまでも自分らしい暮らしができる地域をつくりたい、という思いのもと、限られた社会資源の中で効率的・効果的な高齢者施策を実施し、老後に対する「不安」を「安心」に変えていきます。

また、本計画が市民の皆様にとって、覚えやすく親しみやすいものとなるよう、新たに「よこはまポジティブエイジング計画」という愛称を付けました。

2. 横浜市の高齢者を取り巻く状況

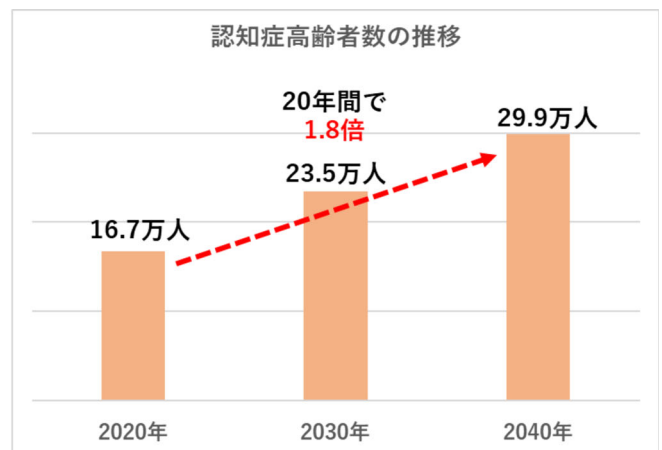
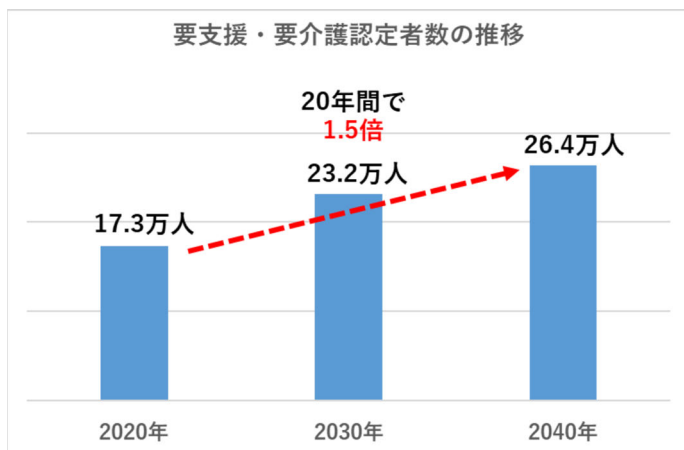
(1) 高齢者人口の増加

横浜市の高齢者人口は引き続き増加傾向であり、2040 年には市内人口の 3 人に 1 人が高齢者になると推計されています。



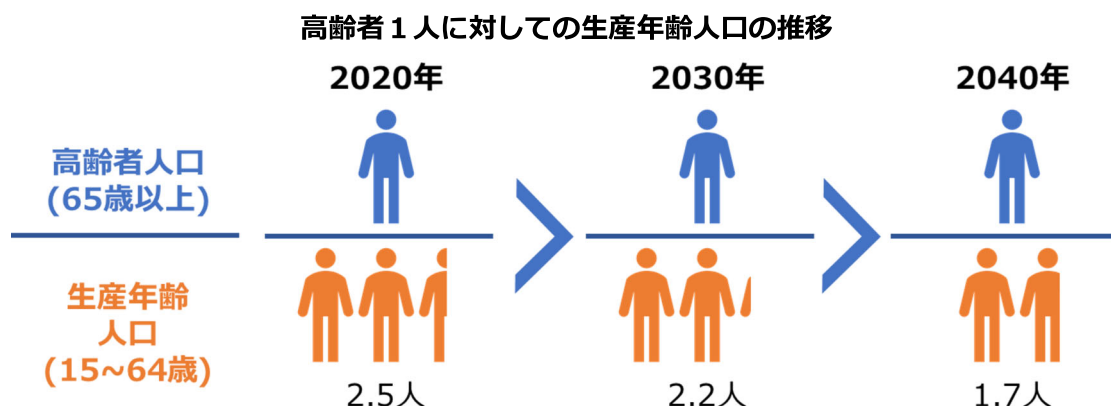
(2) 要支援・要介護認定者数、認知症高齢者数の増加

高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者数、認知症高齢者数ともに増加が予想され、2040 年にかけて医療・介護ニーズの急増が見込まれることから、介護サービスのさらなる充実が必要になります。



(3) 生産年齢人口の減少

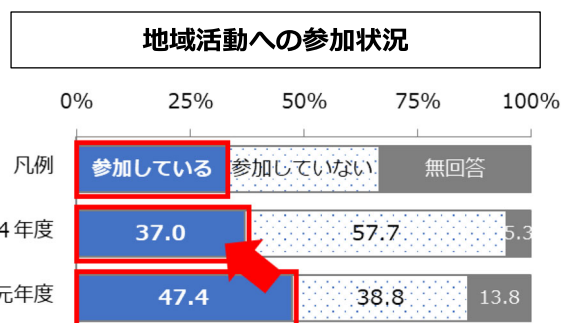
生産年齢人口は減少し、介護サービスや地域を支える担い手不足が深刻化する懸念があります。このため、介護人材の確保・定着支援とともに、地域における支え合いの仕組みづくりが重要です。



(4) 高齢者実態調査の結果（令和4年度 横浜市高齢者実態調査より）

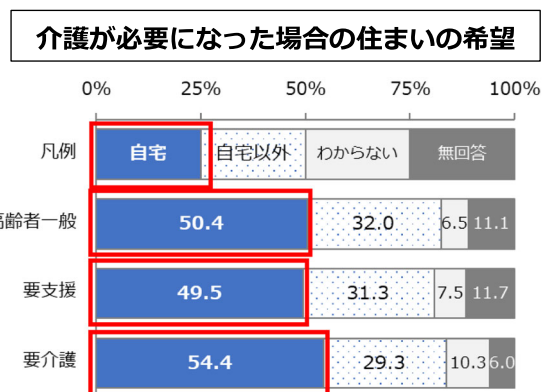
・地域活動への参加率の低下

前回調査に比べ、高齢者の地域活動への参加状況は、大幅に減少しています。これは、コロナ禍による外出控え等の影響が一因と考えられます。



・介護が必要になっても「自宅で暮らしたい」

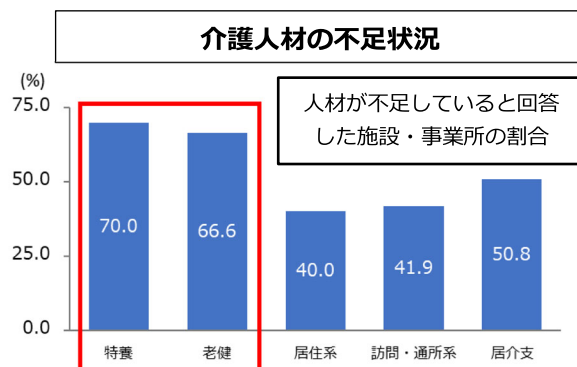
介護が必要になった場合の暮らし方について、多くの方が、介護サービスを利用しながら、できるだけ「自宅」での生活を継続することを希望しています。



・多くの介護施設・事業所で介護人材が不足

施設系・居住系・在宅系のあらゆる介護施設・事業所で人材が不足しています。

特に、施設系サービスでは約7割で人材が不足しており、今後の要介護認定者・認知症高齢者の増加を見据え、人材の確保・定着支援が必要不可欠です。

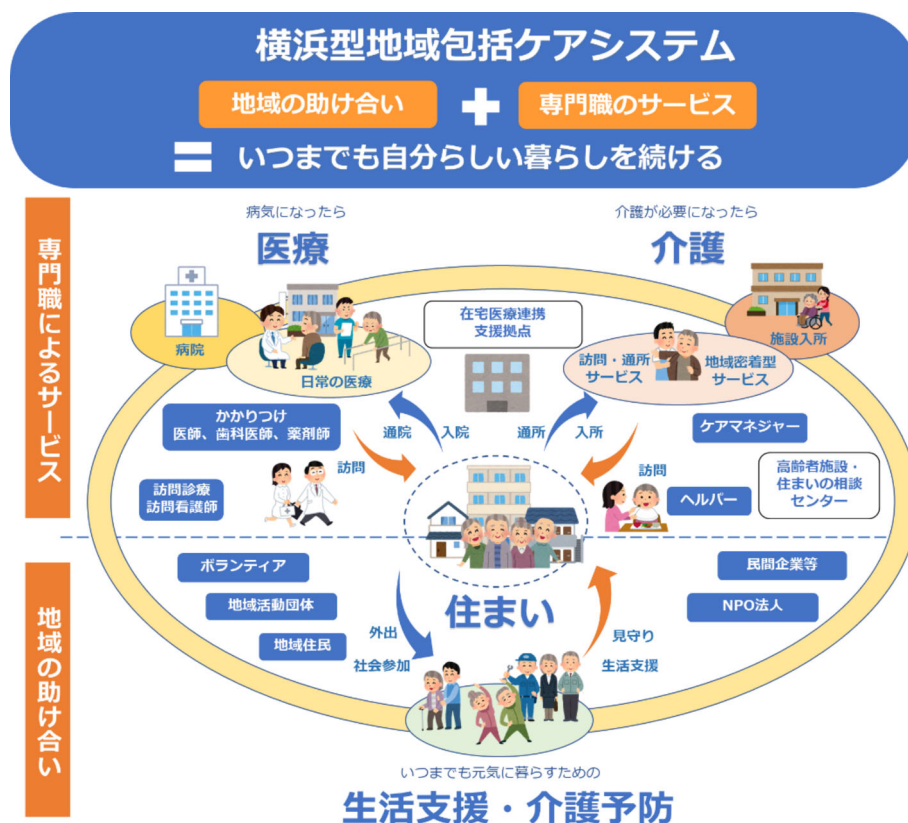


3. 横浜型地域包括ケアシステム～中長期的な将来像～

(1) 2025年・2040年を見据えた中長期的な将来像

中長期的な将来像

- 地域で支え合いながら、
- 医療・介護が必要になっても安心して生活でき、
- 高齢者が自らの意思で自分らしく生きることができる



横浜の強みを生かし、次の視点で「横浜型地域包括ケアシステム」を深化・推進します

視点1

「地域ケアプラザ」を中心に、日常生活圏域ごとに推進します

視点2

活発な市民活動や企業との協働を進めます

視点3

「介護予防・健康づくり」、「社会参加」、「生活支援」を一体的に推進し、健康寿命の延伸につなげます

視点4

医療・介護の連携など、多職種連携の強化を進めます

視点5

高齢者が「地域を支える担い手」として活躍できる環境整備を進めるとともに、医療や介護などの人材確保・育成に取り組みます

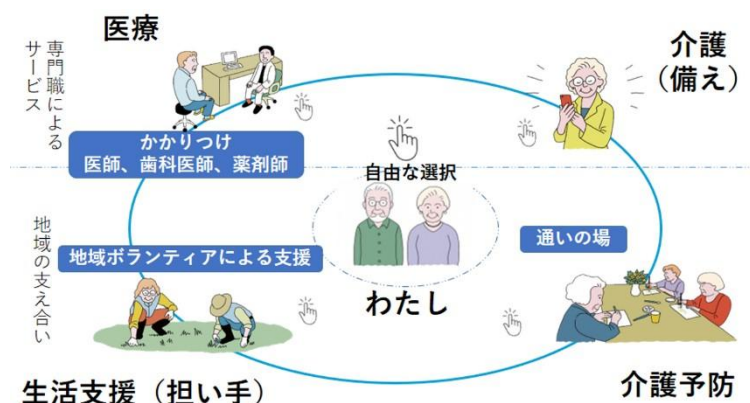
視点6

データに基づく施策立案を進めるほか、デジタル技術を有効に活用することにより、介護現場における利便性や生産性の向上に取り組みます

状態像別にみた地域包括ケアシステム

健康で自立した生活のために

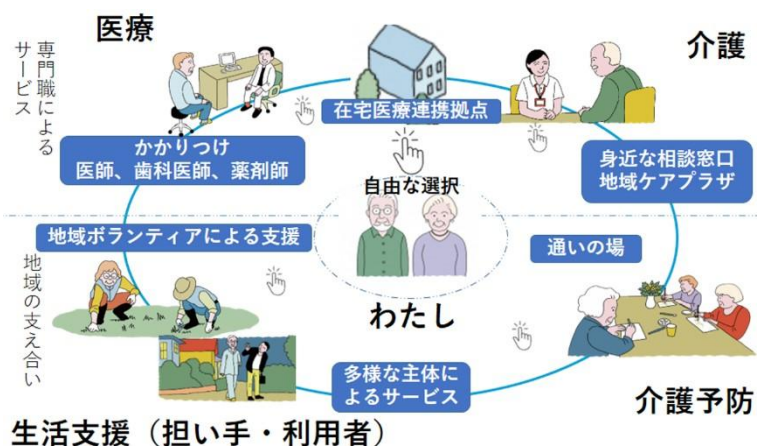
- ・身近な場所で、介護予防や健康づくりに取り組むことができます。
- ・知識や経験等を生かしたボランティア活動等に取り組むことができます。
- ・地域にかかりつけ医や薬局があります。
- ・医療や介護が必要になった時のために、必要な情報や相談窓口を知り、備えます。



※円は、概ね中学校圏域（徒歩 30 分程度）を表す

心や体に変化を感じた時

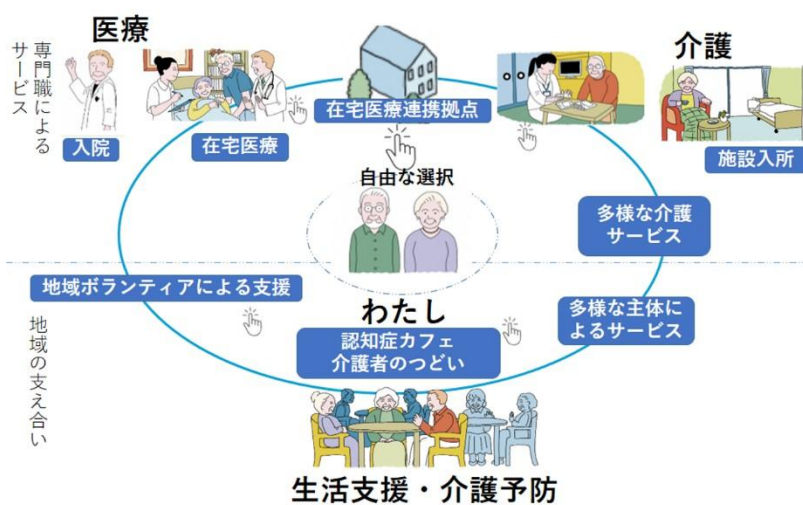
- ・身近な相談窓口やかかりつけ医等に相談できます。
- ・身近な場所に、状態像に合ったリハビリや地域とつながる機会があります。
- ・日常生活の支援を、ボランティアや企業など多様な主体が実施しています。
- ・認知症を早期に発見する機会があります。



※円は、概ね中学校圏域（徒歩 30 分程度）を表す

医療や介護が必要になった時

- ・本人の状態や希望に合わせ、多様な介護サービス等を選択できます。
- ・医療と介護の連携があり、入退院後も安心して在宅での生活を続けることができます。
- ・身近な場所に、認知症の人やその家族の居場所や、介護者支援があります。



※円は、概ね中学校圏域（徒歩 30 分程度）を表す

4. 第8期計画の評価

横浜市の第8期計画（計画期間：令和3（2021）～令和5（2023）年度）における各施策を評価するために設定した指標の達成状況や成果、課題は以下の通りです。

【達成状況の見方】達成状況は、2022年度末までの達成値により以下の基準で評価しています。

★★★★★：目標値以上の達成（100%以上）	★★★：達成度が50%以上	★：達成度が0%以上
★★★★：達成度が75%以上	★★：達成度が25%以上	—：計画時よりも低い

I 地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して

【指標の達成状況】

指標	計画策定時	目標値	達成値	達成状況
通いの場の参加者数（実人数）	47,000人	62,000人	89,764人	★★★★★
通いの場の参加率	5.0%	6.5%	9.6%	★★★★★
地域活動やボランティアに参加したことがある高齢者の割合	47.4%	50.0%	37.0%	—

【主な成果❁と課題◆】

- ❁ 多様な通いの場等に関する市独自の検討を踏まえ、情報収集や支援を行った結果、多くの市民が通いの場に参加しやすい環境づくりにつながりました。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響等により、地域活動等をしている高齢者の割合が減少しました。通いの場等のさらなる充実や、コロナ禍で停滞した地域活動等の再開に向けた支援が必要です。

II 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

【指標の達成状況】

指標	計画策定時	目標値	達成値	達成状況
在宅看取り率	23.9%	27.8%	33.1%	★★★★★
訪問診療利用者数	303,791人	378,000人	395,375人	★★★★★
地域包括支援ネットワークが構築されている割合	69.8%	80.0%	66.4%	—

【主な成果❁と課題◆】

- ❁ 在宅医療の充実や、医療と介護の連携が進んだことによって、高齢者が療養生活や人生の最終段階をどこで過ごすのかを選択できる体制が整ってきたと考えられます。
- ◆ 地域包括支援ネットワークが構築されている割合が低下しており、引き続き、区役所・地域包括支援センター・居宅介護支援事業所の連携を支援する必要があります。

III ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

【指標の達成状況】

指標	計画策定時	目標値	達成値	達成状況
特別養護老人ホームに入所した人の平均待ち月数	11か月	10か月	9か月	★★★★★
介護老人保健施設退所後の在宅復帰率	29.0%	33.0%	29.5%	★★★★

【主な成果❁と課題◆】

- ❁ 高齢者施設・住まいの相談センターによる出張相談の開催や特養入所待機者への個別アプローチを行ったことで、平均待ち月数を短縮できました。
- ◆ 介護老人保健施設の在宅復帰率が向上しない要因として、入所者及び家族等が在宅復帰よりも施設での入所継続を希望するといった事情等も関係していることが高齢者実態調査から判明しました。調査結果を踏まえ、介護老人保健施設の多様な役割に合わせた支援を引き続き行います。

IV 安心の介護を提供するために

【指標の達成状況】

指標	計画策定時	目標値	達成値	達成状況
外国人従事者の人数	497 人	800 人	1,477 人	★★★★★
介護職員の離職率	15.6%	14.1%	14.8%	★★★★

【主な成果❁と課題➡】

- ❁ 介護職員の住居借上支援事業や、外国人と受入介護施設等のマッチング支援事業の実施等により、一定の人材確保につながりました。
- ➡ 介護職員の離職率の低減に向けて、国の制度と連動した処遇改善を進めます。また、介護現場の業務効率化や職員の負担軽減等を目的とした ICT、介護ロボット等の導入・活用支援など、様々な取組を通じて、人材の確保・定着支援・専門性の向上・生産性の向上を図っていく必要があります。

V 地域包括ケアの実現のために

【主な成果❁と課題➡】

- ❁ 高齢期の暮らし選び応援サイト「ふくしらべ」において、高齢者の社会参加促進のための地域活動に関する情報を新たに掲載しました。
- ➡ 高齢者実態調査の結果、人生の最終段階に向けた意思表示をしている人の割合が低下しています。エンディングノートやもしも手帳など、本人の自己決定支援に係る取組の普及・啓発が必要です。

VI 自然災害・感染症対策

【主な成果❁と課題➡】

- ❁ 新型コロナウイルス感染症対策として、介護事業所が継続してサービスを提供できるよう事業継続に係る必要経費の助成を行うなど、事業所内での感染拡大防止に努めました。
- ➡ 高齢者施設等において、業務継続計画（BCP）の策定が義務付けられましたが、令和 4 年度時点の策定率が低く課題となっています。各事業所がスムーズに策定できるような支援を行うなど、行政からのより一層の働きかけを行います。

認知症施策の推進

【指標の達成状況】

指標	計画策定時	目標値	達成値	達成状況
本人ミーティング参加者数	140 人	250 人	151 人	★★★
認知症にとっても関心がある人の割合	45.4%	55.0%	39.2%	—

【主な成果❁と課題➡】

- ❁ 若年性認知症に関わる相談支援の充実や関係機関との連携を推進し、若年性認知症支援コーディネーターを、市内 1 か所から 4 か所へ増配置しました。
- ❁ 本人ミーティングを年 10 回開催し、1 回あたりの参加者数が増加しているほか、継続的に参加する方が多く、当事者同士の仲間意識や支え合いの力が高まっています。
- ➡ 若年性認知症支援コーディネーターを中心に、相談支援の充実や連携体制の構築、居場所の拡充をさらに進める必要があります。
- ➡ 認知症にとっても関心がある人の割合が低下しており、引き続き、認知症施策について充実を図りつつ、高齢者をはじめとした市民への普及啓発を拡充する必要があります。

5. 第9期計画の基本目標と施策体系

【基本目標】

ポジティブ エイジング

～誰もが、いつまでも、どんなときも、自分らしくいられる
「横浜型地域包括ケアシステム」を社会全体で紡ぐ～

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策体系

I 自分らしい暮らしの実現に向けて

- 高齢期の「自分らしい暮らし」の実現に向けてあらかじめ準備・行動できるように、市民意識の醸成に取り組みます。
- 高齢期のライフステージに応じた切れ目のない相談体制を構築するとともに、各種申請手続のデジタル化など、市民の利便性向上を図ります。

II 活き活きと暮らせる地域づくりを目指して

- 地域との協働・共存を基盤に、介護予防・健康づくり、社会参加、生活支援を一体的に進めることで、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、つながり・支え合う地域づくりを進めます。
- 高齢者になる前からの健康維持や地域活動等への社会参加の機会を充実し、各種取組を進めます。

III 在宅生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

- 医療・介護が必要になっても、地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅生活を支える医療、介護、保健・福祉の充実を図ります。
- 医療・介護の連携など、多職種連携の強化を進め、一人ひとりの状況に応じた必要なケアを一体的に提供することができる体制を構築します。

IV ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

- 日常生活に支援や手助けが必要になっても、一人ひとりの状況に応じた選択が可能となるように、必要な施設や住まいの場を整備します。
- 自分らしい暮らしの基礎となる施設・住まいに関する相談体制を充実し、一人ひとりの状況に応じたサービスを選択できるよう支援します。

V 安心の介護を提供するために

- 外国人介護人材の確保を推進するとともに、介護職のイメージアップのための啓発・教育活動を行い、介護人材の中長期的な確保を図ります。
- ICT・介護ロボット等の導入支援や各種様式の標準化等により、介護職員の負担軽減を図り、介護現場の生産性向上を図ります。

VI 安定した介護保険制度の運営に向けて

- 持続可能な制度運営に向けて、介護給付の適正化や介護サービスの質の向上を図ります。
- 高齢者施設等における、災害や感染症などの緊急時に備えた体制を整備し、対応力を強化します。

介護サービス量の見込み

ポジティブ エイジングとは

- 誰もが歳を重ねる中で、積極的に活力ある高齢社会を作りたい、人生経験が豊かであることを積極的に捉え、高齢者を尊重し、その人らしい尊厳をいつまでも保つことができる地域を目指したい、という思いを「ポジティブ エイジング」に込めています。
- 「ポジティブ エイジング」は、心身の状態が変化したとしても、地域の助け合いや専門職によるケアにより、高齢者が自らの意思で自分らしく生きることができるよう、一人ひとりの「生活の質（QOL ※Quality Of Life）の向上」につなげていくことを目指しています。

認知症施策推進計画の施策体系

認知症施策の3つの柱

共生

認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症と共に生きる、また、認知症であってもなくても同じ社会で共に生きる、という意味を示します。

備え

認知症を取り巻くあらゆる段階における、その状態に応じた個人、社会の心構えや行動を示します。

安心

認知症であっても希望を持ち、認知症の人や家族が安心して暮らせるという意味を示します。

1 正しい知識・理解の普及

○認知症の人やその家族が地域の中で自分らしく暮らし続けられるよう、認知症に関する正しい知識の普及を進め、認知症への社会の理解を深めます。

2 予防・社会参加

○認知症の人が社会から孤立せず、継続的に社会とつながることができる取組を推進します。

3 医療・介護

○本人や家族、周囲が認知症に気付き、早期に適切な医療・介護につなげることにより、本人・家族がこれからの生活に備えることのできる環境を整えます。

○医療従事者や介護従事者等の対応力の向上を図ります。

4 認知症の人の権利

○認知症の人の視点を踏まえながら、家族や地域、関わる全ての人が認知症の人の思いを理解し、安全や権利が守られるよう、施策を推進します。

5 認知症に理解ある共生社会の実現

○様々な課題を抱えていても、一人ひとりが尊重され、その本人に合った形での社会参加が可能となる「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めます。

○若年性認知症の人や介護者が相談でき、支援を受けられる体制を更に推進します。

6. 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策の展開

I 自分らしい暮らしの実現に向けて

1 高齢期の暮らしに必要な情報の発信と啓発 ～ヨコハマ未来スイッチプロジェクト～

施策の方向性

高齢期の暮らしに対する「不安」を「安心」に変えられるよう、多くの市民が高齢期の「自分らしい暮らし」の実現に向けて、あらかじめ準備・行動することの大切さを実感できるような広報・啓発に取り組みます。

高齢期の「自分らしい暮らし選び」応援サイト等の充実

拡充

事業内容	○部局ごとに分散していた情報を一元化し、高齢者やその家族等身近な方が知りたい情報をまとめた、高齢期の自分らしい暮らし選び応援サイト「ふくしらべ」の充実に取り組みます。 ○知りたい情報が明確になっていない方にも、よくある困りごとや、体験談などから、様々な情報に触れ、高齢者の選択の幅が広がり、相談先をわかりやすくご案内できるよう、情報発信に取り組みます。 ○主に高齢者を対象とした地域のサロンや趣味活動の場、日常生活のちょっとした困りごとをお手伝いする活動の情報などを検索できる「ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ」等による情報発信に取り組みます。
------	---

ポジティブ エイジングの実現に向けた、動画等を活用した広報

拡充

事業内容	○市民が高齢期の「自分らしい暮らし」の実現に向けてあらかじめ準備・行動できるよう、「ヨコハマ未来スイッチ」を活用した動画等により、市民が高齢期に必要な情報を入手しやすくなるような広報活動に取り組みます。
------	---



「ヨコハマ未来スイッチプロジェクト」

～ポジティブ エイジングの実現に向けて～

横浜市では、今後、ますます進展する超高齢社会に備えて、一人ひとりが、社会や自分自身の変化を理解したうえで「その人らしい生き方」をあらかじめ考え、具体的に行動いただけるよう「ヨコハマ未来スイッチ」(※)のコンセプトを掲げ、広報に取り組んでいます。

※「ヨコハマ未来スイッチ」には、「未来を意識する“スイッチをONにする”」という意味と「どこことなく消極的に捉えてしまう、歳を重ねることへの考え方を“切り替える”」という2つの意味を込めています。



事業内容	○フレイル予防の4本柱である運動、オーラルフレイルの予防、低栄養の防止、社会参加に一体的に取り組める仕組みづくりを進め、市民がフレイルについて理解し、自身や周囲の人のリスクに気づき、フレイル予防に取り組む人が増えるよう支援します。 ○フレイル予防の4本柱と併せて、こころの健康や認知機能の維持、疾病管理の3つの取組を推進します。 ○庁内外の関係機関や関係団体等と連携し、フレイル予防、ロコモ予防、口腔機能の向上、栄養改善、社会参加の促進、こころの健康維持や認知症予防、健診・検診を含めた適切な受診等の効果的な普及啓発を行います。 ○民間企業と連携し、介護予防・フレイル予防や健康づくり、社会参加に関する取組を行い、幅広い対象者に普及啓発を行います。 「フレー！フレー！フレイル予防！」は横浜市のフレイル予防取組推進の愛称です▶
------	--



「フレイル」、「ロコモ」とは

「フレイル」

高齢期に体力や気力、認知機能など、からだところの機能が低下し、将来介護が必要になる危険性が高くなっている状態をいいます。日頃の小さな変化から、からだ、こころ、社会生活面など、多面的な要素が相互に影響し、フレイルに至ります。



「ロコモ」

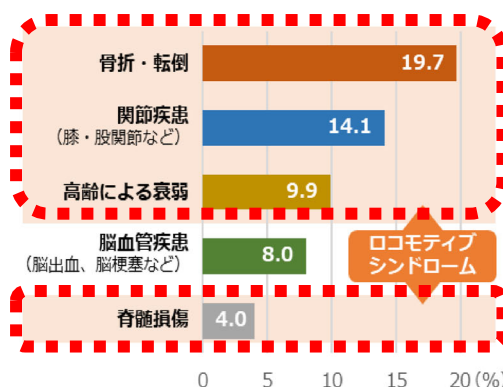
ロコモティブシンドロームの略称。「加齢に伴う筋力低下や骨・関節疾患などの運動器の障害が起こり、立つ、座る、歩くなどの移動能力が低下する状態」をいい、フレイルや、要支援認定を受ける方の代表的な状態像のひとつです。

コラム

ご存知ですか？介護が必要になった原因

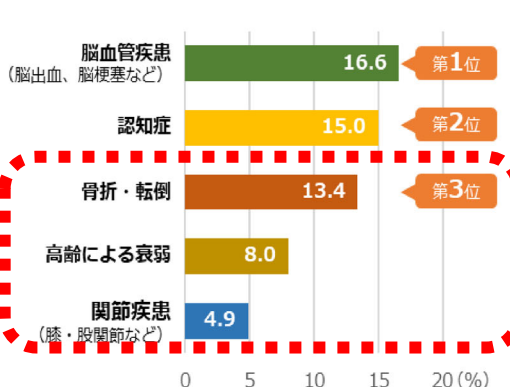
要支援 の認定理由、上位5位のうち、4つはロコモティブシンドローム

＜要支援になった要因＞ 令和4年度横浜市高齢者実態調査



要介護 の認定理由の1位は脳血管疾患、2位は認知症、3位は骨折・転倒

＜要介護になった要因＞ 令和4年度横浜市高齢者実態調査



本人の自己決定支援（エンディングノートの作成と普及等）

事業内容	○これまでの人生を振り返り、これからの生き方を考え、家族や大切な人と共有するきっかけとなるように、各区でオリジナルのエンディングノートを配布し、活用講座を実施します。 ○一人暮らし高齢者など情報が届きにくい方に対して、地域関係者や介護事業所等の関係機関と連携しながらさらなる周知を図ります。 ○早い時期から自身のこれからの生き方を考えるきっかけとなるよう、幅広い世代に対してインターネット等を活用して周知を図ります。
------	--



エンディングノート

～これからの人生を自分らしく生きるために～

エンディングノートはこれまでの人生を振り返り、これからの人生をどう歩んでいきたいか、自分の思いを記すノートです。自分らしい生き方を選択し、大切な人と共有するきっかけとなるように、各区でオリジナルのエンディングノートを作成し、書き方講座を開催しています。

エンディングノートは、各区高齢・障害支援課の窓口にて説明をしながら配布しています。



18 区のエンディングノート

■例えばこんな内容を書くことができます

- 私のプロフィール
- 私の好きなこと
- 金銭的なこと
- これからやってみたいこと
- もしものときの医療・介護の希望
- 大切な人へのメッセージ

人生の最終段階の医療・ケアに関する検討・啓発

事業内容	○もしものときに、どのような医療やケアを望むのか、前もって考え、家族や信頼する人、医療・介護従事者たちと繰り返し話し合い、共有する「人生会議（アドバンス・ケア・プランニング：略称“ACP”）」の普及啓発を図ります。 ○もしものときの医療やケアについて、元気なうちから考えるきっかけとなることを目的に、「もしも手帳」の配布を進めます。
------	--



アドバンス・ケア・プランニング（ACP）

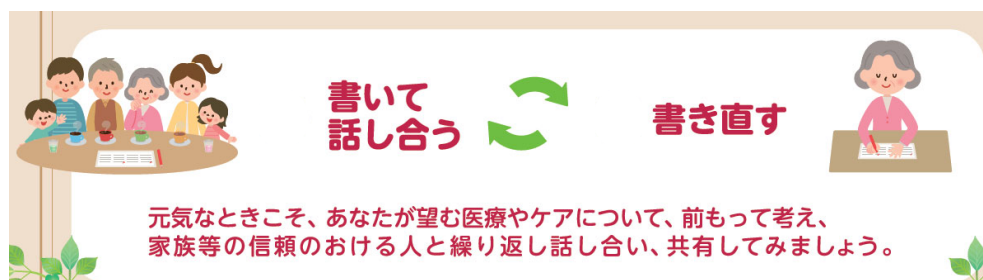
自らが望む人生の最終段階における医療・ケアについて、前もって考え、家族や医療・ケアチーム等と繰り返し話し合い共有する取組のことです。

愛称は「人生会議」です。



「医療・ケアについての『もしも手帳』」

人生の最終段階での医療やケアについて、元気なうちから考えるきっかけや、本人の考えを家族等と話す際の手助けとなるよう、市民の皆様に「もしも手帳」を配布しています。“治療やケアの希望”、“代理者の希望”、“最期を迎える場所の希望”についてチェックする形式の簡単な内容です。



住まいの終活の促進

新規

事業内容	○住まいの終活を早い段階から進められるよう、居住中の高齢者世帯などに向けて、「空家にしない『わが家』の終活ノート」などを活用した普及啓発を推進します。
------	---

介護サービス情報の公表

事業内容	○利用者が介護事業所等を適切かつ円滑に選択することができるよう、介護サービスの内容や運営状況等に関する情報をインターネット上の「介護サービス情報公表システム」で公表します。
------	--

介護保険総合案内パンフレット及び介護サービス事業所リスト（ハートページ）の発行

事業内容	○介護保険の利用者向けの情報をまとめた冊子を民間企業と協働で発行します。 ○総合案内パンフレットを多言語に翻訳し、横浜市ホームページ等で提供します。
------	---



ふくまちガイド（横浜市福祉のまちづくり推進指針）

横浜市では、福祉のまちづくり条例に基づき、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる指針として、ふくまちガイドを策定しました。

ふくまちガイドは、「誰もが生活しやすいまちとはどんなまちなのか」を考え、一人ひとりのアクションにつながるきっかけとなることを目的に、横浜市ホームページで公開しているほか、区役所などで配布しています。

2 相談体制の構築と市民の利便性向上

施策の方向性

高齢期のライフステージに応じた相談体制を構築するとともに、各種申請手続のデジタル化など、市民の利便性向上を図ります。

(1) 相談体制の構築

高齢期のライフステージに応じた相談体制の構築

事業内容	○高齢期のライフステージに応じた相談体制の構築に向け、市・区役所の福祉保健センターのほか、「地域の身近な福祉保健の拠点」である地域ケアプラザや、高齢者の施設・住まいに関するサービスの情報提供を行う高齢者施設・住まいの相談センターなど、様々な関係機関と連携して取り組みます。
------	--

(2) 市民の利便性向上

介護保険等の各種申請手続の利便性向上

新規

事業内容	○「横浜 DX 戦略」に基づき、要介護認定の申請や負担限度額認定証の発行など、介護保険業務にかかる各種申請手続のオンライン化を図り、スマートフォン等で手続が完結できるようにします。
------	--

II 活き活きと暮らせる地域づくりを目指して

1 介護予防・健康づくりと自立支援

施策の方向性

高齢者の医療・介護・保健データを活用した、効果的な介護予防施策・事業の立案に取り組みます。
また、高齢者が積極的に介護予防や健康づくりに取り組み、身近な地域につながるができるよう、「一人ひとりの健康課題に応じたフレイル対策」と「高齢者の誰もが参加できる、通いの場等が充実した地域づくり」を共に推進します。

(1) 効果的な介護予防施策の立案

データに基づく介護予防施策の立案

新規

事業内容	○高齢者の医療・介護・保健や社会参加状況等のデータを活用し、研究機関等との共同研究等を踏まえた多角的な分析を行います。 ○各種データの分析や地域情報等を積極的に活用した地域分析を行い、市や各地域の特性・健康課題を踏まえた介護予防・重度化防止の各種施策・事業を立案します。 ○健康づくり部門等と連携した地域分析や、健康づくりと介護予防が連動した取組を推進し、若い世代からの健康づくりの取組を将来の介護予防につなげます。
------	--

(2) 介護予防・健康づくりのための地域づくりの推進

高齢者一人ひとりの健康課題に着目したフレイル対策の展開

新規

事業内容	○各種データの活用や地域活動等を通じて、生活機能の低下や生活習慣病の重症化など、フレイル状態にある高齢者やフレイルリスクが高い高齢者等の把握を行います。 ○フレイル状態にある高齢者やフレイルリスクが高い高齢者等に対し、状態像に応じ、生活機能の低下や疾病の予防等に着目した、各種医療専門職による支援（ハイリスクアプローチ）や、必要な情報提供等を行います。 ○高齢者が地域の中で他者とつながり、必要な支援を受けながら、介護予防や健康づくりに取り組めるよう、地域の活動等につなげる支援を行います。
------	---

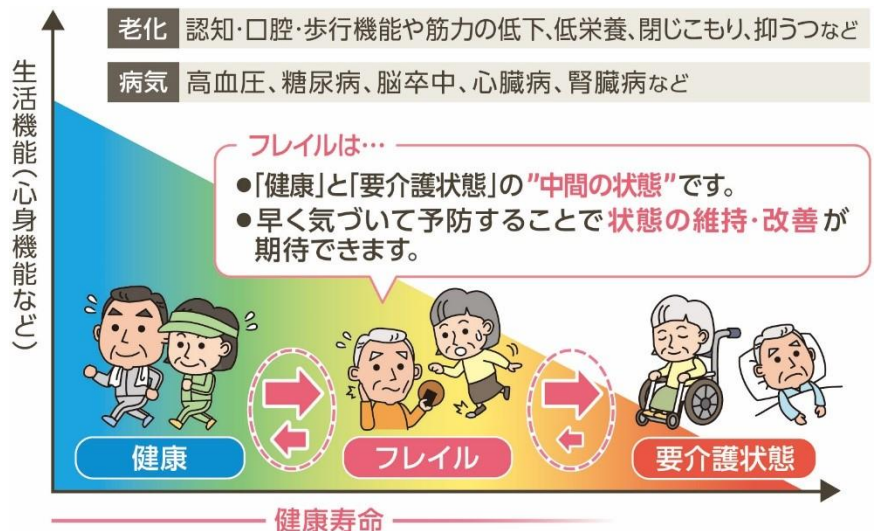
コラム 横浜市のフレイル対策のポイント

フレイル状態にある人は、老化などが原因でストレスに対抗する潜在能力が低下しており、筋力や認知機能などの心身機能の低下や、生活習慣病や加齢に伴う病気の発症・重症化が起こりやすい状態になっています。

フレイルを改善し、自立した生活を送る力（生活機能）をできる限り維持していくためには、心身機能の維持・改善と、病気の発症予防や重症化予防の、両方の視点を持った取組を行うことが重要です。

横浜市では、各種データの活用等により、フレイル状態にある高齢者や、フレイルリスクが高い高齢者等を把握し、一人ひとりの健康課題に着目した医療専門職等による支援を行います。

あわせて、高齢者が社会とつながり、少しでも長く、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の介護予防活動や助け合い活動など、各種取組につなげる支援にも取り組んでいきます。



地域介護予防活動の推進

拡充

事業内容

- 地域ケアプラザや社会福祉協議会等、地域の関係機関と協力して地域の情報を分析し、地域の活動に必要な支援を実施します。
- 高齢者の興味や関心に応じた、また、身体機能や認知機能の低下など、どのような健康状態であっても参加できる社会参加の場（通いの場等）を多様な主体と連携し、充実させます。例えば、体操（運動）、茶話会、趣味活動、農作業、多世代交流のほか、デジタル技術の活用など、様々な活動内容の展開を支援します。
- 通いの場等に参加する個人の状態（健康状態・機能維持状態）の経年変化や、場の機能評価等の状況分析を行い、必要な支援を行います。
- 元気づくりステーションのグループ活動を広げるとともに、地域の中で役割を発揮できるよう支援します。
- 地域で介護予防やフレイル予防を推進する人材の発掘・育成及び支援に取り組みます。また、より効果的に人材育成ができるよう、研究機関等と協力し、教材の配布や研修の実施、効果測定等を行います。
- 通いの場等の活動に参加しなくなった高齢者の把握と専門職等による効果的な支援を行います。

高齢者社会参加推進ポイント事業（仮称）**新規**

事業内容	○通いの場等への参加者に対し、インセンティブを付与する「高齢者社会参加推進ポイント事業（仮称）」を実施し、通いの場等への参加を促進します。 ○通いの場等への参加状況や参加者の健康状態等のデータを収集し、医療・介護・保健データと掛け合わせた多面的な分析を行い、介護予防施策へと反映します。
------	---

リハビリテーション専門職等による地域づくり支援の充実**拡充**

事業内容	○高齢者が虚弱になっても役割を持ちながら継続して地域社会に参加できるよう、地域の通いの場等や地域ケア会議等にリハビリテーション専門職を積極的に活用します。 ○多様な専門職（リハビリテーション専門職、栄養士、歯科衛生士等）による地域づくり支援の充実を検討します。 ○介護予防・自立支援を行う個別支援にリハビリテーション専門職を活用します。
------	--

（３）自立を目指した多様なサービスの充実**ボランティアや専門職によるサービスの充実****新規**

事業内容	○保健事業や介護予防の事業と連携し、地域での自立した生活を目指し、ボランティアや専門職によるサービスの充実及び支援を必要とする対象者の把握方法の検討を進めます。（サービス B・C の見直し等） ○サービス A について、国による検討会による議論も踏まえ、課題の把握を進め、あり方を検討します。
------	--

(4) 健康寿命の延伸を目指した健康づくり



健康横浜 21

～横浜市健康増進計画・歯科口腔保健推進計画・食育推進計画～

健康横浜 21 は、横浜市民の最も大きな健康課題のひとつである生活習慣病の予防を中心とした総合的な健康づくりの指針です。生活習慣病の発症予防等に、市民・関係機関・行政が共に取り組むことにより、誰もが健やかな生活を送ることができる都市を目指しています。

健康上の問題で日常生活を制限されことなく生活できる期間である「健康寿命」を延ばすため、生活習慣の改善（栄養・食生活、歯・口腔、喫煙、飲酒、運動等）、生活習慣病の発症予防や重症化予防（健康診査、がん検診等）などの取組を進めています。

いつまでも自分らしく活躍できるように、無理なくできることから健康づくりに取り組んでみませんか。



横浜市健康診査 ～1年に1回、健診を受けましょう～

心臓病、脳卒中などの循環器疾患を中心とした生活習慣病予防対策のひとつとして、対象者の方に、年度に1度、横浜市健康診査を実施しています。下記の対象以外の方で40歳～74歳の方は、ご加入の健康保険で特定健康診査をご活用ください。

- 対 象：横浜市に住所を有する神奈川県後期高齢者医療制度被保険者の方
40歳以上の生活保護受給の方及び中国残留邦人支援給付制度適用の方
- 費 用：無料
- 受診方法：直接、実施医療機関に電話で予約申込みをしてください。
受診当日は、後期高齢者医療被保険者証をお持ちください。



食べる楽しみいつまでも♪ ～口から始める健康づくり・オーラルフレイル予防～

口は「食べる」「話す」など、とても大切な役割を担っていますが、加齢とともに歯の喪失などが原因で、噛む、飲み込むなどの機能が少しずつ低下してきます。「オーラルフレイル（お口の機能の衰え）」を予防することは、「フレイル」そのものを予防することにもつながります。

- 毎日の歯みがきで、むし歯・歯周病を予防し、お口の中を清潔に保ちましょう。
- かかりつけ歯科医をもち、適切なアドバイスを受けましょう。
- お口の体操で噛む力・飲み込む力・滑舌を鍛えましょう。

パタカラ体操

- 1.「パ」…唇をはくように
- 2.「タ」…舌先を上の前歯の裏につけるように
- 3.「カ」…舌の奥を上顎の奥につけるように
- 4.「ラ」…舌をまるめるように



低栄養を予防しましょう ～1日3食、しっかり食べて健康なからだづくり～

高齢期になると、食欲の低下による欠食、食事摂取量の低下などにより、気づかないうちに栄養が足りていない状態になっていることがあります。

やせて、栄養が不足すると、抵抗力が低下し、フレイルにつながる可能性もあります。

粗食をやめ、毎日しっかり食べて、やせや栄養状態の低下（低栄養）を予防することが大切です。

低栄養を予防するための食事のポイント

- 1日3食、多様な食品を含むバランスの良い食事を心がけましょう。
- 筋力維持のために、筋肉を作るたんぱく質も忘れずにとりましょう。
- 10食品群（魚、脂質、肉、牛乳・乳製品、野菜、海藻、いも、卵、大豆製品、果物）を毎日積極的に食べましょう。



2 社会参加

施策の方向性

高齢者がこれまでに培った知識・経験を生かし、「地域を支える担い手」として活躍できる環境の整備を進め「活力のある地域」を目指します。また、社会参加を通じて、介護予防・健康づくりにつながる仕組みづくりを推進します。

(1) ニーズやライフスタイルに合わせた社会参加

高齢者社会参加推進ポイント事業（仮称）【再掲】

新規

事業内容	○通いの場等への参加者に対し、インセンティブを付与する「高齢者社会参加推進ポイント事業（仮称）」を実施し、通いの場等への参加を促進します。 ○通いの場等への参加状況や参加者の健康状態等のデータを収集し、医療・介護・保健データと掛け合わせた多面的な分析を行い、介護予防施策へと反映します。
------	--

(2) 就労等を通じた、社会参加の機会・情報の提供

高齢者の就業支援

事業内容	○公益財団法人横浜市シルバー人材センターにおいて、市内の事業所や家庭から高齢者に適した軽易な仕事の注文を受け、就業意欲のある高齢者（登録会員）に対し、経験や希望に合った仕事を紹介し、就業を通じた社会参加を支援します。
------	--

シニア×生きがいマッチング事業 よこはまポジティブエイジング（モデル事業）

新規

事業内容	○高齢者個人のニーズに基づいて、企業や団体から切り出した活動へのマッチングを行うことで、高齢者の社会参加を促進します。 ○高齢者の役割を有した形での社会参加を促進することにより、地域活動やボランティア活動に参加する人材の発掘・育成を図ります。
------	--

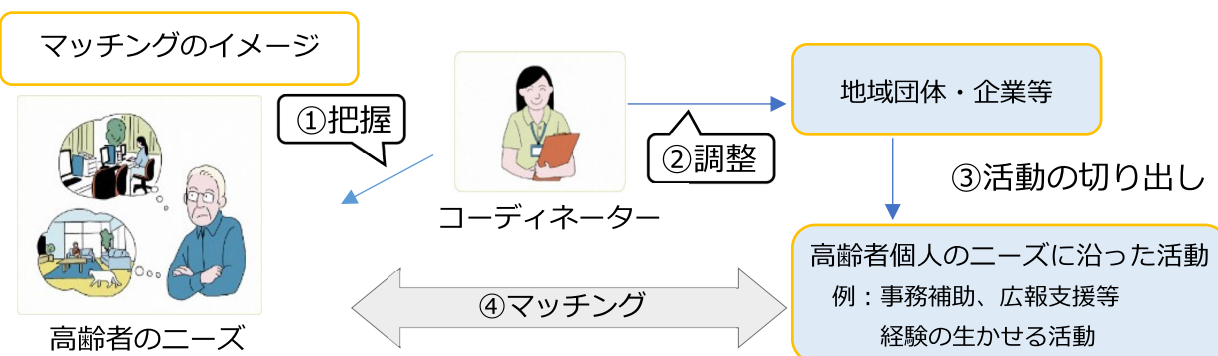


シニア×生きがいマッチング事業 「よこはまポジティブエイジング」（モデル事業）

令和5年度よりモデル実施する「よこはまポジティブエイジング」は、シニア世代と地域団体・企業等でのボランティア活動をつなぎ合わせるプログラムです。

コーディネーターが高齢者個人のニーズを丁寧に把握し、本人の希望に沿った活動を地域団体や企業から活動を切り出して、マッチングします。

シニア世代の社会参加は、健康寿命の延伸にもつながります。住み慣れた地域でいつまでも元気で過ごすために、持っているスキルや経験を生かせる活動を通じて、地域などで活躍しましょう！



よこはまシニアボランティアポイントの推進

事業内容	○活動者拡大のため、登録者への情報提供を継続的に行うとともに、活動対象の拡大や効果的な運営方法の検討を行います。 ○ボランティアの受入れに慣れていない受入施設に対して情報提供等を行い、ボランティアの受入れを支援します。
------	--

(3) シニアの生きがい創出

かがやきクラブ横浜（老人クラブ）への支援による高齢者の生きがい創出

事業内容	○会員加入の促進・減少防止のために、老人クラブ活動の周知の強化に加え、区老連のIT化支援や、未設置地域の加入希望者への広域的なクラブの設立支援、ニュースポーツ等の取組支援を行います。 ○新たなリーダーの養成や30人未満クラブの支援を拡大し、クラブの維持・存続を図るとともに、非会員も参加することのできる「横浜シニア大学」を開催して高齢者の仲間づくりを支援します。
------	--

敬老パスを利用した高齢者の外出支援（敬老特別乗車証交付事業）

事業内容	○高齢者等外出支援の観点で、敬老パスのICカード化により得られる利用実績等も踏まえながら、地域の総合的な移動サービスを検討する中で、敬老パス制度も検討していきます。
------	--

3 生活支援・助け合い

施策の方向性

高齢者一人ひとりができることを大切にしながら暮らし続けるために、地域住民、ボランティア、NPO法人及び民間企業など多様な主体が連携・協力し、必要な活動やサービスが得られる地域づくりを推進します。

地域のニーズや社会資源の把握・分析

拡充

事業内容	○地域特性や地域課題等のニーズを把握するとともに、地域活動や民間企業の各種サービス等の社会資源の情報を収集・データベース化し、地域づくりに生かします。 ○医療・介護・保健のデータベースの拡充を図り、より多角的に地域分析を行うとともに、地域分析結果を地域等と共有します。
------	---

多様な選択肢による個別ニーズとのマッチングの支援

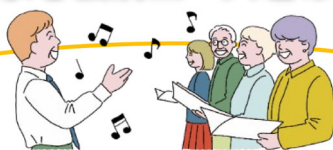
新規

事業内容	○多様化する個別ニーズに応えるため、「ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ」等により、地域活動・サービスを選択できる環境を整備し、個別のニーズと取組のマッチングを支援します。 ○介護予防・社会参加に取り組む機会を提供するなど、生きがいや役割を持って生き活きと暮らせる地域づくりを支援します。
------	---



多様な選択肢による個別ニーズとのマッチングの支援

さがせる！



みつかる！

横浜市では、主に高齢者を対象とした地域のサロンや趣味活動の場、日常生活のちょっとした困りごとをお手伝いする活動の情報などを検索できる「ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ」で身近な地域活動情報を公開しています。

地域活動（サロン、趣味活動の場、生活支援等）をお探しの方、地域の担い手として活躍したいと考えている方や高齢者を支援するケアマネジャーなど、幅広い方に活用いただけます。



横浜 地域活動ナビ

検索



住民主体による活動の支援

事業内容	○区社会福祉協議会や地域ケアプラザ等に配置されている生活支援コーディネーターをはじめとした関係者が、地域と課題を共有し、住民主体による活動の創出・持続・発展をきめ細かく支援します。
------	--

空家の高齢者向け活動支援拠点等としての活用支援

事業内容	○空家所有者と活用希望者とのマッチング、専門相談員の派遣、改修費補助などにより、空家の高齢者向け活動支援拠点等への活用を総合的に支援します。
------	--

多様な主体間の連携体制の構築

事業内容	○NPO 法人、社会福祉法人及び民間企業等の多様な主体と連携・協働する場（協議体等）を通じて、地域ニーズや課題等から目指す方向性を共有し、必要な生活支援の活動・サービスの創出・持続・発展させる取組を支援します。 ○身体的な衰え等により買い物や地域サロン等への移動が困難な方のために、多様な主体と連携した買物支援や移動支援等の取組を支援します。
------	--

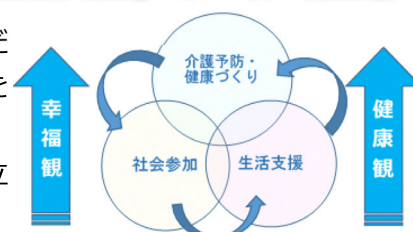


「介護予防・健康づくり」、「社会参加」、「生活支援」の一体的推進

高齢者の運動機能や栄養状態などの心身機能の改善や病気の管理だけでなく、居場所づくりや社会参加の場の充実など、高齢者本人を取り巻く環境を整えることも含め、幅広い視点に立った「介護予防・健康づくり」の取組により、地域の中で生きがいや役割を持って自立した生活を送ることができる地域の実現を目指します。

今後、更なる高齢化に伴い単身世帯等が増加することにより、高齢者の買物や掃除などの「生活支援」の必要性が増していきます。支援を必要とする高齢者の生活支援ニーズに応えるため、地域住民や多様な主体が連携した支援体制の充実を図ります。その中で、高齢者は支えられる側だけでなく、支え手となることも目指し、高齢者の「社会参加」を推進します。

地域とつながりを持って社会的役割を担うことにより、支援を必要とする高齢者の生活支援ニーズを満たしていくと同時に、活動への参加、社会とのつながりを通して介護予防の効果を高める相乗効果を目指し、介護予防・健康づくり、社会参加、生活支援を一体的に進めます。



4 地域づくりを支える基盤

施策の方向性

地域包括ケアシステムの推進に向けて、地域づくりの中心的な役割を担う地域ケアプラザ等の機能強化を図ります。 ※地域ケアプラザの機能強化については、25 ページ参照

コラム 地域ケアプラザ ～地域の身近な福祉保健の拠点～

地域ケアプラザは、「地域の身近な福祉保健の拠点」として「地域づくり」「地域のつながりづくり」を行うとともに、地域及び行政と連携し、地域の中での孤立を防ぎ、支援が必要な人を把握し支援につなげていく役割を担っています。

横浜市では、地域包括支援センターは原則として地域ケアプラザに設置されています。その強みを生かし、地域包括支援センター配置の保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー等と生活支援コーディネーター及び地域活動交流コーディネーターが連携して個別課題から地域の課題をとらえ、地域の力を生かしながら取組を進めます。

地域ケアプラザ ※ 1

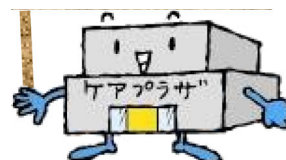
- ・福祉保健に関する相談・助言
- ・地域の福祉保健活動の支援やネットワークづくり
- ・地域の福祉保健活動の拠点として活動の場の提供
- ・ボランティア活動の担い手を育成

地域包括支援センター ※ 2

- ・高齢者に関する相談・支援
- ・介護予防・認知症予防教室の開催など、介護予防の取組
- ・成年後見制度の活用や高齢者虐待防止などの権利擁護
- ・地域のケアマネジャー支援や事業者や地域の関係者などとの支援のネットワークづくり
- ・介護予防ケアマネジメントの作成

地域ケアプラザの主な職員

- 所長
 - 保健師等
 - 社会福祉士等
 - 主任ケアマネジャー等
 - 生活支援コーディネーター
 - 地域活動交流コーディネーター
- 地域包括支援センター※ 2
など



※ 1 地域ケアプラザではこの他に、居宅介護支援事業を実施しています。また、一部を除き、高齢者デイサービス等を実施しています。
 ※ 2 地域包括支援センターは、地域ケアプラザと一部の特別養護老人ホームに設置しています。

老人福祉センター

事業内容

- 各区に設置している老人福祉センターにおいて、健康寿命の延伸を目指し、元気なシニアが生涯を通して活躍できるよう、「健康づくり」「体力づくり」「介護予防」や、「社会参加」につながるメニューを充実します。
- 公共施設の適正化に向けた市民利用施設全体のあり方検討の中で、老人福祉センターのあり方や運営の効率化等についても検討を進めます。

Ⅲ 在宅生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

1 在宅介護

施策の方向性

可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、在宅生活を支えるサービスの充実とともに、特に 24 時間対応可能な地域密着型サービスの整備・利用を推進します。

介護保険の在宅サービスの充実

事業内容	○訪問介護、訪問看護、通所介護、通所リハビリテーションなど、介護保険の在宅サービスを提供する事業所の新規指定・更新事務を実施するとともに、適正な運営を支援します。
------	---

24 時間対応可能な地域密着型サービスの推進

事業内容	○今後増加する在宅要介護高齢者に対応するため、小規模多機能型居宅介護、または、看護小規模多機能型居宅介護について、おおむね日常生活圏域に 1 か所以上の整備を進め、看護小規模多機能型居宅介護については、各区 1 か所以上の整備を進めます。 ○日常生活圏域ごとに計画的に整備を進めます。特に、未整備圏域の早急な解消に重点を置きます。 ○在宅で医療と介護の両方のニーズを持つ要介護者に対して必要なサービスが提供できるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を進めます。
------	--



24 時間対応可能な地域密着型サービス

『小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護』

小規模多機能型居宅介護は、本人の様態や希望に応じて、「通い」を中心に、「宿泊」「訪問介護」サービスを柔軟に組み合わせて、「在宅で継続して生活するために」必要な支援を行います。

「通い」で顔なじみになった職員が「宿泊」や「訪問介護」の際にも対応するため、環境の変化に敏感な高齢者（特に認知症の方）の不安を和らげることができます。

看護小規模多機能型居宅介護は、「通い」を中心に、「宿泊」「訪問介護」に加え「訪問看護」を組み合わせて、看護と介護を一体的に提供するサービスです。退院直後の在宅生活へのスムーズな移行、がん末期等の看取り期、病状不安定期における在宅生活の継続などのニーズに対応します。



2 在宅医療・看護

施策の方向性

医療・介護が必要な場面に応じて適切なサービスを提供するために、在宅医療連携拠点を軸とした医療・介護連携の強化と、人材の確保・育成等の在宅医療提供体制の構築を推進します。

(1) 医療・介護連携の強化

在宅医療連携拠点

事業内容	○横浜市医師会と協働して運営する「在宅医療連携拠点」において、病気があっても住み慣れた自宅等で、安心して在宅医療と介護を受けることができるよう、在宅医療や介護に関する相談支援や、医療機関、訪問看護ステーション、介護事業所等の関係事業者間での多職種連携、市民啓発を推進します。
------	---

在宅療養に多く見られる疾患・課題への対応

新規

事業内容	○多職種が連携して、高齢期に多く見られる糖尿病、誤嚥性肺炎、心疾患、緩和ケアなど療養上の課題の解決に向けた支援体制の構築を図ります。
------	--

(2) 在宅医療に関わる人材の確保・育成

医療・介護従事者の人材育成研修

事業内容	○より多くの医師が在宅医療に取り組めるよう、医師会と連携して研修を実施し、在宅医を養成します。 ○在宅医療・介護サービスを一体的に提供するために、医療・介護従事者がより質の高い連携をとれるよう、研修を実施します。また、ケアマネジャーが医療現場を学ぶ研修を実施します。
------	--

(3) 在宅医療の普及・啓発

在宅医療を推進するための市民啓発

事業内容	○在宅医療についての講演会等を開催し、市民等の理解を促進するとともに、在宅医療の普及・啓発を進めます。 ○部局ごとに分散していた情報を一元化し、高齢者やその家族等身近な方が知りたい情報をまとめた、高齢期の自分らしい暮らし選び応援サイト「ふくしらべ」の充実に取り組みます。【再掲】
------	--

(4) 医療につながるための支援

かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局・薬剤師の普及

事業内容	○横浜市医師会地域医療連携センターにおいて、市民からの照会に対応して、一人ひとりに身近な医療機関を紹介するなど、かかりつけ医の普及やその必要性についての理解促進を引き続き図ります。 ○かかりつけ歯科医を持ち、口腔機能の維持・向上や摂食嚥下機能障害などの専門的ケアを定期的に受けることの啓発を進めます。 ○服薬状況を継続的に把握し、重複投薬や相互作用の防止等の役割を担う、かかりつけ薬局・薬剤師の必要性について啓発を進めます。
------	--

3 保健・福祉

施策の方向性

一人暮らし高齢者や高齢夫婦世帯、認知症高齢者の増加に対し、地域の中での孤立を防ぎ、支援が必要な人を適切に把握し相談につながるよう、地域ケアプラザの機能強化、高齢者の権利擁護、見守り合う体制づくり等に取り組みます。

(1) 地域ケアプラザの機能強化

地域ケアプラザの強化（質の向上）

拡充

事業内容	○職員向け研修の充実や事例の共有を図ることで、相談・支援技術の向上による総合相談の強化等、地域ケアプラザの業務の質の向上に取り組みます。 ○高齢者等の生活課題の解決に向けて、地域の保健・医療・福祉等に関わる機関や組織、地域の活動団体などとのネットワークを構築します。また、地域の状況に合わせた多様な活動の創出・支援を行います。 ○夜間の利用方法を見直し、夜間時間帯勤務の職員を可能な範囲で日中勤務とすることで、近年件数が大きく増加している日中の相談支援の充実・強化を図ります。 ○利用者の利便性や満足度の向上を図るため、オンラインによる相談対応や事業実施等に取り組みます。
------	--

(2) 高齢者の権利擁護

成年後見制度等の利用促進

拡充

事業内容	○横浜市成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、中核機関である、よこはま成年後見推進センターを中心に、認知症等により自己の判断のみでは意思決定に支障のある高齢者の権利や財産を守るため、制度の普及・啓発を進めます。 ○横浜生活あんしんセンターでは、権利擁護に関わる相談のほか、弁護士による専門相談を行います。 ○区社会福祉協議会あんしんセンターでは、権利擁護に関する相談や契約に基づく「福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス」「預金通帳など財産関係書類等預かりサービス」により、不安のある高齢者等の日常生活を支援します。また、<u>成年後見制度による支援が必要になった方を適切に制度につなぎます。</u>
------	---

高齢者虐待防止

事業内容	○市民を対象とした講演会や研修会等により普及啓発を行い、高齢者虐待についての理解を進めるとともに、地域の見守り活動や、高齢者虐待を発見しやすい立場にある介護事業所等の協力を通じて、早期発見と未然防止を目指します。 ○養護者自身の心身の健康管理や生活の設計ができるよう、必要なサービスを利用するための支援や、養護者同士のつどいの活動の充実を図ります。 ○支援者向け研修の充実を図り、高齢者虐待の防止への相談・支援技術の向上に取り組みます。 ○施設等において、利用者一人ひとりの人格や尊厳を尊重したケアが行われるよう、集団指導講習会や運営指導等の機会を捉え、適切な指導を行います。
------	--



成年後見制度の利用促進に向けて

成年後見制度は、認知症高齢者の方や知的障害や精神障害のある方などが安心して生活できるように保護し、支援する制度です。法的に権限を与えられた後見人等が本人の意思を尊重し健康や生活状況に配慮しながら本人に代わり財産の管理や介護サービスの契約等を行います。

成年後見制度には、「後見」「保佐」「補助」と3つの類型に応じて家庭裁判所が本人に適切な方を選任する「法定後見制度」と、あらかじめ自分で選んだ代理の方と支援の内容について契約を結んでおく「任意後見制度」があります。

成年後見制度を必要とされる方の数は、今後ますます多くなることが見込まれています。横浜市における成年後見制度の中核機関であるよこはま成年後見推進センターでは、制度の効果的な広報や、権利擁護に関わる相談支援機関への支援等、横浜市にふさわしい成年後見制度の利用促進に向けて、中心となって取組を進めています。

成年後見制度について詳しく知りたい場合は、よこはま成年後見推進センター、区役所、区社会福祉協議会、地域包括支援センター、基幹相談支援センターでパンフレットを配布しています。お気軽にご相談ください。

■よこはま成年後見推進センターホームページ

<https://www.yokohamashakyo.jp/ansin/yokohamaseinenkoken/>



(3) 介護者に対する支援

相談・支援体制の充実

事業内容	○区福祉保健センターや地域包括支援センターは、介護に関する高齢者や家族の相談を受けて、介護保険サービスにとどまらない幅広い地域資源等の情報提供も含め、適切な支援・調整を行います。 ○住み慣れた地域での暮らしを支えるために、本人、介護者等の自主的な活動を支援します。 ○老老介護、ダブルケア、ヤングケアラー、介護離職の問題など、介護者が抱える複合的な課題や多様なニーズに対応できるよう、関係部署間での横断的な連携を行いながら、支援策の検討や支援者の質の向上を図ります。
------	---

介護者のつどい

事業内容	○介護の経験者同士が、情報交換や交流を通じて介護の工夫や悩みを共有し、介護による負担が軽減されるよう、介護者や家族を対象としたつどいやセミナー等を開催します。
------	---

(4) 身寄りのない高齢者の支援

身寄りのない高齢者の支援

新規

事業内容	○安心して高齢期の生活を送ることができるよう、身寄りのない一人暮らしの高齢者等に関する課題について、関係部署間で連携しながら、必要な支援策の検討を進めます。
------	--

4 医療・介護・保健福祉の連携

施策の方向性

利用者の状況に合わせて適切な支援ができるよう、医療・介護・保健福祉の専門職等が連携した一体的なサービスの提供体制を推進します。

また、多職種間や地域との連携を強化するとともに、包括的・継続的なケアマネジメントを推進します。

地域ケア会議

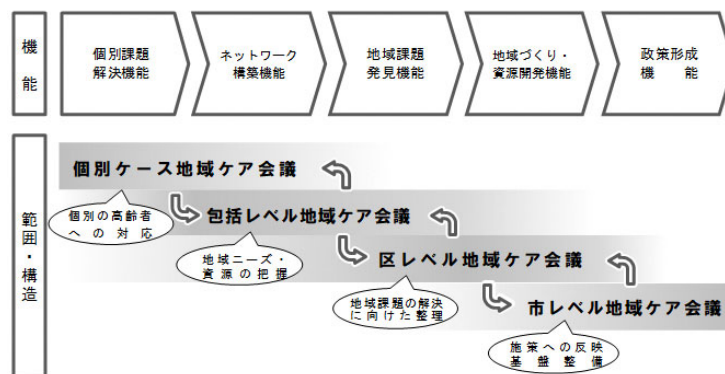
事業内容

○多職種の協働のもと、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを支援し、地域の方々も含めた地域で高齢者を支えるネットワークを構築するとともに、具体的な地域課題やニーズを必要な社会基盤の整備につなげます。

コラム 地域ケア会議

地域ケア会議は、個別ケースの検討を行う会議を始点として、包括レベル、区レベル、市レベルの地域ケア会議で重層的に構成されます。

各レベルで解決できない課題は、より広域レベルで検討し、その結果をフィードバックすることで、地域づくりや政策形成にまでつなげていく仕組みです。



ケアマネジメントスキルの向上

事業内容

○自立支援に資するケアマネジメントを実践できるよう、区役所、地域包括支援センター、ケアマネジャーが連携して課題や意識の共有を図り、ケアマネジメント技術の向上を目指します。

○相談技術向上のため、新任のケアマネジャーに対する研修や、連絡会等を活用した自主的な研修を支援します。

多職種連携による包括的・継続的ケアマネジメント支援の強化

事業内容

○ケアマネジャーと医療機関との連携強化が図れるよう、医療に関する情報の提供やケアプラン作成に必要な医療の知識を習得するための研修等を実施します。

○高齢者が地域とのつながりを持って生活できるよう、介護サービスのみではなくインフォーマルサービスを活用したケアマネジメントが実施できるよう地域包括支援センター職員・区職員等に向けた研修等を行います。

○地域包括支援センター圏域内のケアマネジャーとの定期的な連絡会や研修会を開催するとともに、区単位、近隣区、市単位での情報交換や関係機関との連携が推進されるよう支援します。

IV ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

1 個々の状況に応じた施設・住まいの整備・供給

施策の方向性

要介護者から要支援者等まで、利用者のニーズに対応した施設・住まいを整備します。

				上段：年度末の定員数 下段：年度中の増減			(単位：人)
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
特別養護老人ホーム (地域密着型含む)	17,011 (262)	17,555 (544)	18,150 (595)	18,457 (307)	19,540 (1,083)	20,140 (600)	
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	6,011 (125)	6,122 (111)	6,257 (135)	6,482 (225)	6,707 (225)	6,932 (225)	
特定施設(介護付有料老人ホーム等)	15,785 (485)	15,933 (148)	16,430 (497)	16,730 (300)	17,030 (300)	17,330 (300)	
介護老人保健施設	9,571 (0)	9,571 (0)	9,571 (0)	9,571 (0)	9,571 (0)	9,571 (0)	
介護医療院等	272 (0)	272 (0)	183 (△89)	233 (50)	283 (50)	333 (50)	
第8期計画の実績(R5年度は見込み)				第9期計画の見込み			

(1) 施設や住まいの整備

特別養護老人ホームの整備(地域密着型含む)

事業内容	○特別養護老人ホームは、第9期計画期間中に新規整備 700 人分程度を公募します。 ○ショートステイから特別養護老人ホームへの転換を 200 人分程度実施します。
------	---

特別養護老人ホームへの適切な入所のための仕組み(新たな待機者対策を含む)

拡充

事業内容	○特別養護老人ホームの入退所指針に基づき、入所を必要とされる方ができるだけ早く入所できるよう取り組みます。 ○新たな待機者対策として、以下の取組を進めます。 (ア) 経済的な理由でユニット型施設への入所ができない方への対策 ○新たな施設居住費助成の創設を検討します。 (イ) 認知症の周辺症状(自傷・他害行為、徘徊等)により入所が難しい方への対策 ○認知症周辺症状のある方を新たに受け入れた施設への助成を検討します。 (ウ) 医療的ケアを必要とする方への対策 ○特別養護老人ホームでは対応が難しい医療的ケアを必要とする方のため、医療機能の充実した介護医療院の整備促進策を検討します。また、既存の医療対応促進助成を拡充し、医療的ケアを必要とする方の受入れをさらに促進します。
------	---

介護老人保健施設

事業内容	○介護老人保健施設は一定の整備水準に達していることから、第9期計画期間においては新たな整備は行いません。 ○在宅生活への復帰を目指すリハビリ支援や、認知症高齢者への対応などのノウハウを生かした機能分担を充実させ、在宅復帰や在宅生活を支援するための施設としての役割を強化します。
------	---

介護医療院

拡充

事業内容	○特別養護老人ホームでは対応が難しい医療的ケアを必要とする方のため、医療機能の充実した介護医療院の整備促進策を検討します。【再掲】
------	---

認知症高齢者グループホーム

事業内容	○認知症高齢者が増加し、グループホームを必要とする方も増える見込まれることなどから、年間225人分程度を整備します。 ○日常生活圏域ごとに計画的に整備を進めます。特に、未整備圏域の早急な解消に重点を置きます。
------	---

特定施設・有料老人ホーム

事業内容	○特定施設（介護付有料老人ホーム等）については、第9期計画期間中の3年間で900人分程度を整備します。 ○特定施設の整備については、比較的低額な料金及び医療ニーズへの対応など、横浜市が期待する役割やニーズに対応した施設の整備の誘導を進めます。
------	--

（2）高齢者向け住まいの整備・供給促進

サービス付き高齢者向け住宅の供給促進

事業内容	○立入検査等を通して、整備運営指導指針に則した適切なサービス提供が行われる良質な住宅の供給を促進します。また、サービス付き高齢者向け住宅を引き続き特定施設の公募対象とします。
------	---

(3) 安心して住み続けられる環境の整備

緊急通報装置等による見守り

拡充

事業内容	○高齢者用市営住宅等の入居者の在宅生活を支援するため、生活援助員を派遣し、生活相談や助言、安否確認、緊急時の対応を行います。 ○高齢化率が高く福祉的対応が必要な一般公営住宅への生活援助員の派遣を拡充します。 ○一人暮らし高齢者等を対象に、緊急事態が発生した場合に近隣の方等へすぐ連絡が取れるよう、あんしん電話（緊急通報装置）を貸与します。 ○デジタル技術を活用した見守り手法を検討します。
------	---

健康リスクの軽減などに寄与する省エネ住宅の普及促進

拡充

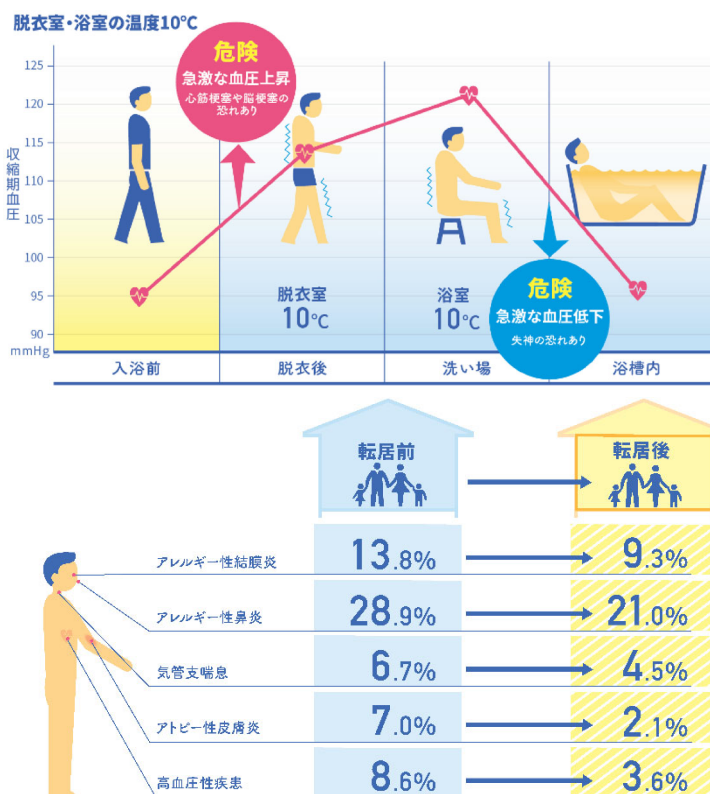
事業内容	○冬季のヒートショックや夏季の室内熱中症など、高齢者の住まいにおける健康リスクの軽減に寄与する最高レベルの断熱性能や気密性能を備えた「省エネ性能のより高い住宅」の普及を促進します。
------	--

コラム 健康リスクの軽減などに寄与する省エネ住宅

ヒートショックによる年間死者数は、交通事故死による死者数を上回っています。

暖かい部屋から寒い脱衣所や浴室に入ると血圧が急上昇し、心筋梗塞や脳梗塞を引き起こす危険性が高まります。さらに、お湯につかると血圧が急低下し、失神を起こし溺死する恐れもあります。このため、住宅の断熱化などにより、部屋と脱衣所や浴室との温度差を小さくすることが効果的です。

また、高気密・高断熱な省エネ住宅は少ないエネルギーで室内外温度差を小さくすることができ、結露を減らし、カビ、ダニの発生を抑制することで、アレルギー性疾患の原因を減らし、アレルギー症状の緩和が期待できます。



資料：「なっとく！省エネ住宅を選ぶべき6つの理由」（横浜市建築局）

(4) 高齢者の賃貸住宅等への入居支援

住宅セーフティネット制度の推進

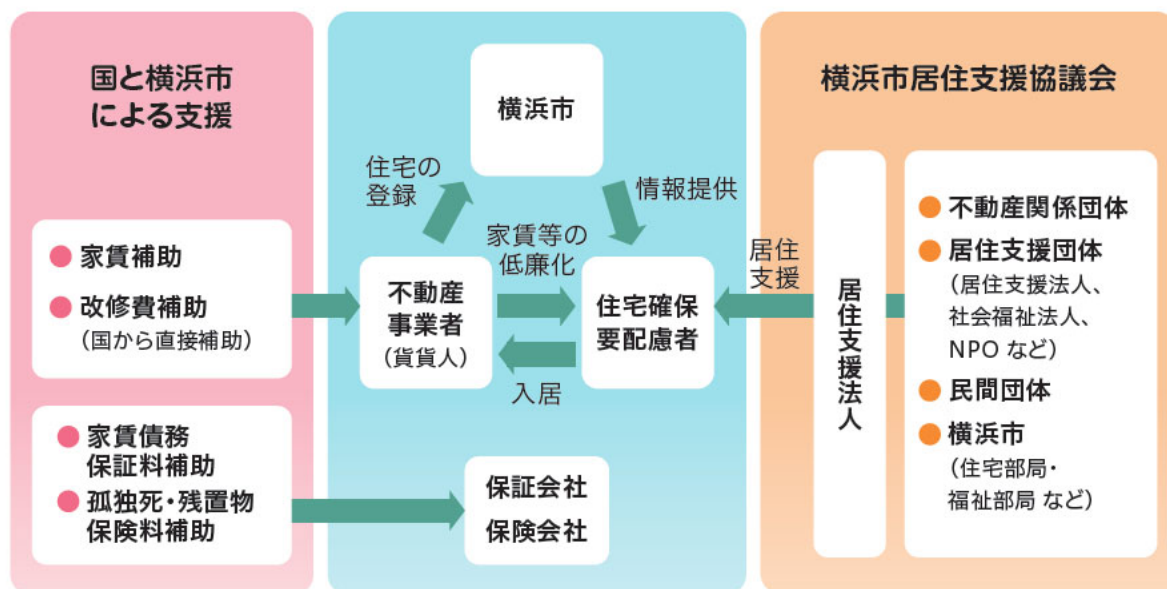
拡充

事業内容	○高齢者等の住宅確保要配慮者の居住の安定を確保するため、民間賃貸住宅や公的賃貸住宅の空き室などを活用して、高齢者等の受入れを拒まない「セーフティネット住宅」の供給を促進します。 ○住宅確保要配慮者を受け入れる賃貸住宅のオーナー等に対する経済的支援として、家賃、家賃債務保証料、孤独死・残置物保険料の減額補助及び単身高齢者等への見守りサービスに対する補助を実施します。 ○居住支援を行う不動産事業者や福祉支援団体などを、横浜市居住支援協議会が「サポーター」として登録し、住宅確保要配慮者の状況に応じたきめ細やかな支援を進めます。
------	--

コラム 住宅セーフティネット制度

住宅セーフティネット制度は、賃貸住宅の空き室などを活用し、高齢者、障害者、子育て世帯、外国人などの住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図ることを目的とした制度です。

住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録（セーフティネット住宅）、入居者の経済的な負担を軽減するための家賃などへの補助、住宅確保要配慮者に対する居住支援（横浜市居住支援協議会）の3つの仕組みから成り立っています。



国交省説明会資料に基づき作成

2 相談体制・情報提供の充実

施策の方向性

高齢者施設や住まいに関する総合相談窓口である「高齢者施設・住まいの相談センター」などにおいて、専門の相談員がきめ細やかな相談対応や情報提供を行います。

施設・住まいの相談体制や情報提供の充実

事業内容	(ア) 高齢者施設・住まいの相談センター
	○特別養護老人ホームの入所申込の一括受付や、高齢者の施設・住まいに関するサービスの情報提供を行うとともに、区役所や地域ケアプラザなど、より身近な場所で相談対応や情報提供を行います。
	○相談者の利便性向上を図るため、引き続き、土日相談やオンライン相談を実施します。
	(イ) 施設のコンシェルジュ
	○特別養護老人ホームの入所申込者の個々の状況に適したサービスの選択につながるよう、高齢者施設・住まいの相談センターに施設のコンシェルジュを配置します。
	(ウ) 横浜市「住まいの相談窓口」
	○横浜市居住支援協議会の相談窓口や、「住まい・まちづくり相談センター 住まいのイン」など、住まいの相談窓口において、不動産関係団体や福祉支援団体等と連携して、民間賃貸住宅への入居・居住相談や、高齢者住替え相談などを行います。



高齢者施設・住まいの相談センター

高齢者の施設や住まいに関する相談窓口として、専門の相談員が、窓口や電話、オンラインでの個別・具体的な相談や、施設の基本情報・入所待ち状況などさまざまな情報を提供します。

提供している情報：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、
認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム など

住所 港南区上大岡西 1 - 6 - 1 ゆめおおかオフィスタワー14 階
月～金 9：00～17：00（土日祝休日、12/28～1/4 は休み）
※第2・第4土曜日は予約相談を受付します
電話 045（342）8866 FAX 045（840）5816



相談は予約の方が優先になります。ぜひ『予約』をお電話か FAX でご連絡ください。

V 安心の介護を提供するために

1 新たな介護人材の確保

施策の方向性

若年者、中高年齢者、海外からの介護人材など様々な人材層を対象に、新たな介護人材の確保と将来の介護人材の養成に取り組みます。

介護職経験者の復職支援

新規

事業内容

○潜在介護福祉士等の介護職経験者を対象に、復職前研修や職場体験等により復職を支援します。

資格取得と就労支援

拡充

事業内容

○介護未経験の求職者などを対象に、介護職員初任者研修の受講と就労を一体的に支援します。
○高校生を対象に、介護職員初任者研修の受講と就労を一体的に支援し、将来の介護人材の確保・育成につなげます。
○これまで介護との関わりがなかった方などを対象に、介護に関する入門的研修をeラーニング動画により実施するとともに、就労支援を行うことで、多様な人材の参入につなげます。

住居確保の支援

拡充

事業内容

○新たに市内で介護職員となる者を雇用する法人に対し、当該介護職員用住居の借上げを実施するための経費を補助することで、介護人材の確保につなげます。
○より利用しやすい補助金となるよう、補助要件を緩和します。

高校生の就労準備支援

事業内容

○高校生を対象に、介護施設での有給職業体験プログラム（職業体験＋アルバイト）を実施して介護職のやりがいや魅力を伝えるとともに、高校生向けにアレンジした介護職員初任者研修を行い、介護施設等への就職をサポートします。

介護職の魅力の発信とイメージアップ啓発

拡充

事業内容

○小・中学生を対象に、介護職員の仕事内容や介護現場で働くことの魅力を、介護職員等が直接伝える出前授業の実施を拡充します。
○小・中学校の教職員を対象に「介護に関する入門的研修」の受講を勧奨し、介護職への理解を深めます。また、定年退職前の市職員等も対象とすることで介護分野への参入促進を図ります。
○介護の魅力向上につながるコンテンツ（動画・PRサイト・パンフレット等）を作成します。

外国人活用に向けた受入促進

事業内容	○横浜市の介護現場での就労を希望する外国人や、介護福祉士養成施設への留学を希望する外国人を発掘し、介護事業所及び介護福祉士養成施設とのマッチングを行い、外国人介護人材の導入を促進します。 ○海外から介護福祉士を目指して来日する留学生を対象に、日本語学校の学費を補助します。 ○日本語学校卒業後に通学する介護福祉士専門学校の学生を対象に、神奈川県社会福祉協議会の奨学金では不足する学費を補助します。
------	--

コラム 外国人介護職員の活躍を紹介

外国人介護職員の活躍動画を横浜市ホームページで公開しています。

【ベトナム編】
【インドネシア編】
【中国編】

海外から介護インターンとして来日しました!!



日本の介護と日本語を勉強するため、
ベトナムから来たハンさんとホアさん。
2人が日本に来た想いとは・・・。



2 介護人材の定着支援

施策の方向性

働きやすい職場づくりや介護職員の負担軽減等を行い、介護職員の定着支援を推進します。

外国人介護職員等への支援

拡充

事業内容	○市内の介護事業所に就労している外国人介護職員の定住・仲間づくりを目的とした交流会を実施します。 ○市内で働く外国人介護職員の質の向上及び定着のため、介護の現場で必要とされる日本語等の研修を実施します。 ○介護福祉士国家資格の取得支援の実施方法を見直し、外国人介護職員のさらなる定着につなげます。
------	--

介護事業所向けのハラスメント対策

新規

事業内容	○介護事業所向けにハラスメント対策の知識・応対スキルを習得できる研修の実施や、実際のハラスメント等への対応を相談できる「ハラスメント相談センター(仮称)」を設置し、介護職員をハラスメント被害から守り、安心して働くことができるよう支援を進めます。
------	--

3 専門性の向上

施策の方向性

介護現場の中核を担う人材の育成、専門性向上のための研修の実施、多職種連携による情報の共有など、介護人材の専門性を高める取組を推進します。

介護事業所のための質の向上セミナー

事業内容	○介護事業所の管理者向けのセミナーを開催し、人材育成を含めた職場環境の改善、運営能力の向上、サービスの質の向上を図ります。 ○介護事業所の介護職員向けに、認知症のケア技法等の基本的な知識や技術取得のためのセミナーを開催し、介護人材の質の向上を図ります。
------	---

経営者向け研修

事業内容	○介護施設向けに施設運営に係る幅広いテーマの研修を実施し、サービスの質の向上を図ります。
------	--

事業所単位表彰制度

事業内容	○高齢者の生活の質の向上につながるような、優れた自立支援の取組等を実施している介護事業所を評価し、事業所単位の表彰を行います。 ○市内事業所全体のサービスの質が向上していくよう、表彰事業所の取組を他の事業所へ広く周知します。 ○介護事業所にとってより魅力的な制度となるよう、事業内容や実施手法等について再検討を行います。
------	--

4 介護現場の生産性向上

施策の方向性

ICT・介護ロボット等の導入支援や各種様式の標準化等により、介護職員の負担軽減を図り、介護現場の生産性向上を図ります。

中高齢者又は外国人雇用を伴う介護ロボット導入支援

拡充

事業内容	○市内の介護事業所における介護ロボット（センサーによる見守り機器、排泄予知機器、ポータブル翻訳機）等の福祉機器の導入費用の一部を補助し、介護現場の生産性向上を促進します。 ○補助要件や周知方法等について、より利用しやすい補助金となるよう見直しを行います。
------	--

タスクシフティング

新規

事業内容	○好事例の横展開やセミナーの実施等により、いわゆる介護助手等の多様な働き方の導入を促進します。 ○介護職員が担う業務の明確化と役割分担を図り、介護現場の生産性向上につなげます。
------	---

申請手続等のデジタル化

新規

事業内容	○介護事業所の業務負担軽減に向けて、申請・届出等の手続を電子化します。 ○ケアマネジャーの業務負担軽減に向けて、AI ケアプランの好事例の情報提供や、試験的導入の検討を行います。
------	--

VI 安定した介護保険制度の運営に向けて

1 介護サービスの適正化・質の向上

施策の方向性

介護サービスを必要としている人が質の高いサービスを受けられるよう、適正な事務執行の実施や事業所の評価、指導・監査体制の強化を図ります。

(1) 介護給付の適正化

要介護認定の適正化

事業内容	○要介護認定の平準化・適正化を図るために、認定調査員・審査会委員を対象に研修を実施します。 ○要介護認定事務センターの運用により、調査内容の点検方法や業務の標準化に取り組み、認定事務の効率化を進めます。
------	--

ケアプラン点検

拡充

事業内容	○自立支援に資する適切なケアプランとなるよう、ケアマネジャーとともにケアプラン点検を実施します。ケアマネジャーの気づきを促しケアマネジメントの質の向上を支援するとともに地域の社会資源や課題等を共有します。
------	--

コラム 「ケアマネジメントの質向上のためのケアプラン点検」

令和4年度より、横浜市内で活躍している介護支援専門員を対象に、日頃作成しているケアプランについて、対話の中で様々な考えに触れることで悩み等を共有し、新たに「気づき」を得ることを目的として、職能団体と協働で点検を行っています。

居宅介護支援事業所と横浜市が力を合わせ、市全体のケアマネジメントの質の向上を目指し、健全な介護給付につなげます。

第9期計画においても、より多くの介護支援専門員に参加いただけるよう拡充します。



(2) 介護事業所の質の向上、指導・監査

介護事業所に対する指導・監査の強化

事業内容	○介護事業所に対し、集団指導講習会等を通じて法令等の周知や運営に関する指導・助言を行い、介護サービスの質の向上を図ります。 ○定期的に介護事業所等の運営状況を確認するため、外部委託による運営指導を行うなど、効率的・効果的な指導・監査を実施します。
------	--

(3) 苦情相談体制の充実

苦情相談対応の充実

事業内容	○利用者が安心してサービスを利用できるよう、各サービス事業所のほか、居宅介護支援事業所、区役所や地域包括支援センターの窓口等、利用者に身近な場所で苦情相談に対応します。
------	--

2 緊急時に備えた体制整備

施策の方向性

地震、風水害、感染症など、地域や施設での生活環境へのリスクの高まりに対して、事前の備えを充実させるとともに、緊急時の対応力の強化を図ります。

自然災害・感染症発生時相互応援助成事業

事業内容	○特別養護老人ホーム等での自然災害の発生時や感染症発生による施設職員の自宅待機時等における業務継続を図るため、職員派遣に協力した施設等に対して協力金を支給することで、高齢者施設等間での相互応援体制を構築します。
------	---

福祉避難所の協定締結

事業内容	○高齢者施設等の社会福祉施設との間で、福祉避難所の協定締結を進め、災害時に在宅での生活が困難となった要援護者の受入れを行います。
------	--

福祉避難所への備蓄物資の配付

事業内容	○福祉避難所に対し、災害時に応急的に必要と考えられる食糧や飲料水、生活必需品、段ボールベッド等の備蓄物資を配付します。
------	---

業務継続計画（BCP）策定の推進

事業内容	○高齢者施設等において感染症及び大規模災害に備えた業務継続計画（BCP）に基づく必要な研修や訓練が円滑に実施できるよう支援を行います。
------	---



避難確保計画の策定

土砂災害警戒区域や浸水想定区域などの区域内では、洪水や土砂災害等の災害発生時に迅速かつ円滑に避難する必要があります。そのため、その区域内に所在する高齢者施設等は、火災や地震に対する計画だけではなく、災害情報の入手方法、避難場所、避難方法、災害時の人員体制や指揮系統など、災害の種別に応じた避難に関する計画を作成します。また、その計画に基づいた訓練を実施します。

災害時要援護者支援

拡充

事業内容	○災害時に自力避難が困難な要援護者の安否確認、避難支援などの活動ができるよう、災害に備えた日頃からの地域による自主的な支え合いの取組を支援します。 ○個別避難計画作成の検討などの取組を通じて、本人含め、支援者、地域、関係機関等と連携した支援を進めていきます。
------	--

住宅の地震対策の推進

事業内容

○旧耐震基準※の住宅について、耐震診断や耐震改修、除却（木造に限る）にかかる費用を補助するほか、防災ベッドや耐震シェルターといった減災対策についても設置費用の補助を行い、居住者が安心して暮らせるための支援を推進します。（※昭和 56 年 5 月末以前の基準）



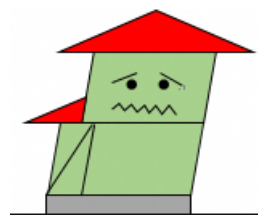
大地震が起きる確率

文部科学省が管轄する地震調査研究推進本部によると、横浜市において、今後 30 年以内に高い確率で震度 6 弱以上の大地震が発生すると言われています。（令和 3 年 3 月公表「全国地震動予測地図」より）

※震度 6 弱とは、

人間：体感・行動としては立っていることが困難

木造建物：耐震性の低い住宅では、倒れるものがあり、耐震性の高い住宅でも、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。



出典：気象庁震度階級関連解説表

3 防災・感染症予防対応力の向上

施策の方向性

平時からの準備と自然災害・感染症発生時に適切な対応ができるよう、研修等を行います。

高齢者施設の感染症発生防止に向けた取組

事業内容

○特別養護老人ホーム等における感染症の発生を防止するとともに、発生時に適切な対応ができるような施設内体制を整備することを目的として、施設管理者及び感染症担当者等を対象とした研修を実施します。

7. 認知症施策推進計画の施策の展開

認知症を我が事ととらえ、周囲や地域の理解と協力の下、認知症の人が希望を持って前を向き、力を生かしていくことで、住み慣れた地域の中で尊厳を保ちながら自分らしく暮らし続けることができる社会を目指します。

1 正しい知識・理解の普及

施策の方向性

認知症の人やその家族が地域の中で自分らしく暮らし続けられるよう、認知症に関する正しい知識の普及を進め、認知症への社会の理解を深めます。

(1) 認知症に関する理解促進

認知症の人や家族の思いを理解するための普及啓発

拡充

事業内容	○働き世代など認知症に関わりの少ない層も含め、全世代が認知症を我が事としてとらえられるよう、認知症サポーターキャラバンをはじめとした認知症の理解促進に向けた取組について官民協働を推進するとともに、公共交通機関、図書館、インターネット、SNS 等の様々な媒体を効果的に活用した啓発を行います。 ○「認知症の日（毎年9月 21 日）及び認知症月間（毎年9月）」の機会を捉えて、認知症に関する普及・啓発イベントを集中的に開催します。
------	--

認知症サポーターキャラバンの推進

拡充

事業内容	○認知症に関する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を推進します。特に小売業をはじめとした認知症の人と関わる機会が多いことが想定される企業等での養成講座を推進します。 ○小・中・高等学校や大学において、認知症の人などを含む高齢者に対する理解を深めるための福祉教育や高齢者との交流活動等を推進します。 ○認知症サポーター養成講座のオンライン開催を支援するなど、新たな層の受講促進を図ります。
------	---

キャラバン・メイトの活動充実

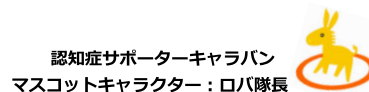
拡充

事業内容	○認知症サポーター養成講座を推進するために、講師役であるキャラバン・メイトの活動の充実を図ります。特に小売業・金融機関・公共交通機関等の認知症の人と関わる機会が多いことが想定される企業向けにキャラバン・メイト養成講座を実施し、企業内で認知症サポーター養成講座が実施できるような体制づくりを推進します。
------	--

コラム 認知症サポーター

認知症サポーターとは、認知症について正しく理解し、偏見を持たず認知症の人や家族を温かく見守り、自分でできる身近なところから考え、手助けをする応援者です。

◆ 認知症サポーターの活動



地域 近所に気になる人がいればさりげなく見守る、認知症になっても友人付き合いを続けていく、認知症の人と暮らす家族の話し相手になることなども、認知症の基本を学んだサポーターだからこそできる活動です。その他、認知症カフェなど地域の活動にも参加をしています。

職域 警察や消防、金融機関、スーパーマーケット・コンビニをはじめとする商店、交通機関など生活に密着した業種の人たちが多数、認知症サポーターとなっています。認知症が疑われる人と接する際にも、適切な対応をとることができ、また最寄り自治体の関係機関と連携を図り、見守りや早期発見・早期対応に貢献しています。



★ まずは認知症サポーターから始めよう!!

横浜市では地域住民、小・中・高等学校、大学や企業での認知症サポーターの養成を推進し、地域でも幅広い年齢層の認知症サポーターが活躍しています。認知症サポーター養成講座は各区で開催しています。

(2) 相談先の周知

認知症ケアパスガイド（オレンジガイド）の活用

事業内容	○横浜市版認知症ケアパスガイド（オレンジガイド）を積極的に活用し、認知症の段階に応じた情報の提供やサービスの利用につなげます。 ○早期発見・早期対応の重要性等を周知するとともに、地域包括支援センター、区役所及び認知症疾患医療センターなどの相談先・受診先の利用方法について支援が必要な方に届くように周知を行います。 ○区役所や認知症疾患医療センター等におけるネットワークづくりに活用します。
------	---

(3) 認知症の本人からの発信支援

本人発信の場の拡大

事業内容	○本人からの発信の機会が増えるよう、イベントや地域における講座等での発信を、地域で暮らす認知症の人とともに進めていきます。 ○認知症の人が、自身の希望や必要としていること等を本人同士で語り合う「本人ミーティング」の取組を一層普及させます。 ○本人ミーティングの場等を通じて本人の意見を把握し、認知症の本人の視点を認知症施策の企画・立案や評価に反映するよう努めます。 ○本人発信の場を本人の身近で開かれた場所で持ち、認知症についての普及啓発に努めます。
------	---

2 予防・社会参加

施策の方向性

認知症の人が社会から孤立せず、継続的に社会とつながることができる取組を推進します。

(1) 介護予防・健康づくり

身近な地域における認知症予防に資する可能性のある取組の普及啓発【再掲】

事業内容	○庁内外の関係機関や関係団体等と連携し、フレイル予防、ロコモ予防、口腔機能の向上、栄養改善、社会参加の促進、こころの健康維持や認知症予防、健診・検診を含めた適切な受診等の効果的な普及啓発を行います。
------	---

軽度認知障害（MCI）を含めた認知症予防の正しい理解推進

拡充

事業内容	○軽度認知障害（MCI）を含めた認知症予防について、普及啓発媒体を活用し正しい理解を促進します。 ○軽度認知障害（MCI）と診断された人が認知機能の維持や低下を緩やかにするための生活習慣や社会参加の必要性を知り、認知症予防に資する活動に取り組めるように支援を行います。
------	---

コラム 軽度認知障害（MCI）

認知機能は、加齢とともに少しずつ低下していくと言われています。**軽度認知障害（以下、MCI）**とは、正常（年齢相応）と認知症の中間の状態、軽い認知機能の低下があって、難しい作業に支障は生じても基本的に日常生活は送ることができる状態の段階を指します。

運動や社会参加、適切な食事などの様々な生活習慣が、認知機能の維持や、認知機能の低下を緩やかにすることにつながると考えられています。

■ 認知機能の維持・介護予防に役立つ4つのヒント！

ヒント1 生活習慣病等の体調管理・治療

ヒント3 バランスの良い食事

ヒント2 適切な運動

ヒント4 社会参加・メリハリのある生活

詳しい内容は、MCIに関するリーフレット「認知症予防につながる早い気づきと4つのヒント」でご紹介しています。

MCIに関するリーフレットや「認知症予防大作戦（社会保険出版社）」の冊子を区役所や地域包括支援センターで配布しています。



「認知症予防につながる
早い気づきと4つのヒント」



「認知症予防大作戦」

(2) 地域活動・社会参加

本人や家族の居場所の充実

拡充

事業内容	○認知症の人、家族、関係者が集える場を増やすとともに、身近な場所で行われていることを周知します。運営者に対して、参加者が気軽に参加できる場となるよう、研修を行います。また、介護者のつどい等の運営支援や広報を行います。 ○認知症の人が、自身の希望や必要としていることなどを本人同士で語り合う「本人ミーティング」の取組を一層普及させます。【再掲】 ○認知症カフェについて、認知症の人やその家族が地域の人や専門職等と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場であることを周知します。また、<u>認知症カフェ同士の横の情報共有が行える体制づくりを推進します。</u>
------	---

コラム 認知症カフェ

認知症の人やその家族、地域住民、医療や福祉などの専門職など誰でも気軽に集まれる場所です。

横浜市内には100か所を超える認知症カフェがあります。

また、認知症カフェが居心地の良い安心できる場所だと感じていただけるように、認知症カフェの運営者向けの研修を開催するなどの支援をしています。

○認知症カフェの参加者は何を目的に集まっているの？

「同じ立場の人と話をしてみたい」、「利用できる制度の情報が欲しい」など、一人ひとりが違った目的で利用しています。



○認知症カフェではどのようなことをしているの？

茶話会やミニ講座、健康体操など場所によって様々な取組をしています。



○認知症カフェはどこで開催されているの？

地域ケアプラザや医療機関、介護施設などで開催されています。
市内の「認知症カフェの一覧」は、横浜市ホームページをご覧ください。



本人が主体的に社会参加できる場の充実

拡充

事業内容	○認知症になってもこれまでの地域との関係が保たれ、住民同士の支え合いができるように、地域活動団体や担い手への認知症理解の啓発を図ります。 ○認知症の人が、支えられる側だけでなく、支える側として役割と生きがいを持って生活ができるよう、地域活動やサロン、認知症カフェの運営等に参画する取組を推進します。 ○チームオレンジのモデル実施で取り組んだ内容や効果、課題等を検証し、方向性を検討して本格実施に移行します。 ○チームオレンジの好事例を周知し、取組の拡大を図ります。
------	--

コラム チームオレンジ

「チームオレンジ」とは、認知症の人が自分らしく過ごせる地域づくりを進める取組です。認知症の人及び家族の困りごとや希望に沿って、認知症の人や家族、地域の住民、地域の関係機関などがチームを組んで、様々な活動に取り組んでいます。

■ チームオレンジの活動の具体例・・・

- ・ 認知症カフェの開催後に、参加者の声や様子を共有し、認知症の人が活躍できる機会について話し合った。
- ・ 地域に認知症の人が集える場所がなかったのでキャラバン・メイトや民生委員などの関係者が話し合っ、当事者のつどいを立ち上げた。
- ・ 地域の見守り活動団体が主体となり地域のイベントでブースを設置し、認知症の見守り活動について啓発を行い、地域住民が自分事として認知症について考えるきっかけづくりをした。 など



チームオレンジが実現するとこんな街！



3 医療・介護

施策の方向性

本人や家族、周囲が認知症に気づき、早期に適切な医療・介護につなげることで、本人・家族がこれからの生活に備えることができる環境を整えます。また、医療従事者や介護従事者等の対応力の向上を図ります。

(1) 早期発見・早期対応

もの忘れ検診による早期発見・早期対応の推進

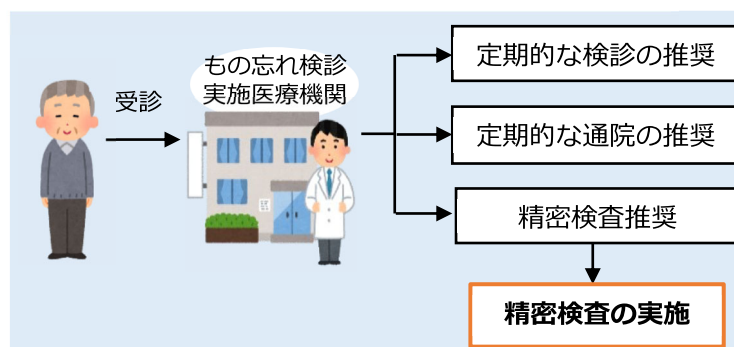
拡充

事業内容	○認知症の症状や認知症の早期発見・早期対応、軽度認知障害（MCI）に関する知識の普及啓発を進め、本人や家族が必要なときに適切な機関へ相談できるようにします。 ○身近な医療機関で受けられる「もの忘れ検診」をさらに周知し、認知症の早期発見・早期対応の体制づくりを推進します。 ○軽度認知障害（MCI）と診断された人が認知機能の維持や低下を緩やかにするための生活習慣や社会参加の必要性を知り、認知症予防に資する活動に取り組めるように支援を行います。【再掲】
------	--

コラム もの忘れ検診

認知症の疑いがある人を早期に発見し、早期の診断と治療につなげることで、認知症の重症化予防を図ることを目的としています。

対象者は、50歳以上の市民で、認知症の診断を受けていない方です。



多機関連携による早期対応や相談支援の推進

事業内容	○区役所や地域包括支援センターにおいて、関係機関と連携し、高齢者や家族の認知症に関する相談対応と適切な支援・調整に取り組みます。 ○運転免許の自主返納又は行政処分により運転免許を失った高齢者の相談支援に関し、神奈川県警察と連携を図り、認知症の疑いがある人等の早期発見・早期対応を推進します。
------	---

認知症初期集中支援チームの活用と連携強化

事業内容	○認知症初期集中支援チームの効果的な活用のため、認知症疾患医療センター等の専門医療機関や地域医療機関、介護事業所等と連携を図ります。 ○認知症初期集中支援チーム間の情報共有や研修を通じて、チーム活動の活性化を図ります。 ○認知症初期集中支援チーム活動の評価等を通して、活動の充実を図り、積極的な活用につなげます。
------	---

（２）医療体制の充実

認知症疾患医療センターを中心とした医療体制の強化や認知症支援の充実

事業内容	○認知症疾患医療センターについて外部評価制度を導入することで、専門医療機関としての機能、地域連携拠点としての機能等について、質の向上を図ります。 ○認知症疾患医療センターが地域の認知症に関する医療提供体制の中核として、かかりつけ医や地域包括支援センター等の関係機関と連携し、地域の医療・介護資源等を有効に活用するためのネットワークを構築します。 ○認知症の速やかな鑑別診断、症状増悪期の対応、ＢＰＳＤ※や身体合併症に対する急性期医療、ＢＰＳＤ・せん妄予防等のための継続した医療・ケア体制の整備等を行います。 ○診断直後の本人・家族に対する医療的な相談支援、継続した日常生活支援の提供等を行います。 ※ＢＰＳＤ：認知症の行動・心理症状のことで、記憶障害などの中核症状が元になり、本人の性格や素質、周囲の環境や人間関係などが影響して出現する症状
------	---

コラム 認知症疾患医療センター

認知症疾患医療センターは、地域における認知症医療提供体制の拠点としての役割を担う専門医療機関です。保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、ＢＰＳＤと身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談などを行っているほか、地域保健医療・介護関係者等への研修を開催しています。



（３）医療従事者等の認知症対応力向上の推進

医療従事者等に対する認知症対応力向上研修の実施

拡充

事業内容	○かかりつけ医、歯科医師、薬剤師、看護師、その他の病院勤務の医療従事者等に対する認知症対応力向上研修や、かかりつけ医を適切に支援する認知症サポート医養成のための研修を実施します。また、認知症サポート医の地域での活動状況を踏まえたフォローアップ研修を実施します。 ○かかりつけ医認知症対応力向上研修の実施により、研修を受講した医師が、認知症の疑いがある人や認知症の人に対し、適切に対応し、必要がある場合は、適切な専門医療機関等へつなげられるようにします。
------	--

（４）介護従事者の認知症対応力向上の推進

介護事業所のための質の向上セミナー【再掲】

事業内容	○介護事業所の管理者向けのセミナーを開催し、人材育成を含めた職場環境の改善、運営能力の向上、サービスの質の向上を図ります。 ○介護事業所の介護職員向けに、認知症のケア技法等の基本的な知識や技術取得のためのセミナーを開催し、介護人材の質の向上を図ります。
------	--

4 認知症の人の権利

施策の方向性

認知症の人の視点を踏まえながら、家族や地域、関わる全ての人が認知症の人の思いを理解し、安全や権利が守られるよう、施策を推進します。

(1) 自己決定支援

本人の自己決定支援（エンディングノートの作成と普及等）【再掲】

事業内容	○これまでの人生を振り返り、これからの生き方を考え、家族や大切な人と共有するきっかけとなるように、各区でオリジナルのエンディングノートを配布し、活用講座を実施します。 ○一人暮らし高齢者など情報が届きにくい方に対して、地域関係者や介護事業所等の関係機関と連携しながらさらなる周知を図ります。 ○早い時期から自身のこれからの生き方を考えるきっかけとなるよう、幅広い世代に対してインターネット等を活用して周知を図ります。
------	--

(2) 権利擁護

成年後見制度等の利用促進【再掲】

拡充

事業内容	○横浜市成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、中核機関である、よこはま成年後見推進センターを中心に、認知症等により自己の判断のみでは意思決定に支障のある高齢者の権利や財産を守るため、制度の普及・啓発を進めます。 ○横浜生活あんしんセンターでは、権利擁護に関わる相談のほか、弁護士による専門相談を行います。 ○区社会福祉協議会あんしんセンターでは、権利擁護に関する相談や契約に基づく「福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス」「預金通帳など財産関係書類等預かりサービス」により、不安のある高齢者等の日常生活を支援します。また、<u>成年後見制度による支援が必要になった方を適切に制度につなぎます。</u>
------	---

(3) 虐待防止

高齢者虐待防止【再掲】

事業内容	○市民を対象とした講演会や研修会等により普及啓発を行い、高齢者虐待についての理解を進めるとともに、地域の見守り活動や、高齢者虐待を発見しやすい立場にある介護事業所等の協力を通じて、早期発見と未然防止を目指します。 ○養護者自身の心身の健康管理や生活の設計ができるよう、必要なサービスを利用するための支援や、養護者同士のつどいの活動の充実を図ります。 ○支援者向け研修の充実を図り、高齢者虐待の防止への相談・支援技術の向上に取り組めます。 ○施設等において、利用者一人ひとりの人格や尊厳を尊重したケアが行われるよう、集団指導講習会や運営指導等の機会を捉え、適切な指導を行います。
------	--

5 認知症に理解ある共生社会の実現

施策の方向性

様々な課題を抱えていても、一人ひとりが尊重され、その本人に合った形での社会参加が可能となる「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めます。また、若年性認知症の人や介護者が相談でき、支援を受けられる体制を更に推進します。

(1) 認知症バリアフリーのまちづくり

認知症バリアフリーの推進

拡充

事業内容	○認知症の人への対応について、<u>交通事業者や金融機関等の接遇研修等への導入を働きかけ、認知症の人と関わる機会が多いことが想定される職域での認知症への理解を深めます。</u> ○日常生活や地域生活における様々な生活の場面で、認知症になっても利用しやすい生活環境の工夫や改善、支援体制づくりを進めます。認知症の人のニーズに沿って、関係機関が連携して取り組みます。 ○スローショッピングの周知や取組を進めます。 ○<u>チームオレンジのモデル実施で取り組んだ内容や効果、課題等を検証し、方向性を検討して本格実施に移行します。【再掲】</u> ○チームオレンジの好事例を周知し、取組の拡大を図ります。【再掲】
------	---

(2) 見守り体制づくり

認知症の人の行方不明時における早期発見等の取組の充実

事業内容	○認知症の人が安全に外出できる地域の見守り体制づくりを進めます。また、行方不明になった際に早期発見・保護ができるよう、SOSネットワークの取組を推進します。 ○見守りシールについて、多方面への周知を行うことにより、認知度を上げるとともに利用者数の増を図ります。 ○厚生労働省のホームページ上の特設サイトの活用により、家族等が地方公共団体に保護されている身元不明の認知症高齢者等の情報にアクセスできるよう周知します。
------	--

コラム 行方不明時の早期発見の取組

認知症高齢者等 SOS ネットワーク

関係機関が連携し、行方不明の認知症の人の発見・保護に協力する仕組みです。



※対応の流れは区によって多少の違いがあります。

認知症高齢者等 見守りシール

行方不明になった認知症の人が早期にご自宅に戻れるよう、個人情報を守りながら身元を特定できる「見守りシール」を配付しています。

<見守りシール見本>

衣服やよく持ち歩くものに貼って使用します。



(3) 介護者支援の充実

介護者のつどいや介護セミナー等の開催、情報発信の推進

事業内容	○介護者の視点から、より参加しやすい介護者のつどいの開催方法や関心のある内容について、支援機関向けに研修等を行います。 ○認知症高齢者グループホームや認知症対応型デイサービスと連携し、介護方法等の情報提供や相談などの介護者支援に取り組みます。 ○老老介護、ダブルケア、ヤングケアラー、介護離職の問題など、介護者が抱える複合的な課題や多様なニーズに対応できるよう、関係部署間での横断的な連携を行いながら、支援策の検討や支援者の質の向上を図ります。【再掲】
------	---

相談支援の実施

事業内容	○区役所や地域包括支援センターにおいて、関係機関と連携し、高齢者や家族の認知症に関する相談対応と適切な支援・調整に取り組みます。【再掲】 ○介護経験者や専門職等が対応するコールセンターを運営し、介護の悩みへの対応や、介護方法・医療情報の提供などの相談支援を行います。 ○幅広い世代の介護者へ、相談窓口や各種制度等についての情報を届けるため、インターネット等効果的な媒体を活用した周知を行います。
------	--

(4) 若年性認知症の人への支援

若年性認知症の人や家族の居場所の充実

拡充

事業内容	○若年性認知症について、早期に気づき、相談や医療につながるよう市民へ幅広く啓発を進めます。 ○若年性認知症についての正しい理解、本人の雇用継続の一助となるよう、企業や産業保健分野への普及啓発を行います。 ○発症初期の段階から、症状・社会的立場や生活環境等の特徴を踏まえ、認知機能が低下してもできることを可能な限り続けながら、適切な支援が受けられるようにします。 ○本人や家族に対する理解を深め、本人や家族のニーズに沿った支援を行うため、支援者を対象とした研修を実施します。 ○若年性認知症の人が通所できる介護事業所や障害事業所等を増やし、社会参加できる場を拡充します。 ○本人や家族がお互いに安心して情報交換や相談ができ、思いが発信できる場の<u>充実を図ります。</u>
------	--

若年性認知症支援コーディネーターを中心とした支援体制の推進

拡充

事業内容	○認知症の人が、自身の希望や必要としていることなどを本人同士で語り合う「本人ミーティング」の取組を一層普及させます。【再掲】 ○若年性認知症の人の受入れについて、介護事業所や障害事業所等へ周知や調整を図ります。 ○若年性認知症支援コーディネーターを中心とした関係機関等とのネットワーク作りを推進します。 ○若年性認知症支援コーディネーター間の情報共有や研修を通じて、支援の充実を図ります。
------	--

8. 第9期計画の介護サービス量の見込み・保険料の設定

第9期計画期間の介護サービス見込量等については、要介護認定者数（利用者数、サービスの利用実績）や、在宅・居住系・施設サービスの施策の方向性等を踏まえて推計します。

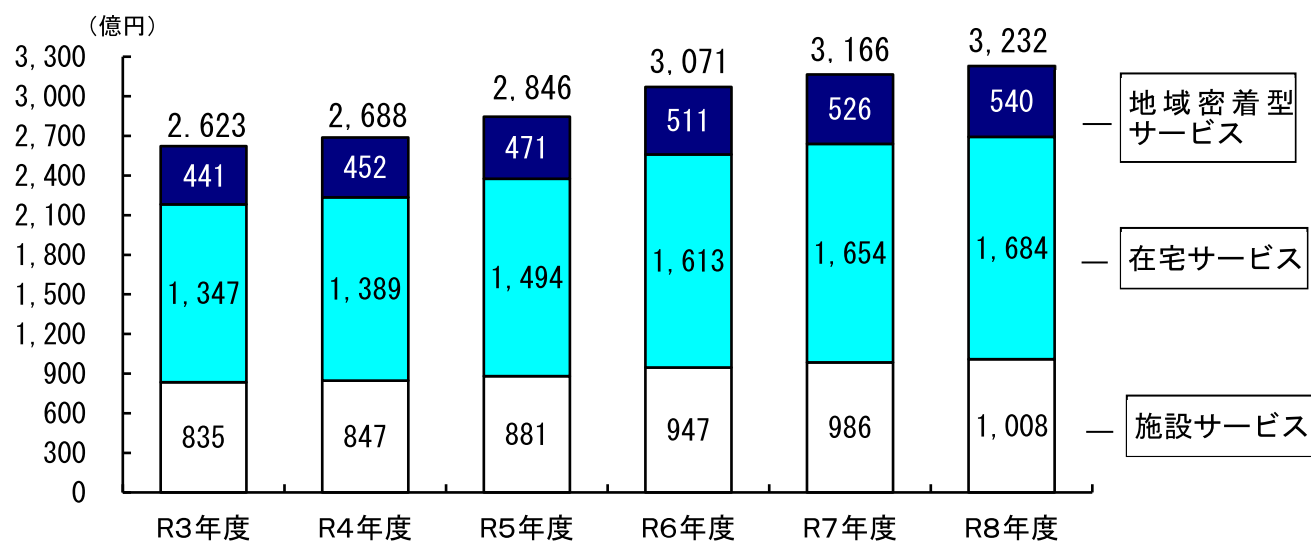
1 主な在宅サービス・地域密着型サービス・施設サービス等の見込量

（単位：人／月）

		第9期計画期間					
サービスの種類		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
在宅	訪問介護（ホームヘルプ）	29,800	30,300	31,900	33,100	34,100	34,700
	通所介護（デイサービス）	21,900	22,400	23,600	24,500	25,200	25,700
	訪問看護	25,100	26,600	28,100	29,200	30,000	30,600
	通所リハビリテーション	9,100	9,000	9,500	9,900	10,200	10,400
	福祉用具貸与	61,600	64,200	67,700	70,300	72,300	73,600
	短期入所（ショートステイ）	6,000	6,300	6,600	6,900	7,100	7,200
	特定施設（有料老人ホーム等）	11,500	11,900	13,800	14,000	14,200	14,400
地域密着	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	900	800	900	900	900	900
	小規模多機能型居宅介護	2,600	2,600	2,700	2,800	2,900	3,000
	認知症高齢者グループホーム	5,600	5,700	5,900	6,100	6,300	6,500
	地域密着型通所介護	13,700	14,700	15,500	16,100	16,600	16,900
施設	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	15,600	15,800	17,100	17,600	18,600	19,200
	介護老人保健施設	8,100	8,100	8,000	8,200	8,200	8,200
	介護医療院等	400	300	300	300	400	400

- ・特定施設及び介護老人福祉施設は地域密着型を含みます。
- ・在宅サービスは月平均の人数、施設サービスは月当たり平均利用者数。
- ・令和3年度、令和4年度は実績、令和5年度以降は見込量。
- ・現時点での見込みであり、今後、介護報酬改定の影響等により変動することがあります。

2 介護保険給付費

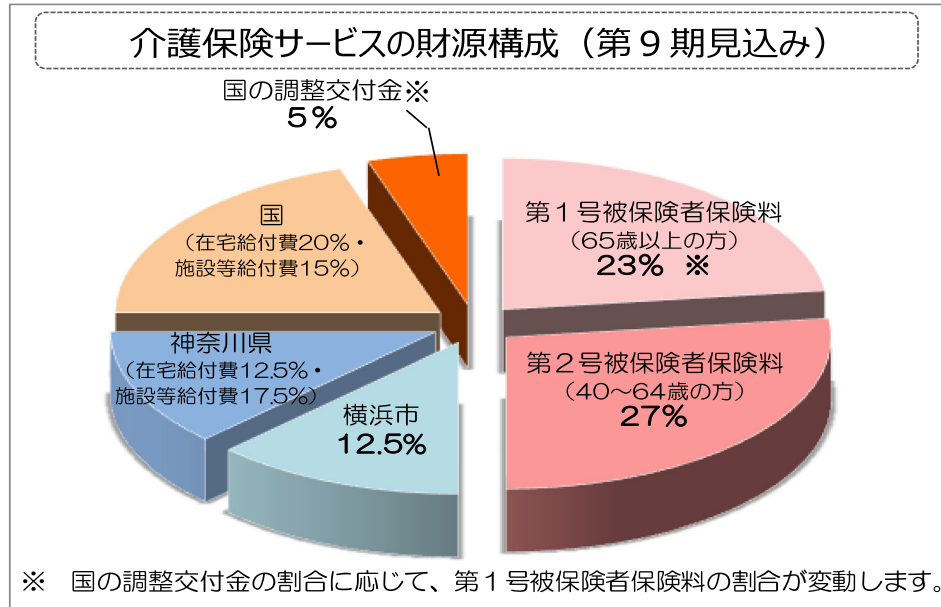


- ・その他の費用として、補足給付、高額介護サービス費等があります。
- ・令和3年度、令和4年度は実績、令和5年度以降は見込値。
- ・現時点での見込みであり、今後、介護報酬改定の影響等により変動することがあります。

3 第9期計画の保険料の見込み

(1) 保険料の仕組み

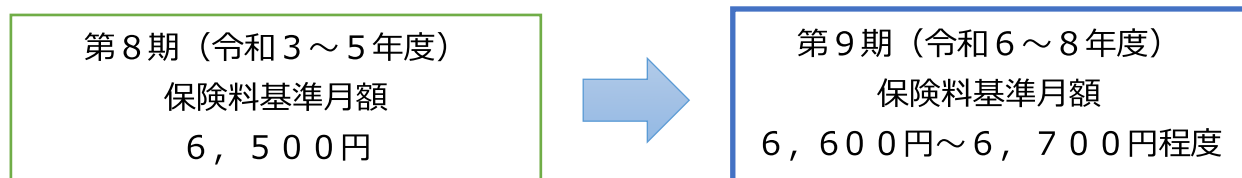
介護保険のサービス提供に要する費用は、利用者の自己負担分を除き、約半分を公費（税金）で、残りの半分为 40 歳以上の被保険者の保険料でまかなわれます。



(2) 保険料基準額

第9期計画においては、介護サービス利用者数の増加等により介護給付費が増え、保険料が大幅に上昇する見込みですが、介護給付費準備基金を活用することで上昇を抑制します。

この結果、現時点では保険料基準月額を 6,600 円～6,700 円程度と見込んでいますが、最終的には介護報酬の改定や各種制度改正の影響等を踏まえ、令和6年度予算案とあわせて公表します。



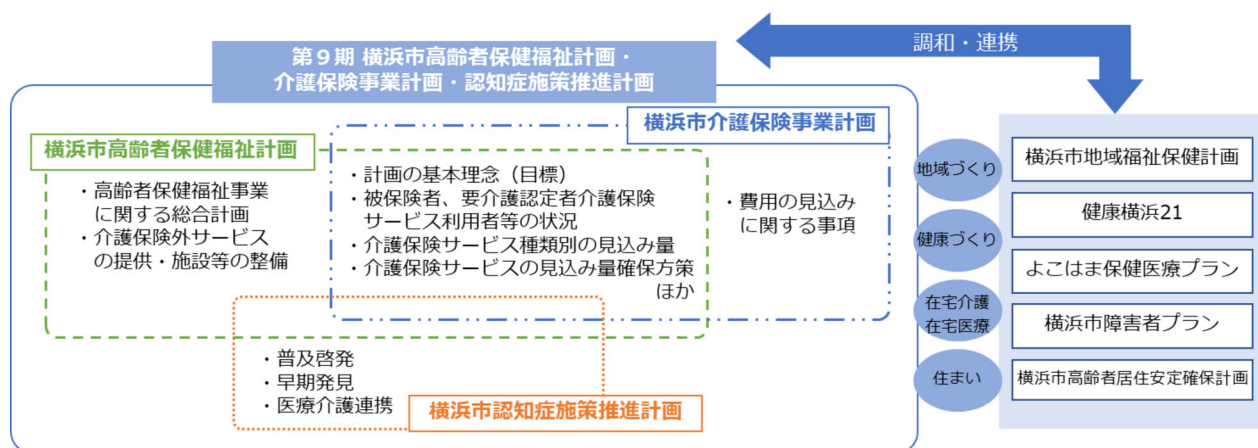
	第8期 (平均値)	第9期 (平均値)	第8期→第9期 伸率
総人口	377.9万人	377.4万人	▲0.1%
第1号被保険者数	93.5万人	95.6万人	2.2%
65～74歳	42.6万人	38.8万人	▲8.9%
75歳以上	50.9万人	56.8万人	11.6%
要介護認定者数	18.5万人	20.3万人	9.7%
介護保険給付費	2,719億円	3,156億円	16.1%
保険料（基準月額）	6,500円	6,600円～ 6,700円程度	-

- ・令和3年度、令和4年度は実績、令和5年度以降は推計値。(総人口は、令和2年国勢調査を基準とした横浜市将来人口推計)
- ・第1号被保険者数、要介護認定者数は10月の値かつ各期の平均値。
- ・介護保険給付費には補足給付、高額介護サービス費、地域支援事業費等は含んでいません。
- ・現時点での試算額であり、今後、介護報酬改定等の影響により変動することがあります。

9. 計画策定の趣旨

（１）計画の位置づけ

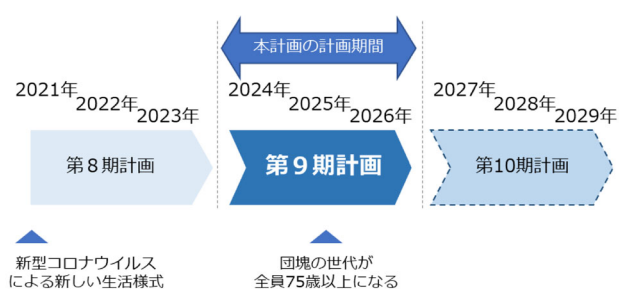
本計画は、「横浜市地域福祉保健計画」や「よこはま保健医療プラン」などの他の関係計画と調和を取りながら、高齢者の生活と、それを取り巻く地域を包括的に支える計画として定めています。



(2) 計画期間

第9期計画は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3か年計画です。

この計画に基づき、3か年の第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料の水準を決定します。



計画へのご意見・ご提案などをお書きください。

[illegible]

あなたのご意見をお寄せください。

この計画は、高齢者に関する保健福祉事業や介護保険制度の円滑な実施、認知症施策の推進に関する総合的な計画として、3年ごとに策定しています。

この素案をもとに、ご意見やご提案をいただきながら、今年度中に計画を策定します。

パブリックコメントを実施しています。
皆様のご意見・ご提案をお寄せください。
11月1日（水）～12月1日（金）

ご意見・ご提案の提出方法

この冊子の内容に対する皆様のご意見・ご提案を募集しています。
次のいずれかの方法でご意見・ご提案をお寄せください。

郵便

⇒ 下記のハガキをご利用ください。

F A X

⇒ 045-550-3613

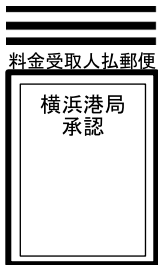
電子メール

⇒ kf-keikaku@city.yokohama.jp

携帯電話
スマートフォン
パソコン

⇒ 電子申請ホームをご利用ください。
(二次元コードまたは下記 URL からアクセスできます。)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/kyogikai/chiikihoukatsu-care/9kikeikaku.html>



郵便はがき
2 3 1 - 8 7 9 0
005

<受取人>

横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市健康福祉局
高齢健康福祉課 計画調整係 行



氏名

住所（居住区）

区

電話番号

年代 a.40 歳未満 b.40～64 歳
c.65～74 歳 d.75 歳以上

■ いただいたご意見等・個人情報に関するご案内

- ・いただいたご意見等は、今後の計画策定や高齢者施策の参考とさせていただきます。
- ・いただいたご意見等の概要と、それに対する横浜市の考え方をまとめ、後日、横浜市ホームページで公表します。ご意見等への個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。なお、第三者の利益を害する恐れのあるものなど内容により公表しない場合があります。
- ・ご意見等を正確に把握するため、電話によるご意見等は受け付けておりません。
- ・ご意見等の提出に伴い取得した個人情報は「個人情報の保護に関する法律」の規定に従い適正に管理し、「第9期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」策定に関する業務にのみ利用します。

横浜市健康福祉局高齢健康福祉課

TEL : 045-671-3412

FAX : 045-550-3613

E-mail : kf-keikaku@city.yokohama.jp

令和5年10月発行

新たな「横浜市一般廃棄物処理基本計画（素案）」に関する パブリックコメントの実施について

1 趣旨

横浜市では、ごみ処理の基本計画である「横浜 G30 プラン(2002～2010 年度)」、「ヨコハマ 3 R 夢プラン(2010～2025 年度)」に替わる新たな「横浜市一般廃棄物処理基本計画」の素案を策定しました。この計画を市民の皆様の御意見をふまえた計画とするため、パブリックコメントを実施します。



計画(素案)冊子・リーフレットデータはこちら
(横浜市資源循環局政策調整課ウェブページ)

2 計画概要

別紙「パブリックコメント用リーフレット」を参照

3 募集期間

令和 5 年 10 月 12 日(木) から 11 月 10 日(金) まで

4 意見の提出方法

次のいずれかの方法でご意見をお寄せください。

(1) 電子申請システム 【推奨】	①インターネットで横浜市電子申請システムと検索 ②ホーム画面の上部手続き一覧(個人向け)を選択 ③キーワード検索欄で一般廃棄物と検索 ④該当コメントを選択	
(2) 郵送	リーフレット付属のはがきをお送りください。(切手不要)	
(3) 電子メール	sj-newplan@city.yokohama.jp	
(4) F A X	045-550-4239	

※ 御意見を正確に把握するため、電話や口頭での御意見はお受け付けすることができません。

※ FAX・電子メールでお送りいただく場合は、「新たな計画への意見」である旨を明記してください。

5 リーフレット配架場所

リーフレット配架場所
○各区役所広報相談係、地域振興課
○横浜市立図書館・主要駅 P R ボックス
○市民情報センター（横浜市庁舎 3 階）
○資源循環局政策調整課（横浜市庁舎 23 階）
○資源循環局収集事務所、焼却工場

6 今後の予定

令和 5 年 10 月 12 日～11 月 10 日 パブリックコメントの実施
12 月 パブリックコメント結果公表・原案策定
年度内 新たな「横浜市一般廃棄物処理基本計画」開始

担 当：横浜市資源循環局政策調整課 （計画全体について）今井、木村（貴）
（パブリックコメントについて）近藤、木村（充）
電 話：671-2503
F A X：550-4239

【お問合せ先】資源循環局神奈川事務所 電話：441-0871 / FAX：441-5938

素案

パブリックコメント募集



新

横浜市一般廃棄物処理基本計画

を策定します

皆さまのご意見をお聞かせください

令和5年10月12日(木)
～11月10日(金)まで

廃棄物行政を取り巻く状況は時代とともに変化し、SDGsの達成 や 脱炭素社会の実現など様々な課題への対応が求められています。

こうした時代の変化に着実に対応していくため、新たな「横浜市一般廃棄物処理基本計画」を策定します。



一般廃棄物処理基本計画（2023年度～2030年度）

基本理念

将来にわたってごみの処理を安定的に継続していくとともに、SDGsの達成はもちろん、脱炭素社会の実現や循環経済の移行に向け、果敢に挑戦していきます。
さらに、ごみの処理を通じて、環境、経済、社会的な課題解決に向け、市民・事業者の皆様と共に考え、取り組んでいくことで誰もが快適に暮らし、将来世代に良好な環境を引き継いでいきます。

目標

燃やすごみに含まれるプラスチックごみの量を2030年度までに 2万トン削減（2022年度比）

具体的取組

SDGsの達成と脱炭素社会の実現 【市民・事業者の皆様との取組】



政策1 プラスチック対策の推進

注目POINT!

脱炭素社会の実現に向け、使い捨てプラスチックの削減や、適切な分別・リサイクルなど、市民・事業者の皆様による主体的な 3R+Renewable の取組を促進し、温室効果ガスの排出量を削減します。また、プラスチックごみによる海洋汚染問題への対応として、海洋流出防止に向けた取組を進めます。

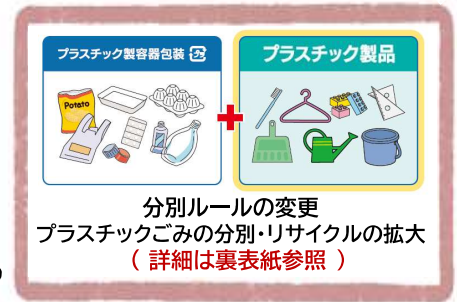
- 発生抑制(リデュース)の推進
- 分別・リサイクルの推進
- 事業者等への働きかけ
- 海洋流出対策



発生抑制の推進



近隣市と連携した広域でのプラスチック海洋流出対策



政策2 食品ロス削減の推進

市民・事業者の皆様の間で「食」を大切にする価値観が醸成され、製造・流通・販売・消費のあらゆる場面における食品ロス削減に向けた具体的な取組の実践と定着につながるよう、働きかけを行うとともに、先進的な取組の波及・普及を図ります。

- 価値観の醸成ときっかけづくり
- 場面に応じた実践行動の推進
- 多様な主体との連携・共有
- 事業者への働きかけ
- 生ごみの減量・リサイクル



実践行動の推進



小盛りやテイクアウトの飲食店を認定する「食べきり協力店」の利用促進

政策3 環境学習・普及啓発の推進

「誰もが快適に暮らし、将来の子どもたちに良好な環境を引き継いでいく」ため、市民・事業者の皆様がより一層環境に関心を持ち、3R行動などの具体的な取組の実践につながるよう、環境学習や普及啓発の取組を行います。

- 小学校や地域等との連携や出前講座等の実施
- 廃棄物処理施設における環境学習の充実
- 多様なツールや機会を活用した情報提供
- 3Rに関する表彰等の実施
- 環境プロモーションの実施



小学校向けの出前講座



ポスターコンクール

〈6つの政策と具体的取組〉

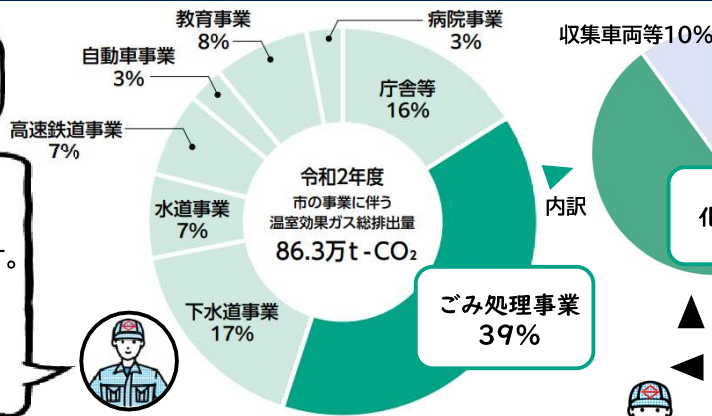


計画の詳細はこちら



どうして目標が
プラスチックごみの削減なの？

- ごみの処理に伴い発生する温室効果ガスは、市の事業全体の約4割を占め、そのうちの約9割がプラスチック類の焼却によるものです。
- プラスチックごみの焼却を減らすことで、温室効果ガスの排出量を削減し、脱炭素社会の実現を目指していきます！



プラスチックなど
化石由来のごみの焼却
90%

- ▲ごみ処理に伴い発生する温室効果ガスの内訳
- ▲市の事業に伴い発生する温室効果ガスの内訳



市民ニーズへの対応と安定したごみ処理 【行政の取組】

政策4 多様な社会ニーズへの対応

誰もがごみのことで困らない、住みよいまちに向けて、高齢化に伴うごみ出し支援やまちの美化、災害への備えなどに着実に対応していきます。また、デジタル技術の活用による行政サービスの向上や効率化等を進めます。

- 高齢化やごみ出しに関する課題への対応
- まちの美化の推進
- 災害への備え
- デジタル化の推進
- 廃棄物分野における国際協力
- 有料化の検討・廃棄物処理手数料の適宜見直し



円滑かつ迅速な
災害廃棄物の処理



DXによる
行政サービスの向上と効率化

政策5 安定したごみの収集・運搬・処理・処分

ごみ処理の安心・安全・安定を確保するため、家庭ごみ、し尿の安定的かつ効率的な収集運搬に努めるとともに、施設の適切な維持管理・補修を実施します。さらに、資源の有効利用を進め、環境負荷の低減を図ります。

- 家庭ごみの安定的な収集運搬と適正排出の推進
- 資源化の推進
- 環境に配慮した安定的なごみ処理の推進
- 事業系ごみの適正処理
- し尿処理



日々の家庭ごみ収集



リサイクルのために
缶・びん・ペットボトルを選別

政策6 将来を見据えた施設整備

将来にわたって安全で安定的なごみ処理体制を確保していくため、老朽化が進む廃棄物処理施設の計画的かつ着実な整備を実施します。また、環境にやさしいエネルギーの創出や利活用等、市域内の脱炭素化や地域貢献に向けた取組を進めていきます。

- 廃棄物処理施設の再整備等の実施・検討
- 環境にやさしいエネルギーの創出と地域貢献
- 省エネの推進・脱炭素技術等の研究



工場の新設・長寿命化工事



焼却工場のCO₂回収
(CCUの実証試験)

計画策定までのスケジュール ※令和5年10月現在

令和5年
10月12日～11月10日

パブリックコメント募集

いただいた
ご意見を参考に
原案を策定

令和5年12月

パブリックコメント
の結果・原案の公表

令和5年度中

新計画始動

計画の特色

NEW !

ジーサンジュウ

G30プラン



スリム

3R夢プラン



新たな一般廃棄物処理基本計画

分別・リサイクルの推進

分別・リサイクルに加え
リデュース・リユースの推進

プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大
→ 脱炭素社会の実現へ

「燃やすごみ」を減らす

「ごみと資源の総量」を減らす

「燃やすごみに含まれるプラスチック」を減らす



プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大について



食品トレイや洗剤の容器などの「プラスチック製容器包装」に加え、これまで燃やすごみとして処理してきたハンガーやバケツなどの「プラスチック製品」についても、分別・リサイクルを進めます。

現在の
分別区分

プラスチック製容器包装



このマークが目安です



新名称
「プラスチック資源」

追加

プラスチック製品 (プラスチックのみでできているもの)

「燃やすごみ」
ではなくなります



今後の
スケジュール

令和6年10月から9区※で先行実施し、令和7年4月から全市実施を予定しています。

※9区：中区、港南区、旭区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区

お問合せ先
横浜市資源循環局政策調整課



TEL :045-671-2503



FAX :045-550-4239



電子メール: sj-newplan@city.yokohama.jp



新たな一般廃棄物処理基本計画（素案）に対する あなたの御意見をお聞かせください ～パブリックコメントを実施します～【11月10日まで】

募集期間

令和5年10月12日(木)から11月10日(金)まで

提出方法

いずれかの方法で御意見をお寄せください。

①電子申請システム(推奨)

横浜市電子申請・届出システム > 手続き一覧(個人向け) > キーワード検索

電子申請システム▶



②郵送 本リーフレット付属のハガキを切り取り、お送りください。
切手は不要です。

③電子メール sj-newplan@city.yokohama.jp

④F A X 045-550-4239



切り取り

郵便はがき

231-8790

005

(受取人)

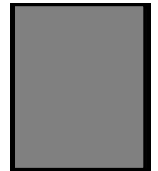
横浜市資源循環局

6丁目10-10-23 階

資源循環局政策調整課

「パブリックコメント担当」行

料金受取人払郵便



差出有効期限
令和6年2月29日まで

切手を貼らずに
お出してください。

留意事項

- 御意見を正確に把握するため、電話や口頭での御意見はお受け付けすることができません。
- 頂いた御意見は、原案策定の参考にさせていただきます。個人情報を除き、本市の考え方と合わせて後日公表させていただきます。個別の回答は行っておりませんので、あらかじめ御了承ください。
- 御意見の提出に伴い頂いた個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従って適正に管理し、本案に対する意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。
- FAX・電子メールでお送りいただく場合は、「横浜市一般廃棄物処理基本計画 素案」への意見である旨を明記してください。

お問合せ先

横浜市資源循環局政策調整課

TEL :045-671-2503 FAX :045-550-4239

電子メール: sj-newplan@city.yokohama.jp

御意見の提出に伴い頂いた個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従って適正に管理し、本案に対する意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。

計画(素案)冊子は以下の場所で閲覧できます。

●横浜市資源循環局政策調整課ウェブページ

横浜市トップページ > 市の情報・計画 > 横浜について > 市の組織 > 資源循環局の紹介 > その他 > 計画・方針 > 新たな一般廃棄物処理基本計画(仮称) > 新たな一般廃棄物処理基本計画



●各区役所 広報相談係・地域振興課

●市民情報センター(横浜市庁舎3階)

●横浜市立図書館

●資源循環局政策調整課(横浜市庁舎 23 階)

※ 冊子については閲覧のみとなっております。

紙での配布は行っておりませんのであらかじめご了承ください。

✂ 切り取り

新たな一般廃棄物処理基本計画(素案) への御意見をご記入ください

御意見のある項目に ☒ を入れてください。(複数選択可)

☐ 基本理念 ☐ 目標 ☐ 政策と具体的取組 ☐ その他

- | | |
|---|---|
| ☐ 政策 1
プラスチック対策の推進 | ☐ 政策 2
食品ロス削減の推進 |
| ☐ 政策 3
環境学習・普及啓発の推進 | ☐ 政策 4
多様な社会ニーズへの対応 |
| ☐ 政策 5
安定したごみの収集・運搬・処理・処分 | ☐ 政策 6
将来を見据えた施設整備 |

【ご意見】

見本

年末年始のごみと資源物の収集日程について

本年度の年末年始のごみと資源物の収集は以下のとおり行いますので、自治会町内会長様へお知らせをさせていただきます。(詳細は、裏面資料参照)

また、班回覧の中止に伴い、自治会町内会掲示板へのチラシの貼付をお願いいたします。チラシの配布につきましては、11 月下旬に各自治会・町内会へ配送させていただきますので、よろしくお願いいたします。

1 年末年始の収集日程について

- (1) 12 月 31 日(日)から 1 月 3 日(水)まで、収集をお休みさせていただきます。
- (2) 「燃やすごみ」「資源物」について、年末は 12 月 30 日(土)まで、年始は 1 月 4 日(木)から通常の曜日どおり収集します。

2 広報について

- (1) 自治会町内会掲示板へのチラシ掲出
※11 月下旬に各自治会町内会へ配送させていただきます。
- (2) 各集積場所に収集日程表を貼付
- (3) 広報よこはま 12 月号(市版)
- (4) ごみ収集車によるアナウンス
- (5) 市・局ホームページへの掲載
- (6) LINE・X(旧 Twitter) などへの掲載

3 資料(裏面)

年末年始のごみと資源物の収集日程

担当：業務課計画係(収集日程に関するお問合せ)

業務課運営係(広報に関するお問合せ)

電話：671-2551(計画係)、671-3815(運営係)

FAX：業務課 662-1225

年末年始のごみと資源物の収集日程

**12月31日(日)から1月3日(水)まで、
収集はお休みさせていただきます。**

○ 年末も、ごみと資源物の分別と減量にご協力をお願いします。

○ ごみと資源物は、各収集日の **朝8時まで**にお出してください。

(年末年始の期間は、通常と収集時間が変わることがあります。)

○ 収集がお休みの日は、ごみと資源物を絶対に出さないでください。

○ 分別されていないものは収集できません。



スリム
「ヨコハマ3R夢！」マスコットイーオ

収集日程を
お確かめの上、
ルールを守って
お出ください。



燃やすごみ・燃えないごみ
スプレー缶・乾電池

プラスチック製容器包装

缶・びん・ペットボトル
小さな金属類

12月	28日(木)	通常の曜日どおり収集します
	29日(金)	通常の曜日どおり収集します
	30日(土)	通常の曜日どおり収集します
	31日(日)	収集はお休みです
1月	1日(月)	
	2日(火)	
	3日(水)	
1月	4日(木)	通常の曜日どおり収集します
	5日(金)	通常の曜日どおり収集します
	6日(土)	通常の曜日どおり収集します

※ 古紙・古布等の、「資源集団回収」の日程については、
実施している自治会・町内会等か、回収業者へ直接お問合せください。

粗大ごみの申込み

電話でのお申込みは12月31日(日)から1月3日(水)までお休みします。



横浜市 粗大ごみ
2次元コード

※12月のお申込みは特に混み合い、
年内の収集にお伺いできない場合がございます。



粗大ごみのお申込みについてはこちらから
又は、インターネットで「横浜市 粗大ごみ」と検索

12月30日正午から1月3日までにお申し込みされた方への返信(収集日等のお知らせ)は、1月4日以降になります。

令和5年度 横浜市資源循環局

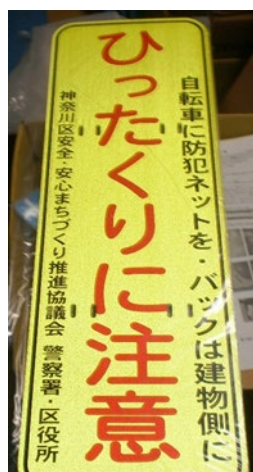
電柱巻防犯看板の撤去のお願い

平成18年度から平成24年度までに区役所から交付された「電柱巻防犯看板」につきまして、設置から11年以上経過し経年劣化により破損したまま設置されている看板があり、接触した時に怪我をすることが懸念されています。

つきましては、設置されています自治会町内会さまは撤去していただけますようお願いいたします。

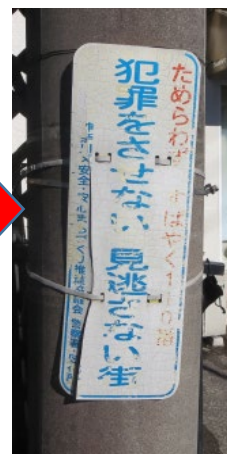
1 電柱巻防犯看板の概要と種類

- ① 看板色：黄色蛍光色 ② 大きさ：横約20cm×縦約60cm



③ 看板の種類

- ア「防犯パトロール実施中」
- イ「ひったくり要注意」
- ウ「犯罪をさせない 見逃さない街」



2 撤去について

看板は樹脂製のひもや金属製のバンドで固定されていますので、ニッパーやハサミで切断し撤去してください。

ご不明な点がございましたら、下記「お問い合わせ先」までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

神奈川区役所地域振興課（防犯担当）

電話：045-411-7095 F A X：045-323-2502



KANAGAWA

NOODLES

RALLY

神奈川県商店街麺ラリー

神奈川県内の麺を扱うお店を巡って
素敵な賞品を当てよう！

スタンプラリー実施期間

2023.11.1(水) - 2024.1.31(水)

マップを手にスタンプを集めよう！
この機会に初めての商店街にも訪れてみては？

神奈川県商店街麺ラリー
詳細はこちらから▶▶▶



異なる3店舗のスタンプを集めた方への賞品

Wチャンス：特別賞

各3名

A ブルーノ

コンパクトホットプレート



BRUNO

B ティファール

鍋9点セット (IH・ガス対応)



Tfal

スタンプを3つ以上集めた方への賞品

麺のおとも品

神奈川県内の企業からの素敵な賞品

各5名

1 岩井の胡麻油

横濱はいからセット



2 創健社

植物素材の Pastaソース

2点セット
(ボロネーゼ風・カルボナーラ風)



3 鳶金商店

愛媛県産焼きばら海苔
50g



または、神奈川県内商店街・店舗からのプレゼント



GREEN EXPO 2027
2027年国際園芸博覧会

開催期間▶2027年3月～9月
開催場所▶横浜・上瀬谷



詳細は
こちら

主催 神奈川県役所

共催 神奈川県商店街連合会

問合せ 神奈川県役所地域振興課

TEL : 045-411-7086 FAX : 045-323-2502

判断能力の低下した高齢者 悪質業者に狙われています！

- ・父と二人暮らしをしている認知症の母が、訪問販売や電話勧誘販売で次々と契約させられていた。
- ・訪問介護先の独居高齢者が、家にきた買取業者から形見の貴金属など数十万円分を、数百円で買い叩かれた。

悪質業者は、高齢者の〈孤独〉〈お金の不安〉〈健康の不安〉につけこみ、言葉巧みに近づいてきます。だまされていることに気がつかない高齢者も多く、被害は後を絶ちません。

- 周囲の見守り**が消費者トラブルを防ぎます。
- 判断能力に応じて「**成年後見制度**」の利用も有効です。



11月の消費生活教室のお知らせ
「暮らしに活かそう 食品表示」

令和5年 11月 27日(月) 9:30 ~ 11:30

泉区役所(泉区総合庁舎内) 4階会議室4ABC

定員80名(当日先着順・直接会場へお越しください)



契約などのトラブルで困ったとき、まずは、お電話ください！



消費生活相談電話

045-845-6666

〔 平日 9:00~18:00
土・日 9:00~16:45 〕

消費生活メールマガジン「週刊 はまのタスケ・メール」のご登録を！

横浜市消費生活総合センター 🔍 検索